第Ⅱ章

平成20年度以降の我が国水産の動向

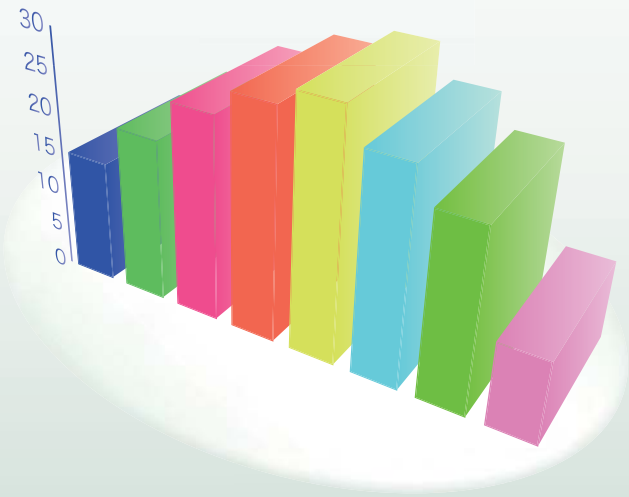

第1節 水産物の消費・需給をめぐる動き

（1）水産物の消費動向

（厳しい家計状況が魚離れをもたらしている）

近年、厳しい経済情勢を反映して、家計の収入及び消費支出は一貫して減少傾向にあります。支出の内訳をみると、保健医療費、交通・通信費等は増加傾向にある一方で、被服及び履物費等と並んで、食料費は減少が続いています。食料費について品目別にみると、米、牛肉等と並んで生鮮魚介は減少傾向になっています。

図Ⅱ－１－１　１世帯当たり食料支出額の推移（平成12年＝100）

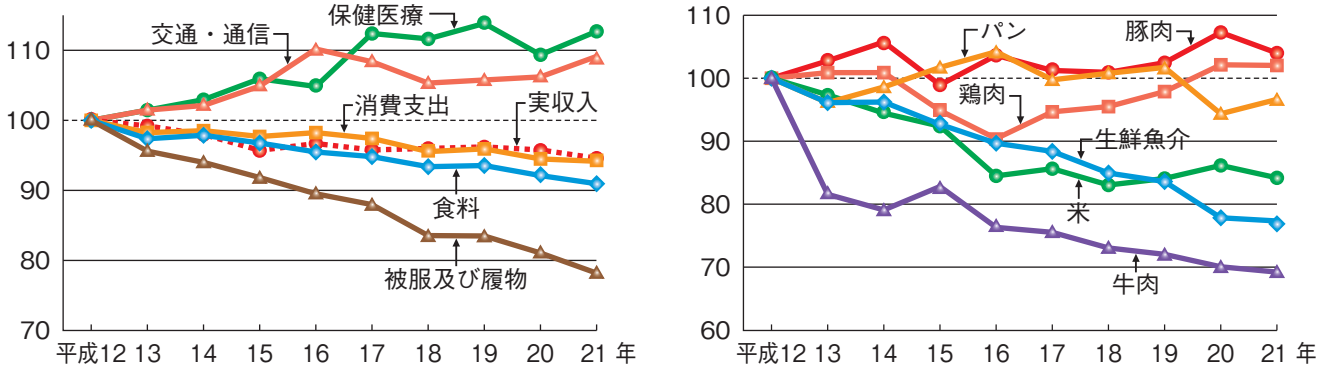

資料：総務省「家計調査」（二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く））及び総務省「消費者物価指数」に基づき水産庁で作成
注：消費者物価指数（平成17年＝100）に基づき補正を行った。
実収入とは、勤労や事業の対価としての現金収入（税込み）を合計したもの及び当該世帯外より移転された収入。なお、実収入については、二人以上の世帯のうち勤労者世帯の結果を用いている。

生鮮魚介について支出額の減少の要因をみると、単価の下落以上に購入数量の減少が大きくなっており、厳しい家計状況の中で、魚離れが進んでいることがうかがえます。

図Ⅱ－１－２　品目別支出額減少の要因（１世帯１年当たり平均単価及び購入数量の比較）

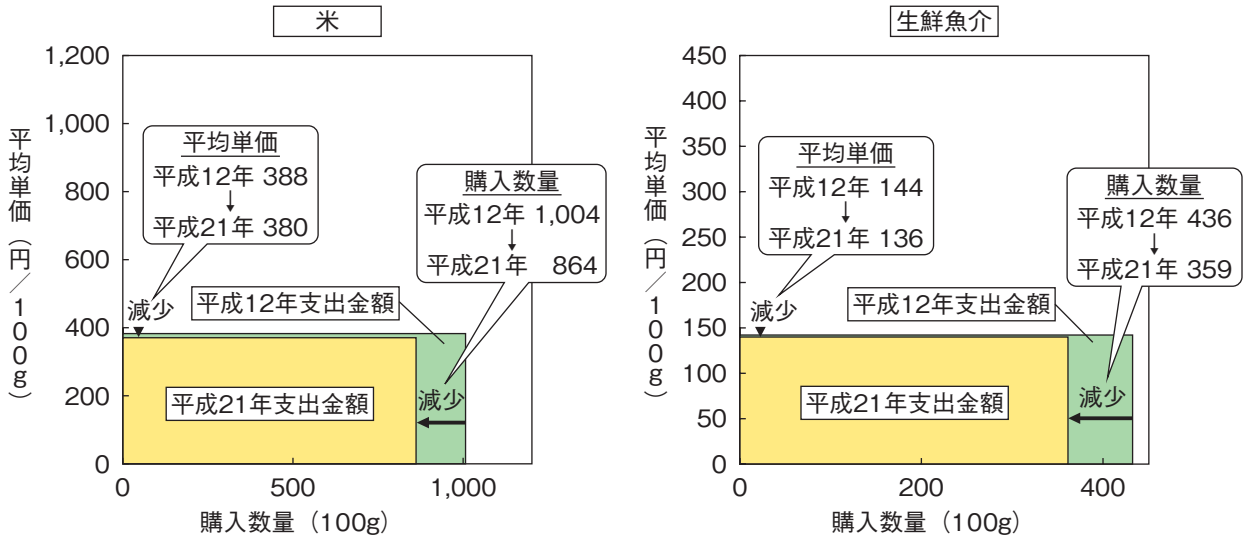

資料：総務省「家計調査」（二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く））及び総務省「消費者物価指数」に基づき水産庁で作成
注：消費者物価指数（平成17年＝100）に基づき補正を行った。

（食の外部化が進んでいる）

食料支出額について形態別にみると、家庭内調理[※1]への支出の割合が減少する一方、外食及び調理食品への支出の割合が増えています。

特に、二人以上の世帯と単身世帯とを比較すると、単身世帯において外食及び調理食品への支出割合が高くなっており、特に男性の単身世帯では、魚介類への支出割合が低くなっています。単身世帯数の割合は平成７年の25.6％から平成17年には29.5％へと増加している[※2]ことから、世帯構成の変化による魚介類への支出額の減少は、今後とも進行していく可能性があります。

図Ⅱ－１－３　食料支出額の形態別の推移

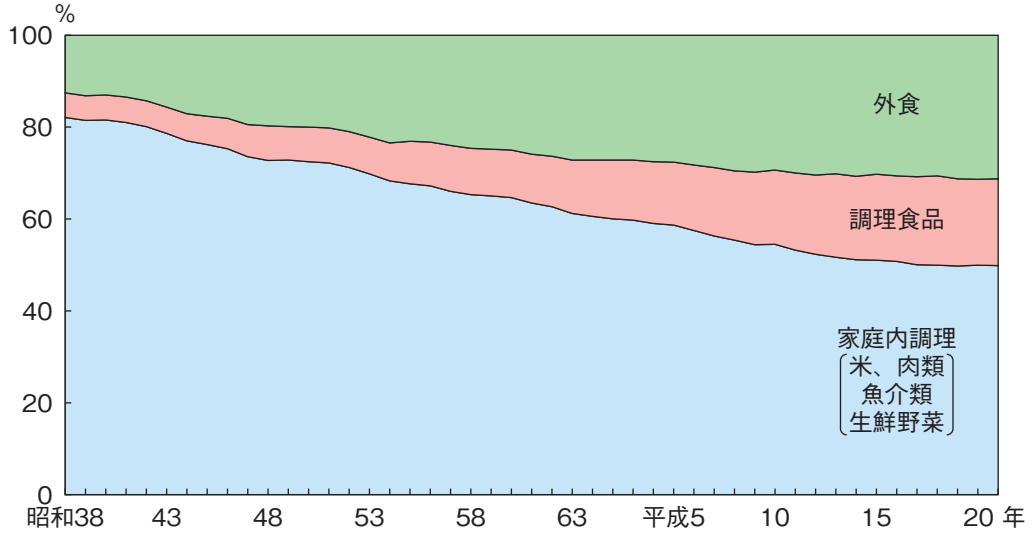

資料：総務省「家計調査」（昭和38年～平成11年は全世帯（農林漁家世帯を除く）、平成12年以降は二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く））

図Ⅱ－１－４　世帯構成別の年間１人当たり食料支出の内訳（勤労者世帯）

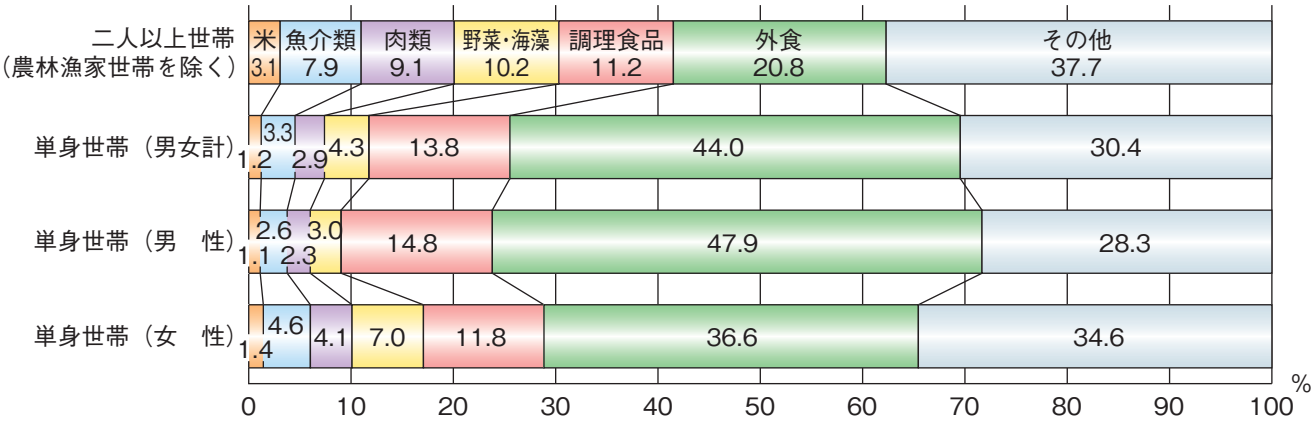

資料：総務省「家計調査」（平成21年）

※１　家庭内調理：ここでは、食料支出額のうち、米、肉類、魚介類及び生鮮野菜の合計をいう。
※２　総務省「国勢調査」

（人口減により水産物消費が一層減少する可能性がある）

我が国の人口は平成19年の１億2,777万人をピークに減少しており、平成37年には１億1,927万人と、平成19年比で７％減となることが予想されています[※1]。農林水産政策研究所が人口減、世代交代、高齢化等の要素を勘案して将来の食料支出額を予測したところ、我が国の全世帯の年間食料支出額は、平成17年の36兆8,340億円から、平成37年には36兆1,360億円へと、２％減少するとの結果になりました。中でも魚介類については３兆5,000億円から２兆6,000億円へと25％減少するとされています[※2]。

図Ⅱ－１－５　品目別年間支出額の変化（全世帯）

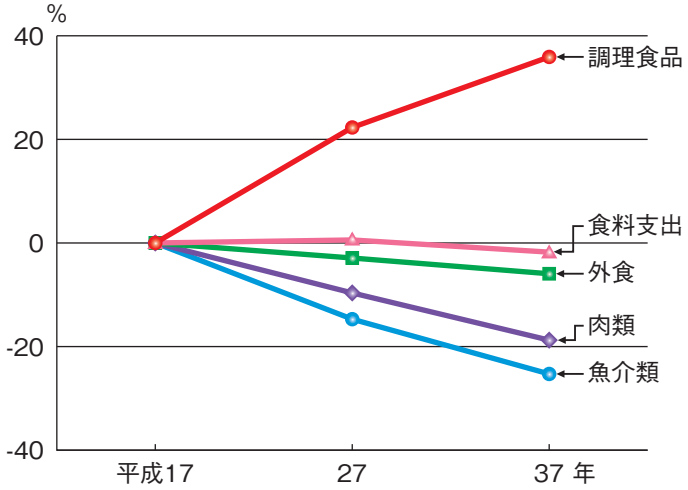

資料：農林水産政策研究所「少子・高齢化の進展等を踏まえた我が国の食料消費構造の展望」に基づき水産庁で作成
注：1）　魚介類とは、生鮮魚介、塩干魚介、魚肉練製品及び他の魚介加工品をいう。
2）　調理食品とは、主食的調理食品及び他の調理食品をいう。
3）　肉類とは、生鮮肉及び加工肉をいう。
4）　外食とは、飲食店における飲食をいう。

（家庭で消費される魚は変化している）

家庭で購入される鮮魚について、魚種別に１人当たり購入数量の変化をみると、昭和40年にはアジ・イカ・サバが上位３種を占めていましたが、平成21年にはサケ・イカ・マグロへと変化しています。

図Ⅱ－１－６　鮮魚の１人当たり購入数量の品目別割合

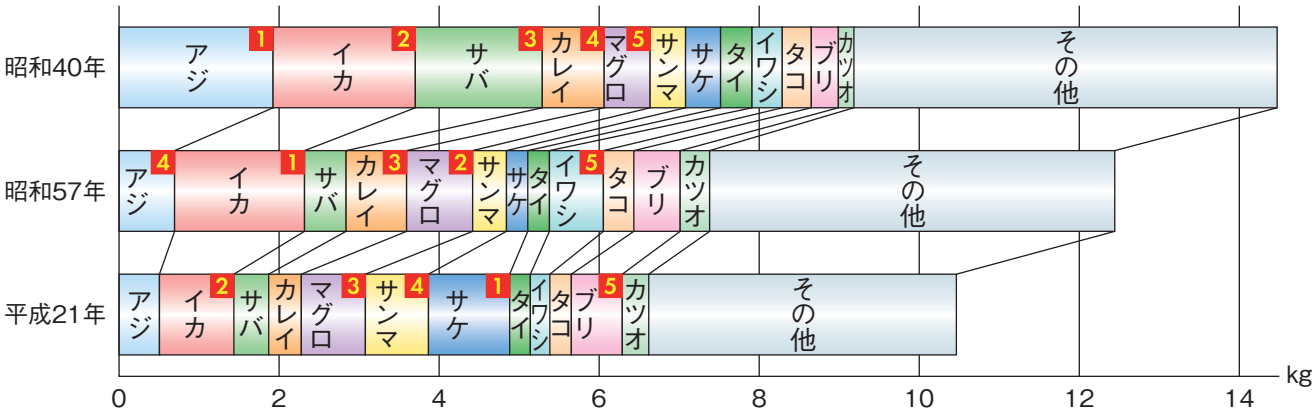

資料：総務省「家計調査」（昭和40年、昭和57年は全世帯（農林漁家世帯を除く）、平成21年は二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く））に基づき水産庁で作成

※１　資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」
※２　資料：農林水産政策研究所「少子・高齢化の進展等を踏まえた我が国の食料消費構造の展望」。食料支出額は、「家計調査」及び「全国消費実態調査」に基づき、出生年の違いによる「コーホート効果」、加齢に伴う「加齢効果」、時代の変化による「時代効果」、「消費支出額」、「価格」の影響を計測し推計を行っている。

家庭での魚介類の購入形態をみると、切り身、刺身、干物など、家庭での下ごしらえが不要な形態での購入が多くなっています。また、消費者の魚介類の購入先をみると、一般小売店からの購入が減り、スーパーマーケットからの購入が増えています。サケやマグロの１人当たり購入数量が大きく伸びた背景には、こうした魚介類の購入形態や購入先の変化が反映しているものと考えられます。

図Ⅱ－１－７　魚の購入形態（複数回答）

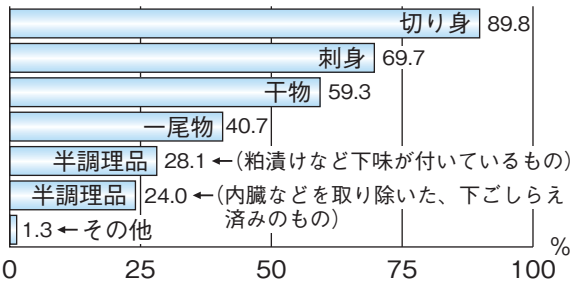

資料：（社）大日本水産会「水産物を中心とした消費に関する調査（平成21年３月）」

図Ⅱ－１－８　魚介類購入先の変化

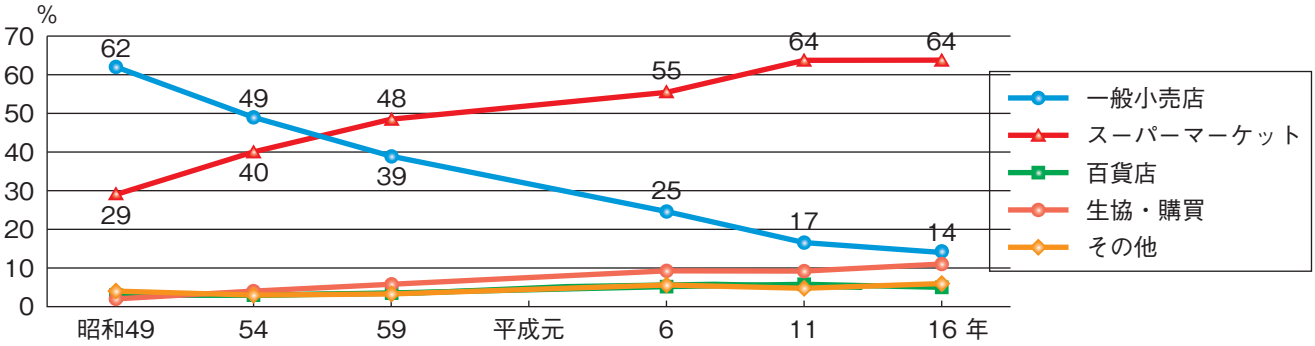

資料：総務省「全国消費実態調査」（二人以上の世帯、全国、金額の割合）
注：平成元年は、データが存在しない。

（多種多様な我が国の魚介類）

暖流と寒流が混じり合う我が国周辺の海域は多様な魚種に恵まれ、日本に生息する魚種は3,300種[※1]に及ぶといわれ、地域性豊かな魚食文化がはぐくまれてきました。我が国と同じく漁業大国であるノルウェーは、漁獲の上位８魚種で総漁獲量の９割を占めます。他方、我が国の場合、総漁獲量の９割を占めるのに28魚種が必要であり、我が国で獲れる魚介類がいかに多種多様であるかがわかります。

図Ⅱ－１－９　日本とノルウェーの漁獲物の構成の比較

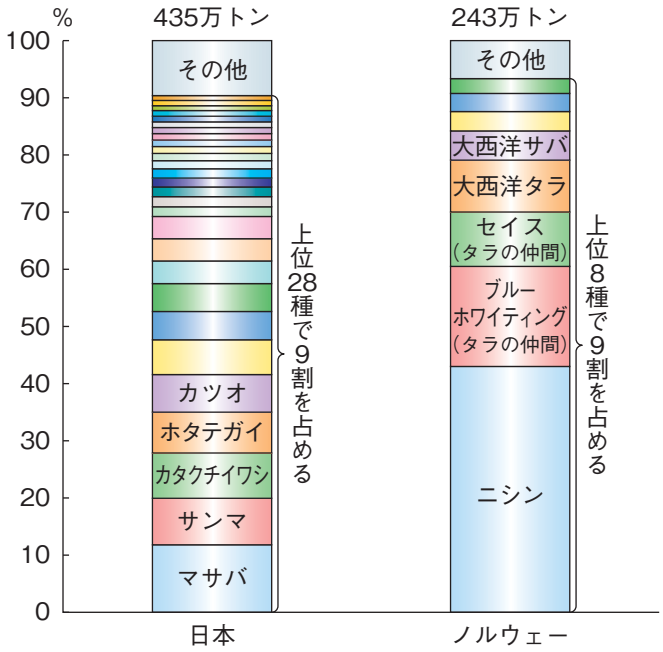

資料：FAO「Fishstat（Capture production 2008）」

※１　出典：東海大学出版会「日本産魚類大図鑑」

（魚食の地域性が薄れている）

このような魚介類の多様性は、地域の消費にも反映されています。例えば、地域ごとの魚種別の購入数量を全国平均と比較すると、東北地方ではカツオ、カレイ、サンマ等の購入が多く、九州ではタイ、アジ、イワシ等の購入が多くなっています。

しかしながら、近年、冷凍技術の発達や流通経路の多様化、輸入の増加、家庭での食生活の変化等により、こうした地域性が薄れるようになっています。特に、海外からの輸入が多いサケや冷凍技術の発達したマグロは、周年供給が行われるようになったため、消費の平準化が進んでいます。

図Ⅱ－１－10　魚介類購入数量の地域別の比較と経年的な変化（全国平均＝１）

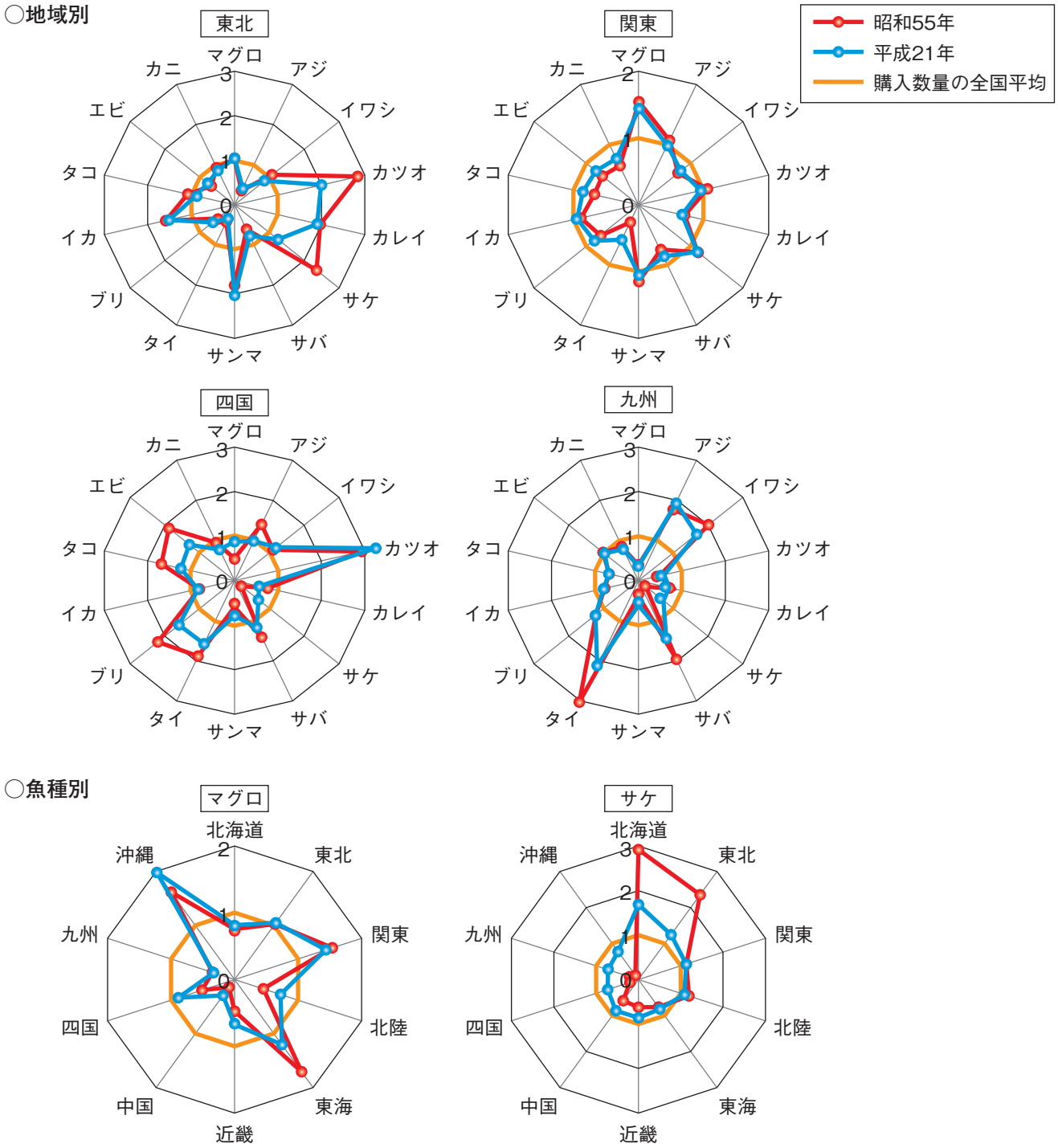

資料：総務省「家計調査」

（魚食の普及を通じた水産物消費の拡大が重要）

以上のように、今後とも魚介類の消費は減少することが懸念されますが、国民の間には、地産地消や食の安全性に対する関心が高まっており、国産水産物に対しては潜在的な需要が存在しています。

このため、家庭、地域、企業、学校等の生活の様々な場において、バランスの良い食卓づくりに向けた工夫や努力をしていくこと等を通じ、魚食の意義について国民の理解を得ながら、魚食の普及を図っていくことが重要です。

コラム

さぁ、さかなをたべよう！　子供を通じた魚食普及の取組（愛媛県松山市）

出前教室の風景

愛媛県松山市の中央卸売市場水産市場では、水産物の取扱量が平成７年をピークとして、減少傾向で推移してきました。そのため、取扱量を増やすために、まず魚を食べてもらうことが重要であるとの認識のもと、魚食普及に力を入れています。特に、子供の魚離れをくい止めることを重点課題の一つとし、魚食を題材とした紙芝居の作成・配布や出前教室、クイズ大会の開催、地元産タコの干しもの作りの親子体験、「魚（ぎょ）ぎょっとバーガー」の開発など、多彩な取組を行ってきました。

平成21年度からは、地元で水揚げされた魚介類を地元水産業を知るための「教材」として位置付け、栄養士等と相談しながら、「魚を美味しく楽しく食べてもらえる学校給食」の実現に向けた取組を開始しています。

学校給食は、日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養ったり、栄養バランスのとれた食事によって健康増進を図る役割がありますが、地元水産物の学校給食への活用は、地域の食文化や水産業への理解の促進という面からも大きな意義があります。

輸入魚と比較してコストが高い、骨付きの魚には抵抗があるなど、水産市場の取組にはまだまだ課題はありますが、将来を担う子ども達に安全・安心な地元の魚を届けようと活動は活発化しています。

コラム

「とけん」で魚食普及

平成22年５月から（社）日本さかな検定協会による「日本さかな検定（愛称「とけん」）」が始まりました。「と」とは、魚を意味する日本古来の幼児語です。日本では、古来より多種多様な魚を食し、また多彩な魚食文化を形成してきましたが、「とけん」はこうした日本の魚食文化を見つめ直すものです。

「とけん」では、知れば知るほど奥深い日本人と魚の関わり、魚の旬や鮮度、文化、歴史、うんちく等幅広い知識が問われます。検定を機会に、魚や魚食文化への知識を深めることで、より豊かな魚食生活につながることが期待されます。

（2）水産物の需給動向

（世界の水産物需要の動向）

欧米での健康志向の高まりや、中国、インド等の経済発展により、世界の食用水産物供給量は年々増加を続けており、2005年（平成17年）には１億543万トンとなりました。特に中国の増加が著しく、1993年（平成５年）頃から急速に増加し、2005年には世界全体の３分の１のシェアを占めるに至りました。

図Ⅱ－１－11　世界の食用魚介類の国別供給量の推移

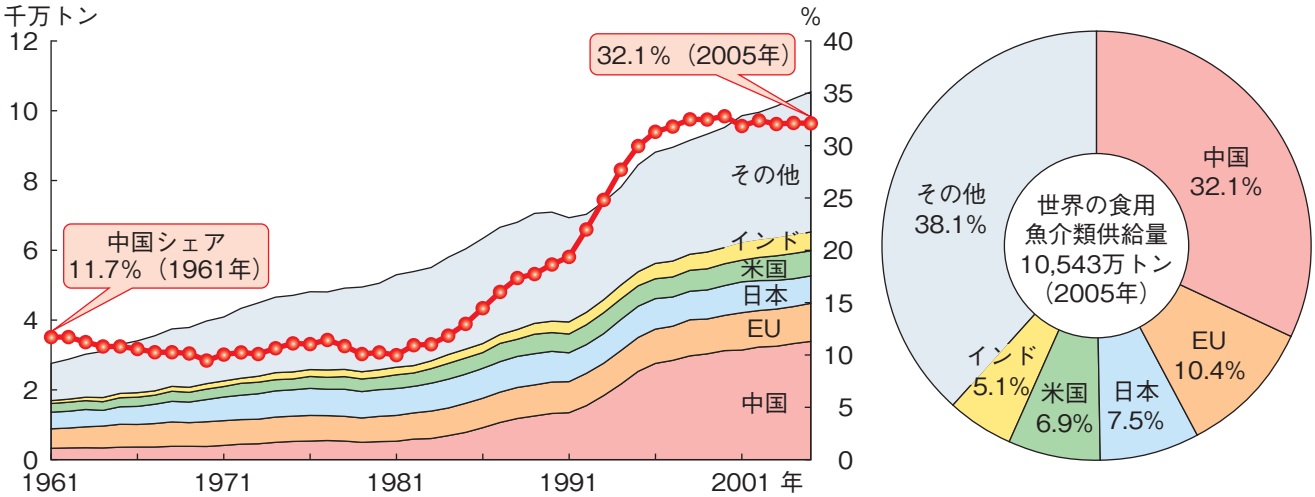

資料：FAO 「Food balance sheets（1961-2005）」、農林水産省「食料需給表」に基づき水産庁で作成

水産物の貿易は、世界的な需要の高まりにより年々増加傾向にあり、2007年（平成19年）の総輸入量・総輸入金額は過去最高となりました。我が国の輸入量が減少している中で、2005年（平成17年）以降、中国の輸入量が我が国を抜いて第１位となっています。

図Ⅱ－１－12　世界の水産物貿易金額・数量の推移（左）及び国別輸入量の推移（右）

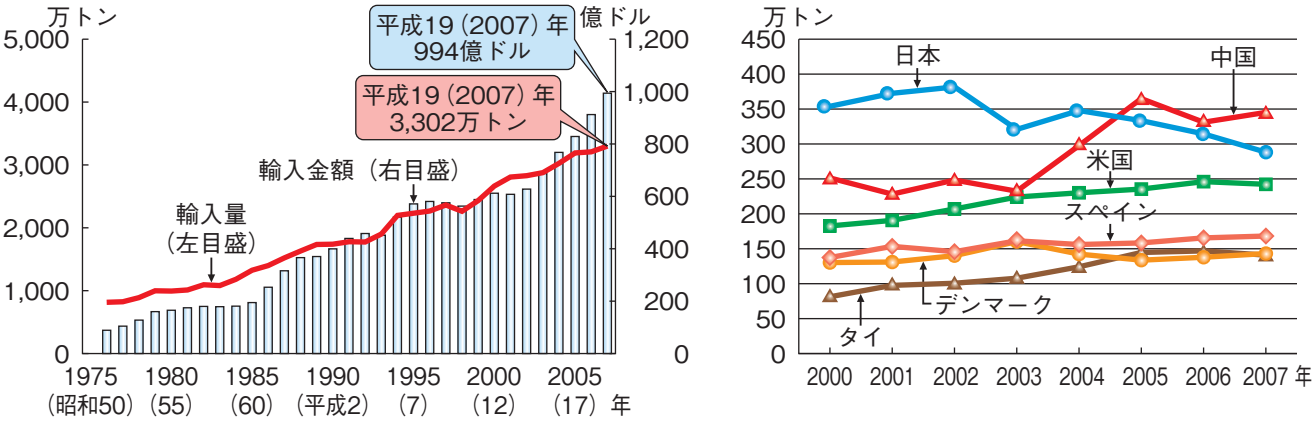

資料：FAO 「Fishstat（commodities production and trade（1976-2007））」

水産物は、国際的な需給関係や為替の変動により輸出入量が大きく変化します。近年では、欧州の需要の高まりからマダラや大西洋サケ等の価格が高騰し我が国の食用魚介類の輸入量が減少する、いわゆる「買い負け」が生じています。このような状況の中、我が国の自給率の在り方の検証や、水産資源を最大限活用するための輸出戦略を構築することが求められています。

コラム　中国人は脂の多い魚が好み

農林水産省が中国人の食生活、嗜好、流通などについて調査※1を行ったところ、中国では魚は日常的に食べられているものの、そのほとんどが淡水魚で、沿岸地域においても同様です。また、魚の調理方法は、蒸す、煮込むことが一般的です。

海産物は外食での消費が中心となっており、例えば寿司ではノルウェー産のサバやサーモンが好まれている反面、白身魚のタイ、ヒラメは好まれておらず、中国人は脂の多い魚を好んでいるようです。

平成21年の我が国の水産物輸出額の国別割合

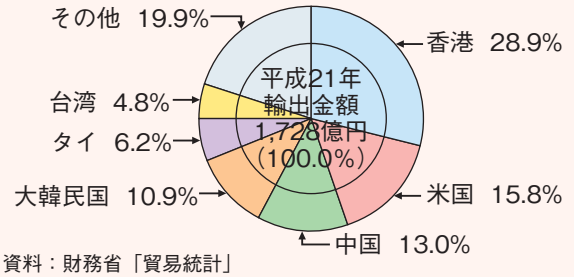

資料：財務省「貿易統計」

平成21年の我が国の水産物輸出金額1,728億円のうち、中国は231億円（13.0%）となっていますが、今後、水産物の巨大なマーケットとなることが期待されます。販路を開拓するためにも中国人の食生活を把握し、日本の調理方法を含めた水産物の情報を提示しつつ、販売促進につなげていくことが重要となっています。

（我が国の水産物需給動向）

食用魚介類の国内消費仕向量は、平成元年度の891万トンをピークに減少し、平成20年度には715万トン（前年度より12万トン減）となりました。国民１人１年当たりの供給量（粗食料ベース）も、昭和63年度の72.5kgをピークに平成20年度には56.0kg（前年度より0.9kg減）へと減少しました。不可食部分を除いた純食料ベースでみると、1人１年当たり31.5kg（前年度より0.5kg減）となっています。

図Ⅱ－１－13　魚介類の生産消費構造の推移

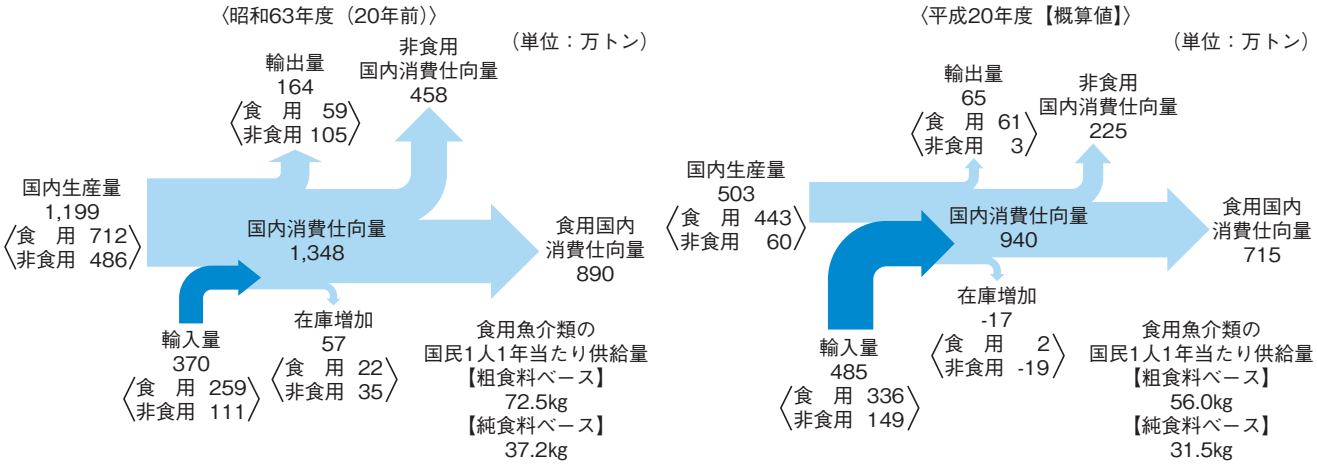

資料：農林水産省「食料需給表」
注：1）　数値は原魚換算したものであり（純食料ベースの供給量を除く）、鯨類及び海藻を含まない。
　　2）　純食料ベースの国民１人１年当たり供給量については、消費に直接利用可能な形態（例：カツオであれば頭部、骨、ひれ等を除いた形態）に換算。

※1　資料：「中国における品目別市場実態調査報告書」（農林水産省）

我が国の食用魚介類の自給率は、国内生産量の下げ止まりや、水産物の輸入量の減少から、微増傾向にあり、平成20年度には前年度に引き続き62%となりました。これは、国内生産量が減少したものの、それ以上に輸入量が減少したためです。

図Ⅱ－１－14　食用魚介類の自給率等の推移

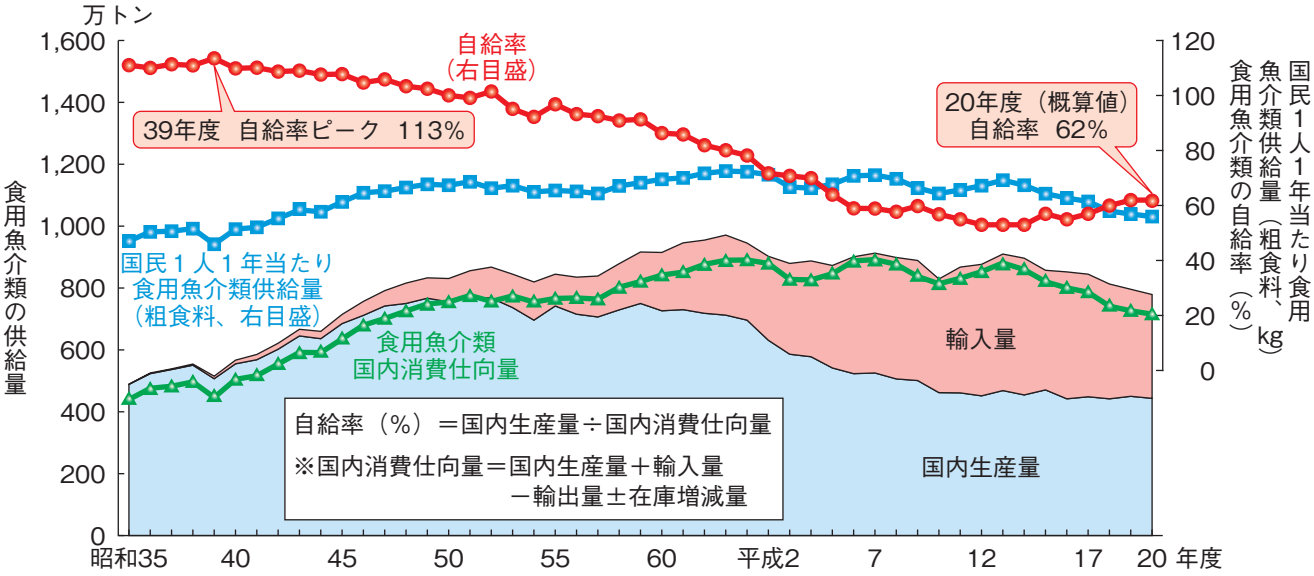

資料：農林水産省「食料需給表」

我が国の国民１人当たりの魚介類消費量は近年減少傾向にあるものの、主要国と比較すると依然高い水準となっています。一方、１人当たりの魚介類消費量の世界平均は、中国、米国、EU、インド等での消費量の増加を反映して、増加しています。

図Ⅱ－１－15　１人当たり魚介類消費量の主要国別推移

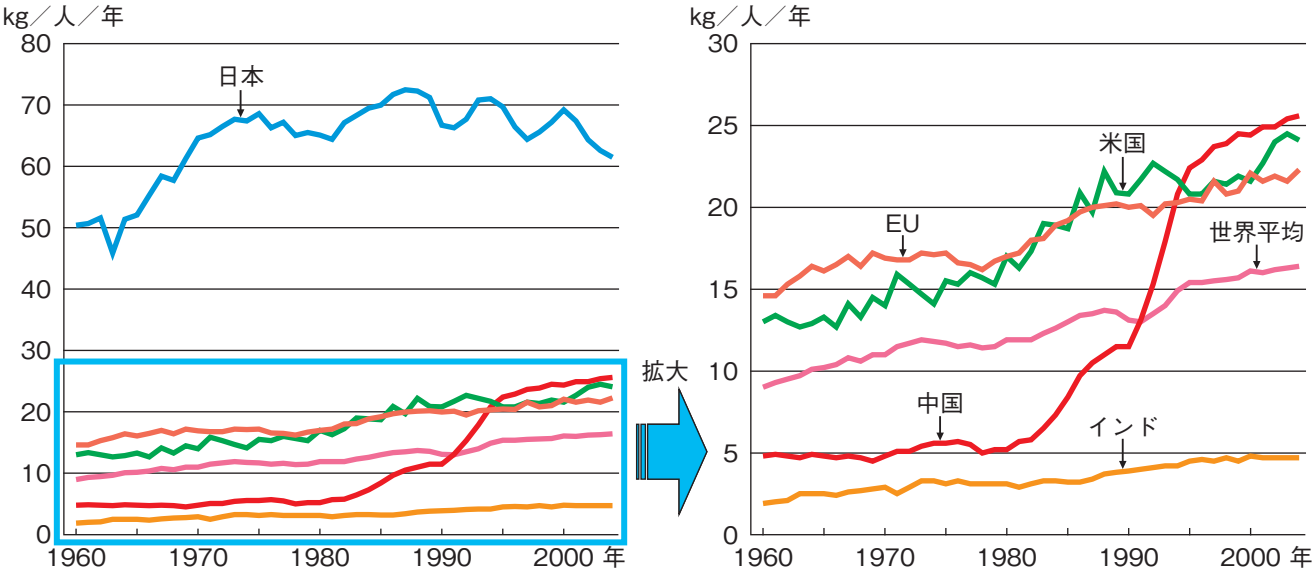

資料：FAO「Food balance sheets（1961-2005）」（日本以外）及び農林水産省「食料需給表」（日本のみ）

特に中国の１人当たりの魚介類の消費量は、この30年間で５倍に増加しています。これは、経済成長による所得の向上に伴い、食生活において動物性タンパクの消費が増大しているためであると考えられます。

図Ⅱ－１－16　中国における品目別消費量の推移

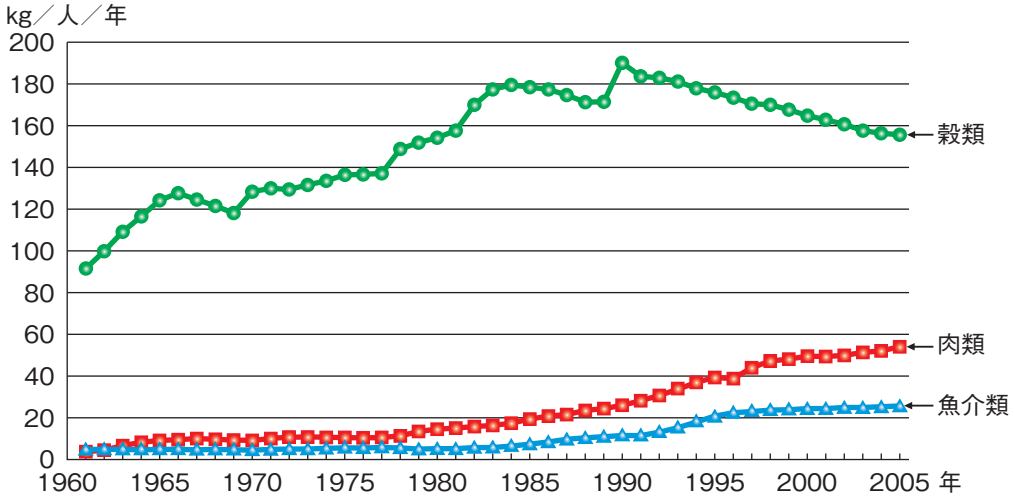

資料：FAO「Food balance sheets（1961-2005）」

第2節
我が国水産業をめぐる動き

（1）世界の中の我が国の水産業

第１節で紹介したように、国際的には水産物需要が高まっている状況の中で、我が国の水産業が持続的に経営を維持し、国民に水産物を安定的に供給していくためには、経営の体質強化を図ることが重要です。

（我が国の漁業・養殖業の状況）

平成20年の我が国の漁業・養殖業生産量は559万トンと、前年に比べ12万７千トン減少しました（2.2%減）。海面漁業については、サンマ、サバ類等が増加したものの、サケ類、マイワシ等が減少したことから、前年に比べ２万３千トン減少しました。海面養殖業については、ノリ類、ホタテガイ等が減少したことから、９万６千トン減少しました。内水面漁業・養殖業については、サケ・マス類、しじみ等の漁獲量が減少したことから、８千トン減少しました[※1]。

なお、漁業・養殖業生産額については、メバチ、スルメイカ、キハダ等が減少したことから、前年に比べ256億円減少し１兆6,275億円となりました[※2]（1.5%減）。

図Ⅱ－２－１　漁業・養殖業生産量・生産額の推移

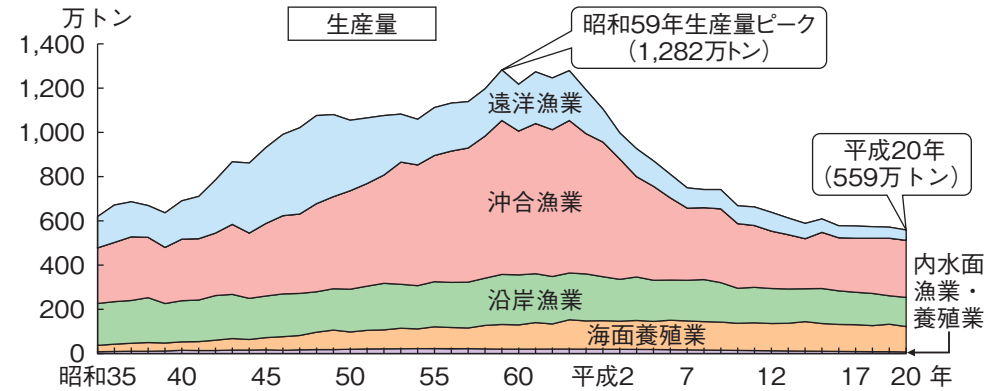

		20年（千トン）
生産量	合計	5,592
	海面	5,520
	漁業	4,373
	遠洋漁業	474
	沖合漁業	2,581
	沿岸漁業	1,319
	養殖業	1,146
	内水面	73
	漁業	33
	養殖業	40

※沖合漁業及び沿岸漁業については、推計値である。

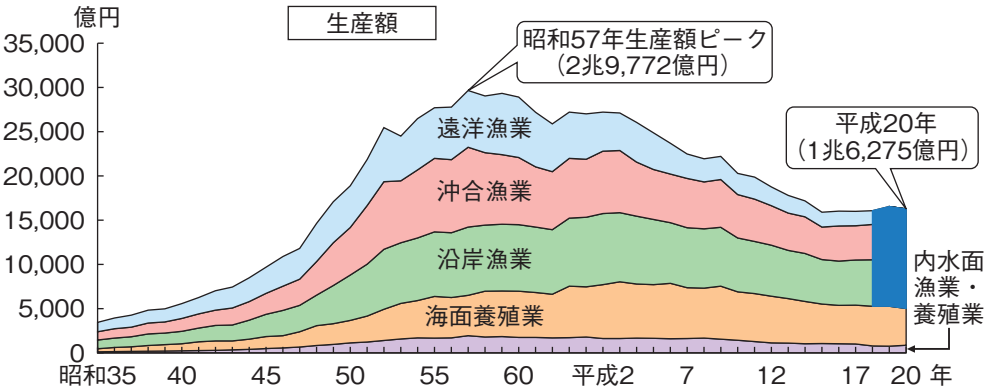

		20年（億円）
生産額	合計	16,275
	海面	15,423
	漁業	11,246
	遠洋漁業	…
	沖合漁業	…
	沿岸漁業	…
	養殖業	4,178
	内水面	851
	漁業	239
	養殖業	612

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」
注：1）　内水面漁業・養殖業生産量は、12年まではすべての河川及び湖沼、13～15年は主要148河川28湖沼、16年以降については、主要106河川24湖沼の値である。また、13年以降の内水面養殖業は、マス類、アユ、コイ及びウナギの４魚種の収獲量である。また、19年の収獲量は琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦において養殖されたその他の収獲量を含む。
2）　漁業生産額は、漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したものである。
3）　18年以降の内水面漁業の漁獲量、生産額には、遊漁者（レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの）による採捕は含まれない。

※１　海面漁業、海面養殖業、内水面漁業・養殖業の主要魚種別生産量及び生産額の推移→参考図表Ⅱ－２～４
※２　漁業・養殖業部門別生産量・生産額の推移→参考図表Ⅱ－１

（我が国は他の水産国と比較して内需指向型である）

我が国の沖合・遠洋漁業の漁業者１人当たり生産量及び生産額を主な水産国と比較すると、１人当たり生産量は低い水準にとどまる一方、１人当たり生産額は比較的高い水準にあります。これは、我が国の漁業は内需向けに、少量・多種で価格の高い鮮魚の供給が主であるのに対し、諸外国は輸出志向が高く、寡占化が進み、大型船主体で効率的な漁業が行われていることなどによるものといえます。

図Ⅱ－２－２　漁業・養殖業生産力の国際比較（生産量／人、生産額／人）

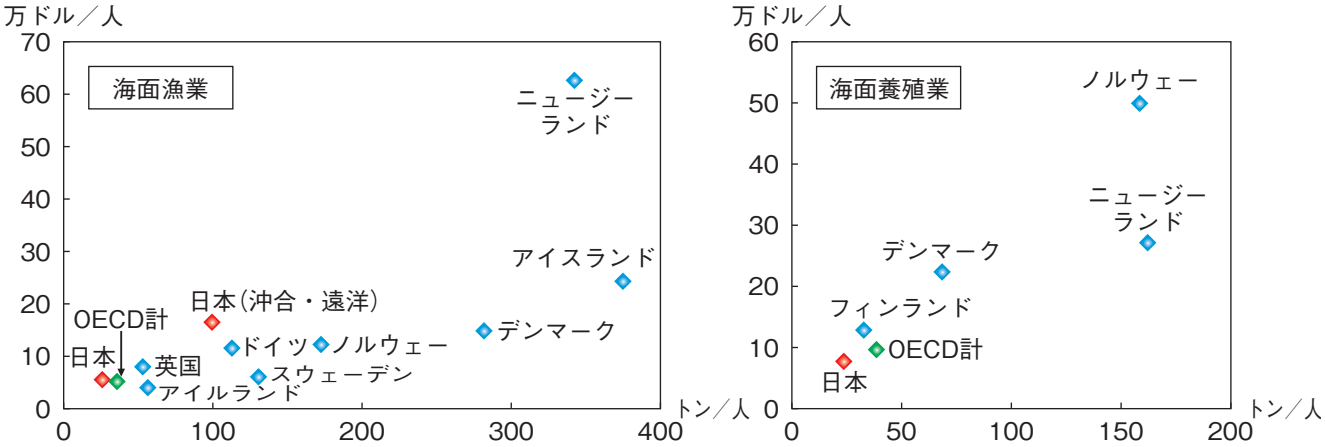

資料：OECDレポート2008（日本以外）、農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」（17年）及び「漁業就業動向調査報告書」（17年）に基づき水産庁で作成
注：1）　日本の値は、捕鯨業を除く。
2）　円相場：１ドル110.21円（2005年）　内閣府「平成21年度年次経済財政報告」より。
3）　データは2005年。ただし、日本の養殖業就業者数は、OECDレポートの値（2003年）を用いた。

図Ⅱ－２－３　主な水産国の生産消費構造の比較（2005年）

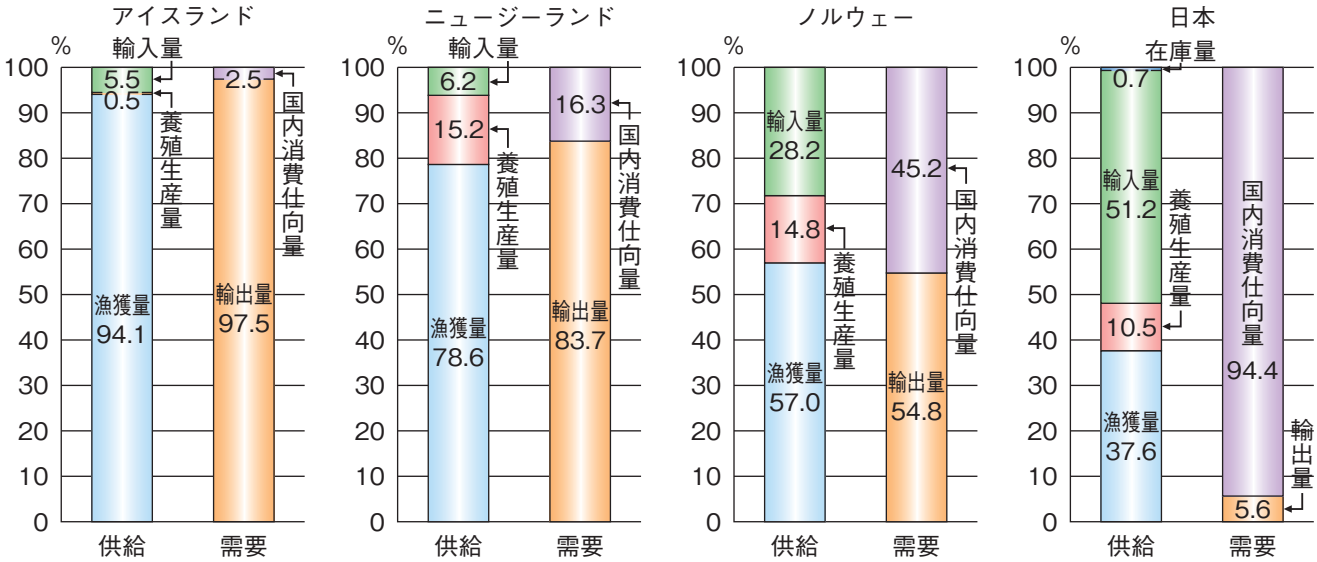

資料：FAO「Fishstat（Capture production）、（Aquaculture production）」（日本以外）、「Food balance sheets」（日本以外）、農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」（日本）及び「食料需給表」（日本）に基づき水産庁で作成
注：日本の漁獲量、輸出入量及び国内消費仕向量には海藻類（生重量）を含む。

（我が国の技術を活かした養殖業の国際競争力の強化が求められている）

世界の漁業生産量が頭打ちとなる一方、1990年代以降には、主に中国を中心として養殖生産量が急拡大し、世界の水産物需要の増大を支えています。OECD加盟国中では、日本の養殖生産量は第１位となっていますが、1995年（平成７年）から2005年（平成17年）の動向をみると、カナダ、アイルランド及びノルウェーでは毎年高成長を続けている一方、我が国は減少傾向にあります。

図Ⅱ－２－４　世界の漁業・養殖業生産量の推移

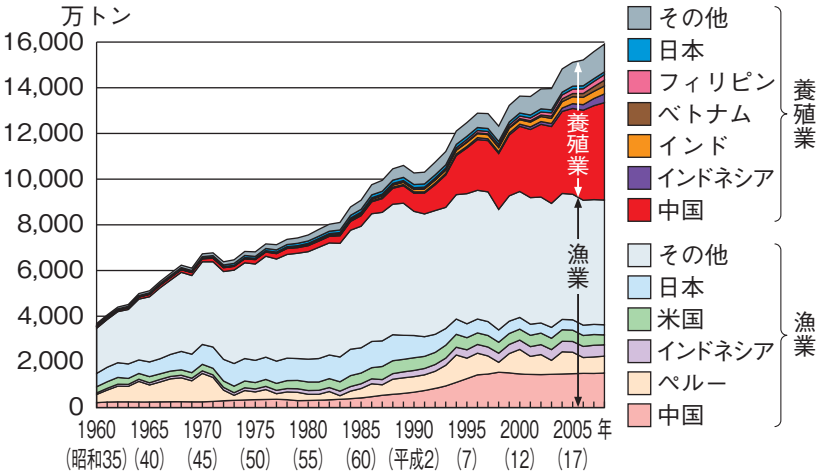

図Ⅱ－２－５　国別の養殖生産量の成長率の推移

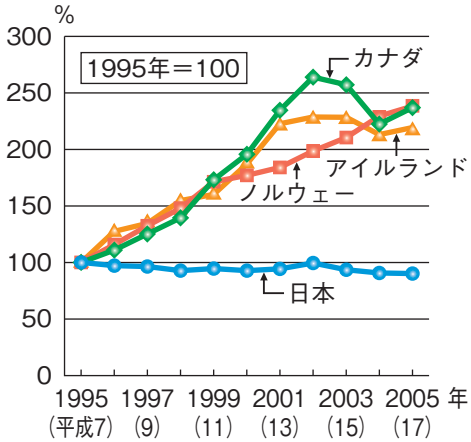

資料：FAO「Fishstat（Capture production 1960-2008）（Aquaculture production 1960-2008）（日本以外の国）及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」に基づき水産庁で作成

養殖業は、計画的な生産や規格の統一化が行えるため、マーケットのニーズに応じた安定的な供給やブランド化を図ることができるなどの有利性を有しています。例えば、ノルウェーでは、健康志向の高まりやBSE問題の影響等により魚の需要が拡大したEUを主なマーケットとし、戦略的な輸出品目としてサケ・マス類養殖業を位置付け、生産規模の拡大や生産コストの低減に取り組みました。この結果、養殖サケ・マス類の生産量は、1994年（平成６年）から2008年（平成20年）までの間に４倍の成長を遂げ、世界の生産量の４割を占めるまでになっています。また、日本に対しても、飼料等の工夫により日本人の好みに合わせた色やにおい、脂肪含有量等を実現し、刺身用サーモンという新たなマーケットの開拓に成功しています。

図Ⅱ－２－６　ノルウェーにおける養殖サケ・マス類の生産量の推移

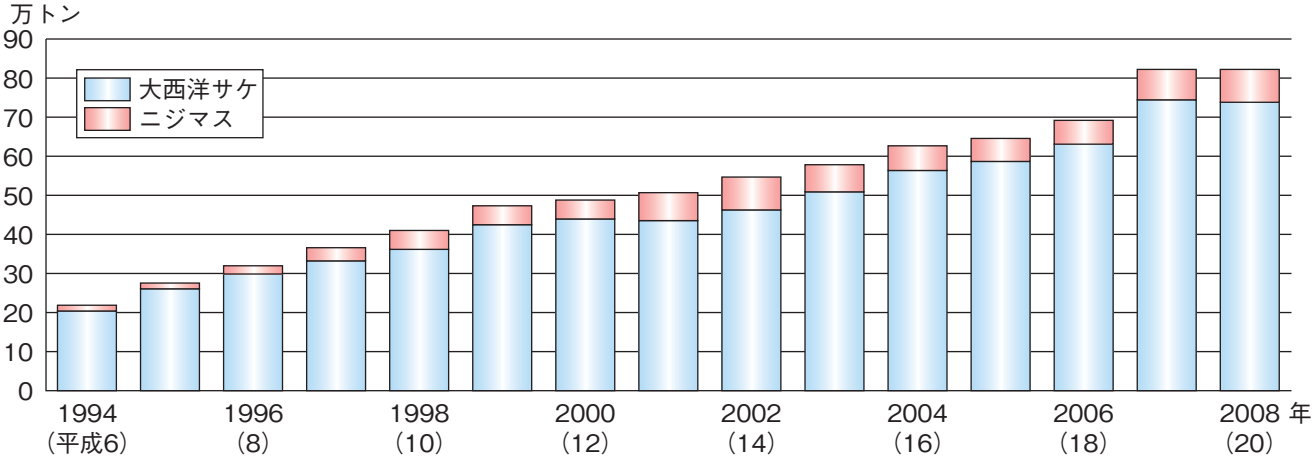

資料：ノルウェー漁業省HP資料

図Ⅱ－２－７　ノルウェーからの養殖サケ類の輸出量の国別割合（2008年）

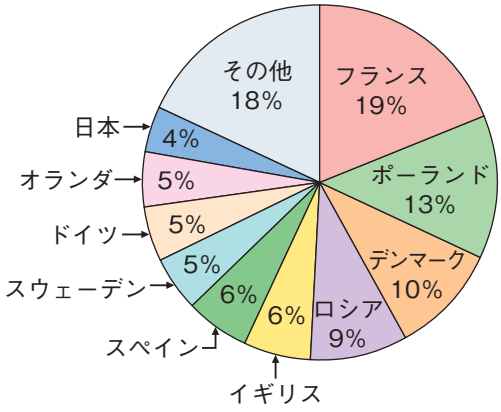

資料：ノルウェー漁業省HP資料

図Ⅱ－２－８　我が国のノルウェーからのサケ・マス類の輸入量の推移

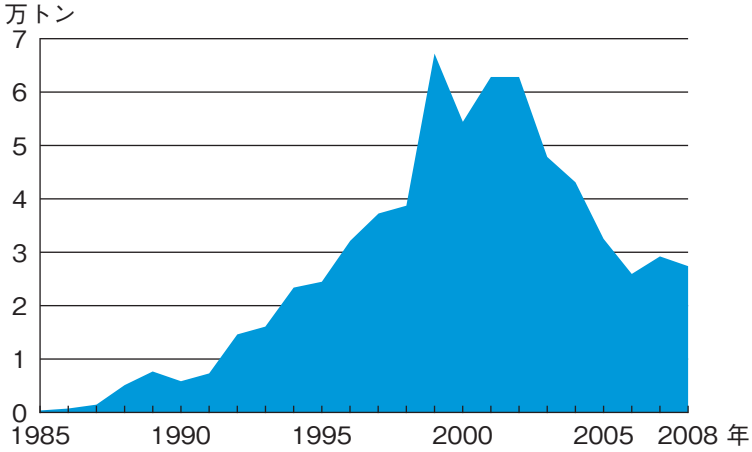

資料：財務省「貿易統計」

一方、我が国においては、海面養殖を主とする経営体数が減少傾向にあり、１経営体当たりの生産量は増加傾向にあります。また、我が国はクロマグロ等の種苗生産技術をはじめ、世界でも先端を行く増養殖技術を有しています。養殖業の世界的な競争が加速する中、我が国の養殖業は、こうした潜在力を活かし、国際競争力を高めていくことが求められています。

表Ⅱ－２－１　海面養殖経営体の生産量の推移

	単位	5年	10	15	16	17	18	20
海面養殖を主とする養殖経営体数	経営体	32,956	27,606	23,067	22,937	22,167	21,468	19,646
海面養殖生産量	万トン	127	123	125	121	121	118	115
１経営体当たり生産量	トン／経営体	38.7	44.4	54.2	53.0	54.7	55.1	58.4

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

コラム

天然資源に依存しない クロマグロの完全養殖技術の確立を目指して

我が国が輸入している養殖マグロには、地中海や太平洋産のクロマグロと、オーストラリア産のミナミマグロがあり、近年の輸入量は合計３万トン前後で推移しています。この中には、まき網漁船で漁獲し、生簀（いけす）に移して餌を与え、短期間のうちに太らせて脂の乗りを良くした、いわゆる「蓄養マグロ」も含まれています。この「蓄養マグロ」は、日本への輸出を背景に90年代後半頃から生産量が伸びており、資源に与える影響が懸念されています。

養殖マグロ輸入量の推移（製品重量）

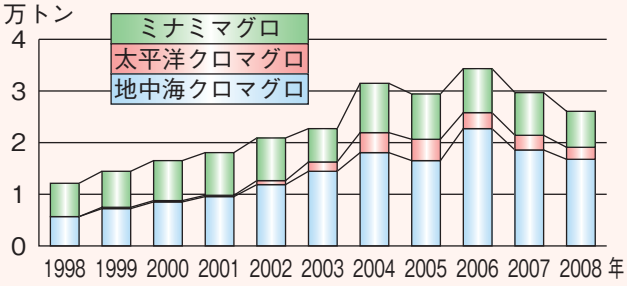

資料：財務省「貿易統計」、WCPFC資料及びCCSBT資料に基づき水産庁で推計

このような情勢のもと、国際社会においてクロマグロの漁獲規制が強化（トピックス参照）される

中で、我が国では大学等の研究機関や民間レベルで、天然資源に依存しないクロマグロの完全養殖技術の確立に向けた取組が進んでいます。

現在、障害となっているのは、安定的に卵を得る技術と、稚魚まで育てる技術です。受精卵から幼魚（ヨコワ）になるまでの生残率は、先駆的な研究が行われている近畿大学でも約３％となっています。天然の稚魚の入手が困難になると予想される中で、天然資源に負荷をかけない完全養殖技術を確立することは、クロマグロを安定的に供給する解決策となります。今後のさらなる取組が期待されます。

（我が国は、主要水産国に比較して就業者の高齢化が進行している）

OECDの調査によれば、大規模な企業経営が主体のニュージーランドや早期退職制度が普及しているフランス等では、漁業就業者に占める60歳未満の割合が高くなっています。

これに対し、我が国では、60歳以上の漁業就業者の割合が50％近くになるなど、高齢化が進行していることが示されています。

図Ⅱ－２－９　主要水産国の漁業就業者の年齢構造の比較

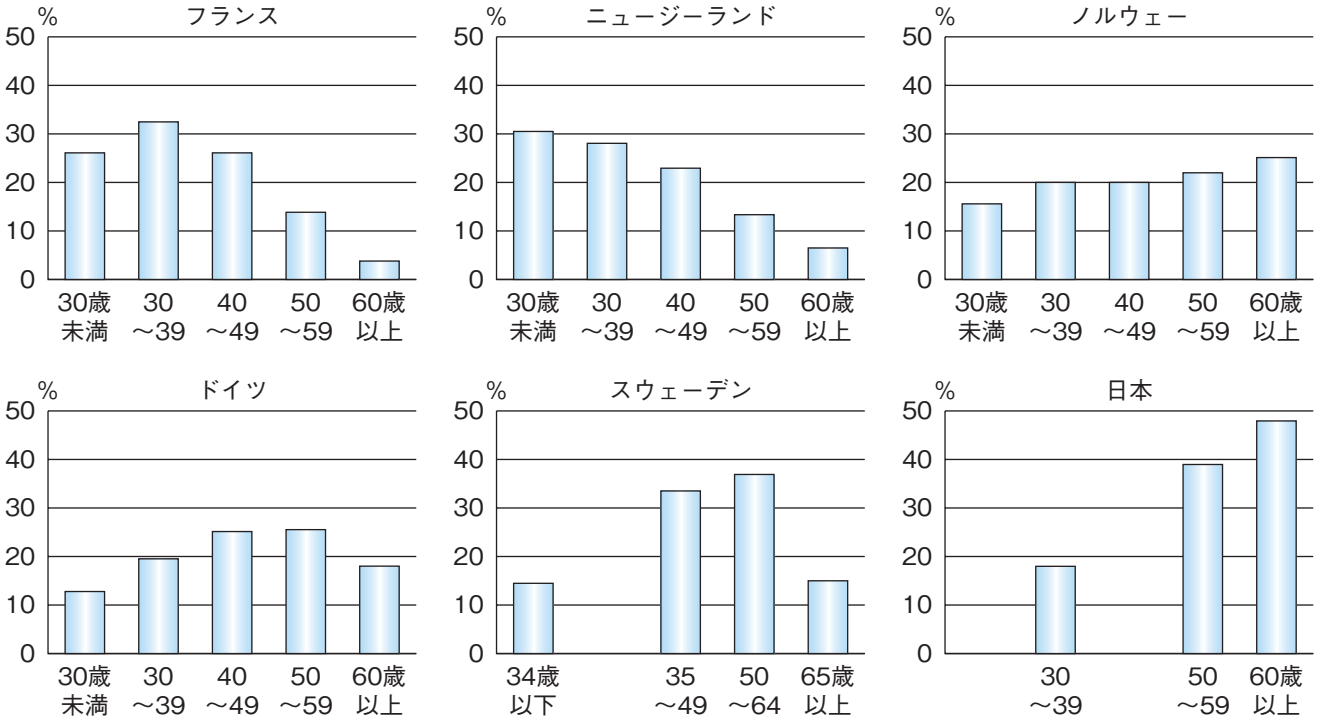

資料：OECDレポート2008
注：各国の年齢区分は、OECDレポートによる。

（就業構造）

漁業センサス（2008年）によると、平成20年の漁業就業者数は22万２千人と５年前に比べ6.9％減少しました。年齢階層別にみると、55歳以上64歳未満の割合は1.4ポイント増加し25.8％、65歳以上の高齢者の割合は0.9ポイント増加して34.2％となり、高齢化が進行しています。

図Ⅱ－２－10　漁業就業者数の推移

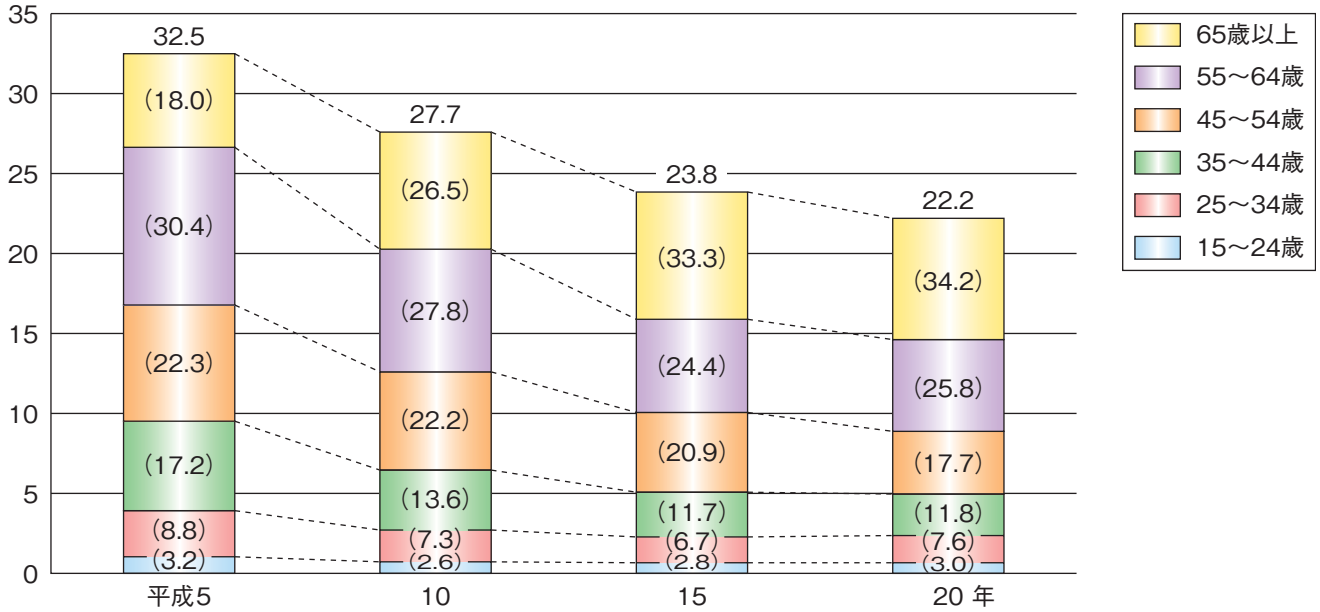

資料：農林水産省「漁業センサス」
注：1）「漁業就業者」とは、漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で過去１年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に30日以上従事した者。
2）（　）内は漁業就業者の合計を100％とした構成割合（％）である。
3）2008年センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年センサスとは連続しない。

（新規就業の促進及び外国人労働者の動向）

我が国の漁業については、就業者の高齢化が進む中、将来の漁業を担う人材の確保が重要となっています。漁業に就業したいという意欲ある人材を確保するために、就業情報の提供、漁業種類に応じた長期研修制度の拡充、漁協・漁業者とのマッチングの場の提供等を行っています。

また、遠洋漁業では日本人漁船員の不足に対応して、「海外基地方式※1」及び「漁船マルシップ方式※2」による外国人漁船員の乗船が認められています。外国人漁船員数は、海外漁業船員労使協議会の調べによると、平成21年12月末現在で3,951人となっています。

（漁船の高船齢化）

指定漁業※3（捕鯨業を除く。）の許可船の船齢分布をみると船齢19年が全体の中央値となっており、また21年以上経過している漁船は全体の41.9％となっています。魚価の低迷や漁業生産資材の高騰による漁労所得の低下により、新しい漁船が建造できないのが現状です。

特に、遠洋底びき網漁業や中型さけ・ます流し網漁業等では、21年以上の船が過半数を占めており、漁業就業者の高齢化とともに深刻な課題となっています。

※１　海外基地方式：本邦以外の地を根拠地にしている漁業で、一定の条件の下で外国人漁船部員の配乗が認められている方式。

※２　漁船マルシップ方式：我が国漁船を外国法人に貸し出し、外国人漁船部員を配乗させた上で、これを定期用船する方式（遠洋かつお・まぐろ漁船、海外まき網漁船、大型いか釣り漁船等で実施されている。）。

※３　指定漁業：漁業法に基づく政令によって指定されている13種類の漁業（沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、大中型まき網漁業、大型捕鯨業、小型捕鯨業、母船式捕鯨業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業、中型さけ・ます流し網漁業、北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業）。これらの漁業を営もうとする者は、船舶ごとに農林水産大臣の許可を受けなければならない。

図Ⅱ－２－11　漁船の船齢の分布

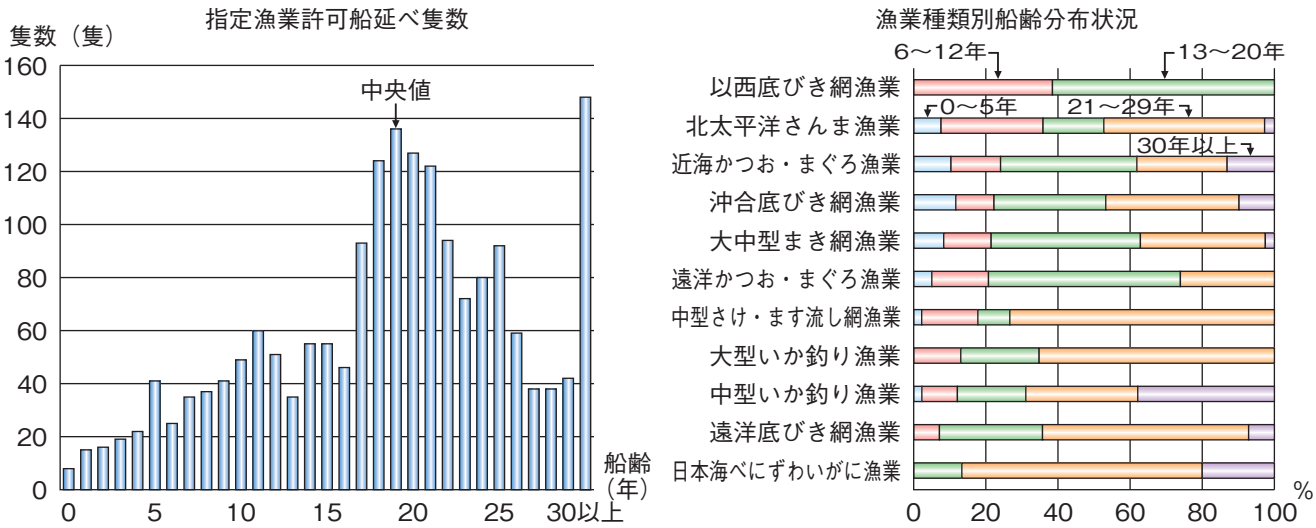

資料：水産庁調べ
注：1）　指定漁業のうち、大型捕鯨業、小型捕鯨業及び母船式捕鯨業を除く。
　　2）　大中型まき網漁業については、探索船、火船、運搬船及び海外まき網船を含む。

（水産物の輸出の促進）

第１節で紹介したように、人口の減少や消費者の魚離れにより、国内マーケットの縮小が予想される一方、欧米や中国など世界各国で水産物需要が拡大しています。このような中、農林水産省としては、平成32年までに我が国の農林水産物・食品の輸出額を１兆円水準とすることを目指し（「新成長戦略（基本方針）」平成21年12月30日閣議決定）、持続的な漁業経営の成立を図りつつ、我が国周辺の豊かな水産資源を活用し、輸出の促進を図っています。

中国では、水産物輸入量の４割（2005年）が原料を輸入して加工後に再輸出する加工貿易となっていますが、近年、外国企業の下請けである「来料加工[※1]」から、中国側加工企業の主体性が高い「進料加工」への移行が進むなど、水産加工が高次化し、EUをターゲットとした高付加価値の水産加工品の生産が行われるなど、水産加工業の国際競争力が強くなっています[※2]。近年、我が国からは、中国に対し、サケ・マス類、スケトウダラ、サバ等の輸出量が増加していますが、加工用原料を供給するのみならず、我が国ならではの鮮度保持技術や加工技術を活かした鮮魚・水産加工品の輸出など、より付加価値を高めていくことが重要です。

図Ⅱ－２－12　中国向け主要品目別輸出量の推移

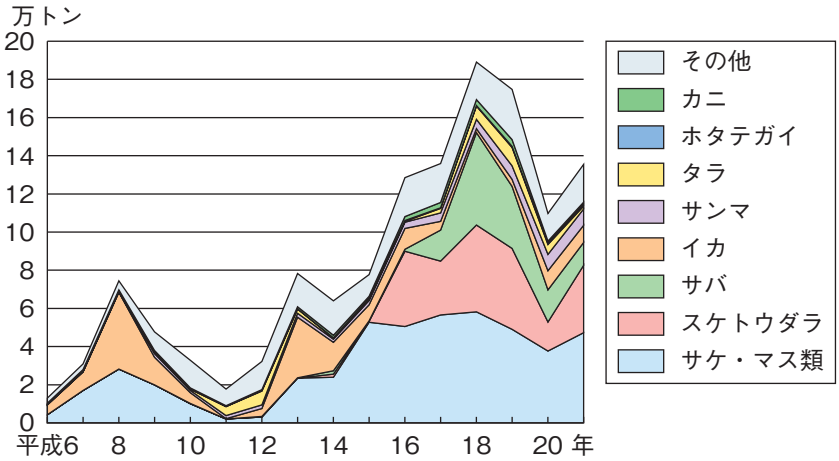

資料：財務省「貿易統計」

※１　「来料加工」とは、外国企業から提供を受けた原材料を外国企業の指示の下で加工し、加工料を受け取る加工形態。「進料加工」とは、加工企業自身が原材料を調達し、加工後、輸出販売する加工形態。
※２　婁小波「中国水産加工業の展開と加工貿易」水産振興492号（平成20年）による。

（２）我が国の漁業・養殖業をめぐる動き

ア　漁協組織体制の強化

漁業協同組合（漁協）の事業活動は、指導事業、信用事業、購買事業、販売事業、共済事業と多岐にわたっていますが、事業規模が縮小する中で、事業管理費の削減が進まないことから、67.8％の沿海漁協で事業利益が赤字となっており、沿海漁協全体では20億円（19事業年度）の赤字となっています。また、繰越欠損金が375億円（同）も累積しているなど、漁協経営は極めて厳しい状況にあります。

図Ⅱ－２－13　漁協全体の事業総利益、事業管理費、事業利益の推移

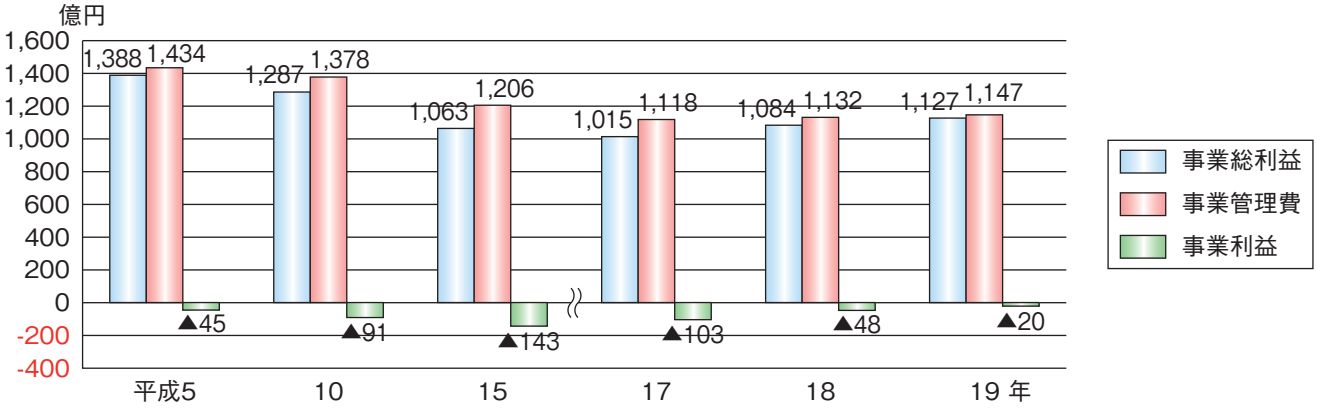

資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

このような背景から、組織・事業基盤の強化を目的として、漁協の合併が近年加速していますが、多額の繰越欠損金が障害となって合併できず、経営改善も困難となっている漁協も少なくありません。

漁協は、漁業・漁村経済の中核組織となっているため、経営破綻した場合には漁業活動・漁村経済に多大な悪影響を及ぼします。そのような事態を回避するため、平成20年度には経営改善計画の策定・実行に取り組む漁協を支援する、欠損金見合いの借換資金である「漁協経営改革支援資金」を創設したところです。平成22年度には、こうした取組をさらに促進するよう、漁協経営改革支援資金の利息を助成する「漁協経営基盤強化推進事業」を実施することとしています。

（内水面漁協の漁場環境改善への取組）

漁業センサス（2008年）の結果によると、漁場環境改善に取り組んだ内水面の漁協は1,046組合あります。取組の内容は、種苗生産・放流が最も高く全体の89.5％となっており、次いで河川・湖沼の清掃活動（67.4％）となっています。

図Ⅱ－２－14　内水面漁協が過去１年間に行った漁場環境改善への取組内容

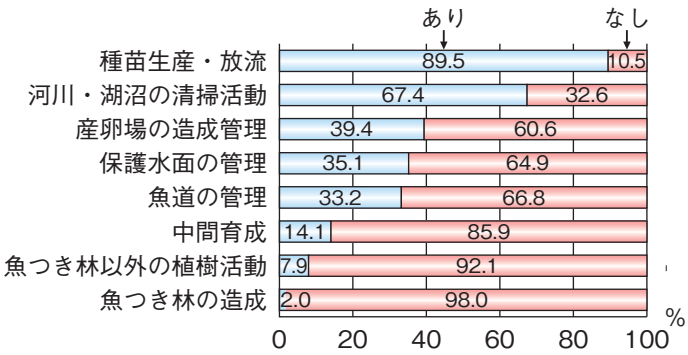

資料：農林水産省「漁業センサス」（2008年）

イ　漁業経営の状況

（漁業経営の規模は営んでいる漁業形態により大きく異なる）

海面漁業・養殖業の経営体について、営んでいる漁業形態ごとにみると、経営規模は大きく異なっていることがわかります。大臣許可漁業※1を営む漁業経営体数は全経営体数の１％にとどまるものの、生産量では全体の４割を占め、１経営体当たり漁獲金額は３億３千万円となっています。一方、沿岸漁業の経営体は、経営体数では95％を占めるものの、１経営体あたり漁獲金額は738万円となっています。

表Ⅱ－２－２　漁業形態別の経営規模の比較

		経営体数（経営体）	漁獲金額（億円）	１経営体平均漁獲金額（万円）	生産量（万トン）
海面漁業・養殖業		132,417注1（100%）	15,638（100%）	1,181	552（100%）
漁業制度区分	大臣許可漁業	1,209（0.9%）	4,010（25.6%）	33,169	200注2（36.1%）
	知事許可漁業	31,675（23.9%）	3,631（23.2%）	1,146	352注3（63.9%）
	その他（漁業権漁業等）	99,533（75.2%）	7,997（51.1%）	803	
漁業階層区分	沿岸漁業	125,434注1	9,257	738	246
	海面養殖業	23,067注1	5,005	2,170	115
	上記以外の沿岸漁業	102,367注1	4,252	415	132

資料：経営体数と漁獲金額は漁業センサス（2003年）、生産量は漁業・養殖業生産統計年報（平成20年）。調査体系の見直しが行われたため、経営体数と漁獲金額は2003年の値を使用。
注：1）　漁業センサス（2008年）による経営体数については、参考図表Ⅳ－１参照。
　　2）　指定漁業の生産量
　　3）　特定大臣許可漁業を含む

（漁業経営は地域、漁業種類等によって多様である）

漁業は季節性のある水産資源を捕獲対象とするため、漁業経営体の５割以上は、２種類以上の漁業種類を組み合わせて操業しています。また、同一の漁業種類であっても、地域によって漁獲対象魚種や漁法、漁船規模が大きく異なります。このため、漁業経営の状況も地域や漁業種類、漁獲対象魚種等によって大きく異なっています。

図Ⅱ－２－15　営んでいる漁業種類の数

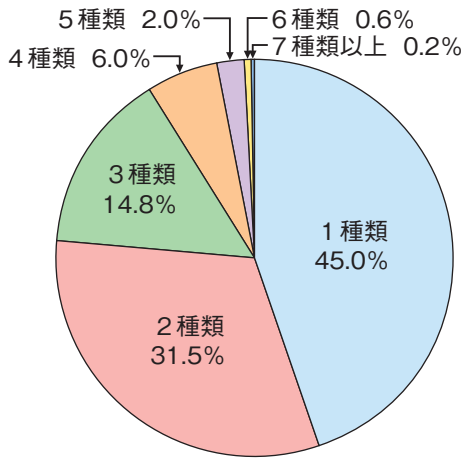

資料：漁業センサス（2008年）

※1　ここでは、指定漁業及び特定大臣許可漁業をいう。

（漁業収入は年ごとの変動が大きい）

天然の水産資源を捕獲するという漁業の特性から、漁業種類ごとの漁業生産額は年により大きく変動し、漁業経営を不安定なものにしています。

図Ⅱ－２－16　主な漁業種類別の漁業生産額の推移

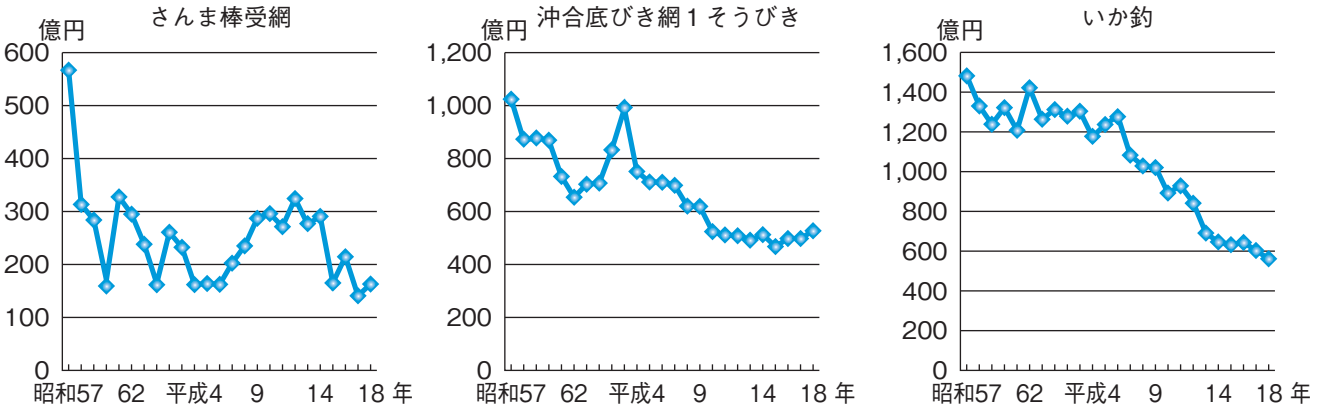

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

（燃油や魚粉の価格上昇により経営コストが増大している）

一方、漁業の支出についてみると、漁労支出のうち大きな割合を占める燃油の価格は、近年、国際的な需給関係に加え、投機資金などの影響により乱高下し、平成20年８月には史上最高額を記録しました。これにより、漁業種類によっては漁労支出に占める油費の比率が４割に達するなど、燃油価格の高騰が漁業経営に与える影響が大きくなっています。

また、養殖用配合飼料の主原料で、大半を輸入に頼っている魚粉も、中国をはじめとする世界的な需要増を背景として、最近は価格が乱高下しています。経営支出のうち飼料費が占める割合は、ブリ類養殖、マダイ養殖では６割に達するなど非常に高い割合となっており、魚粉価格の乱高下は養殖業経営に大きな影響を与えています。

図Ⅱ－２－17　漁業用Ａ重油と魚粉の価格の推移

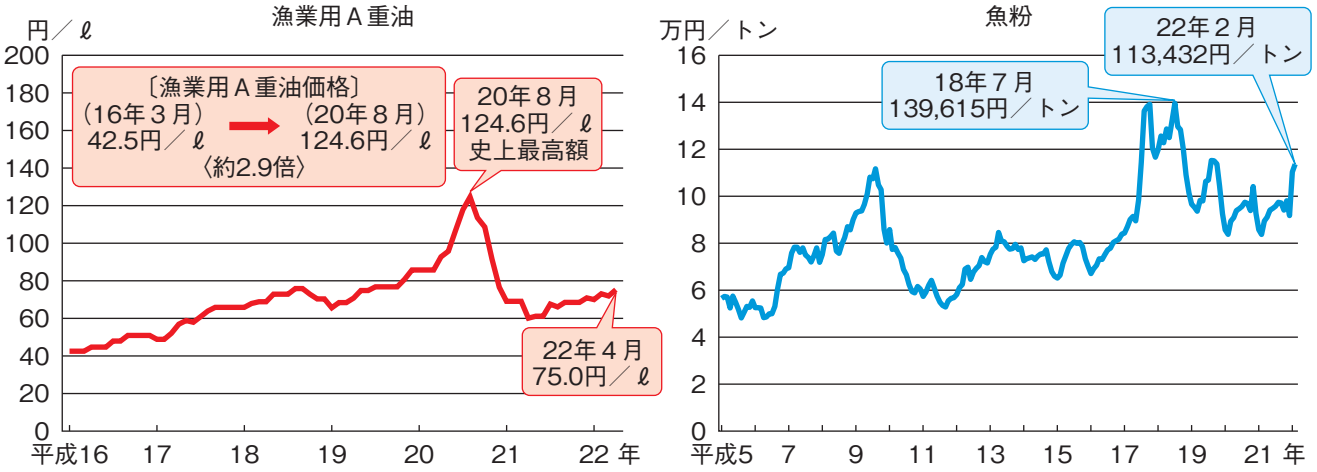

資料：水産庁調べ（左）、財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成（右）

こうした状況を受けて、平成22年度からは、漁業者・養殖業者と国が拠出を行い、燃油や養殖用配合飼料の価格が一定基準を超えて上昇した場合に、補てん金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業を実施することとしています。

（厳しい状況に置かれた漁家の経営状況）

平成20年の沿岸漁船漁家の１世帯当たり漁労所得は238万8千円となっていますが、燃油高騰の影響による油費の上昇等を受け、所得率（漁労収入に占める漁労所得の割合）は減少傾向にあります。また、同年の海面養殖業の１世帯当たり漁労所得は365万７千円となっており、こちらも所得率は減少傾向にあります。

図Ⅱ－２－18　沿岸漁船漁家の所得率と漁労支出に占める油費の割合

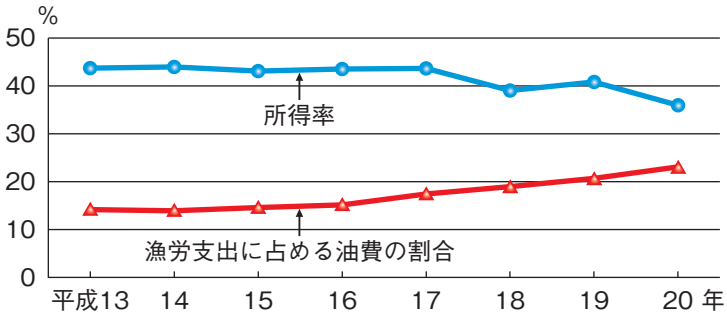

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」

（経営体力の弱い会社経営体）

漁業を営む会社経営体の経営状況について、主として営む漁業種類ごとにみると、売上利益率（漁労収入に占める漁労利益の割合）、財務力を示す自己資本比率ともに、マイナスで推移している漁業種類が多くなっています。

図Ⅱ－２－19　会社経営体の経営状況

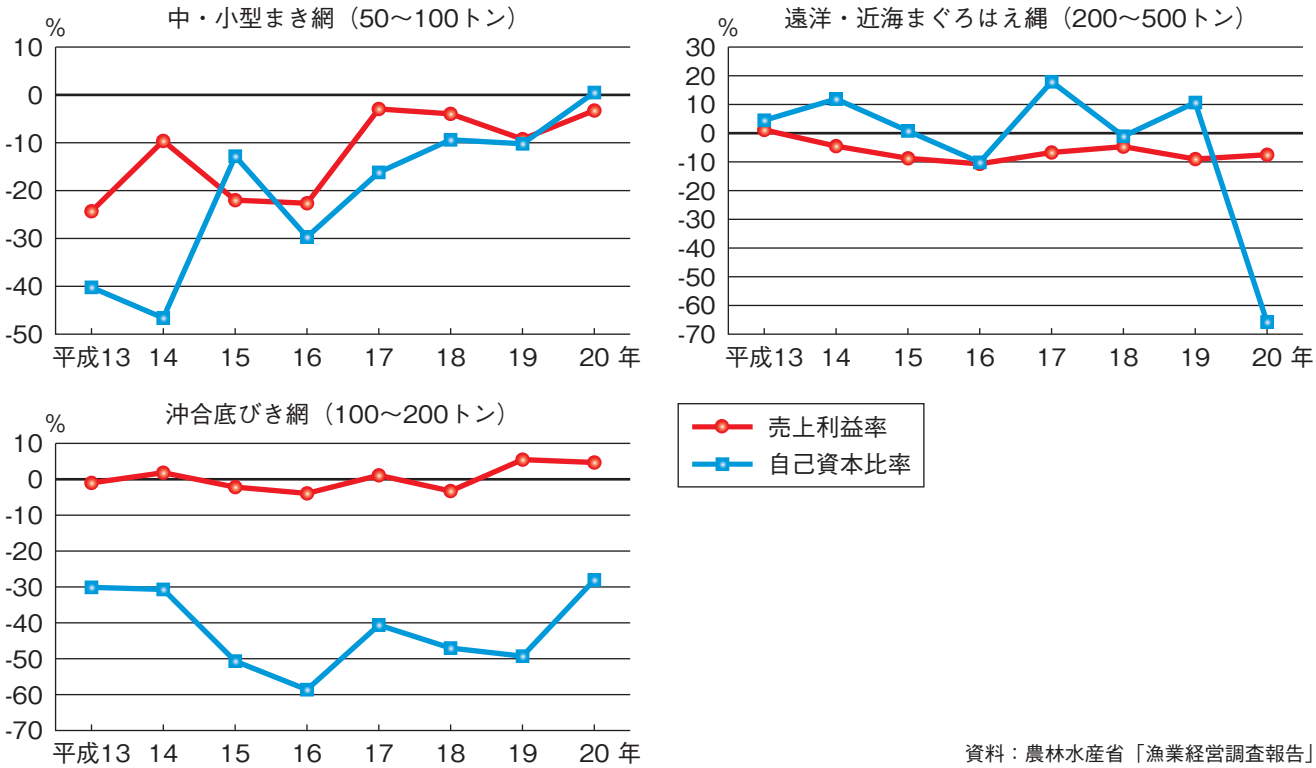

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」

ウ　漁船の安全操業

（漁船海難の状況）

平成21年の漁船海難船舶隻数は前年に比べ80隻増加して812隻に、漁船海難による死者・行方不明者数は28人減少し68人となりました。これらはそれぞれ、全海難船舶隻数の32％、全船舶の海難による死者・行方不明者数の48％を占めています。

漁船海難を理由別にみると、衝突が多くなっています。また、衝突の原因は見張不十分、操船不適切等の人為的要因によるものが多くを占めています。

（漁船員の災害の状況）

漁業には海難以外にも海中転落等の危険が常に存在しており、平成21年には、海難によらない海中転落による死者・行方不明者数が前年度に比べ10人増加して90人となりました。また、労働災害の発生率も他産業に比べて依然として高く、労働災害の43％が漁労作業中に発生しています。

表Ⅱ－２－３　船員及び陸上労働者災害発生率（平成20年度）

産　業　名	災害発生率（千人率）
全　産　業	2.3
漁　　業	14.7
林　　業	29.9
鉱　　業	14.0
建　設　業	5.3
港　湾　業	6.3
陸上貨物取扱業	7.9

資料：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告（船員法111条）集計表」及び厚生労働省による統計値から算出。
注：1）「漁業」は船員、その他の産業は陸上労働者の数値である。
　　2）災害発生率は、職務上休業４日以上の者の数値である。

（漁船安全操業対策）

漁船の海難及び海中転落による死者・行方不明者の減少を図るため、平成20年10月に策定された「漁業者のためのライフジャケット着用推進ガイドライン」の普及や、安全操業に関する講習会の開催等によるライフジャケット着用の普及と安全操業の啓発に努めています。

ライフジャケットの訓練・講習
（洋上で救助される練習）

（3）水産物流通・加工をめぐる動き

（消費地市場の動向）

水産物は、水揚げが天候や漁況に左右されるため生産量の変動が大きい、少量かつ多品種の魚が漁獲される、同じ種類の魚でもサイズや鮮度により用途が異なるといった特性を有しています。このため、産地市場において仕分け・分荷・出荷が、次に消費地市場において全国各地の産地市場から集荷された水産物の分荷・品揃え・価格形成・決済が行われ、最終的に一般小売店（鮮魚店）を通じ消費者の元に届くという多段階の流通システムが構築されています。

図Ⅱ－２－20　生鮮水産物及び野菜の流通経路

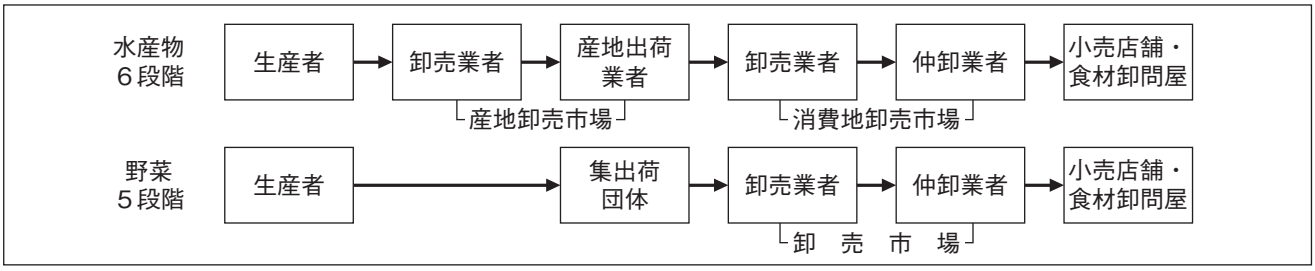

注：水産物の６段階流通は生鮮水産物に限られる。この他の流通としては、輸入、冷凍、養殖及び加工がある。

水産物の流通経路をみると消費地市場経由は６割と最大のシェアを占めているものの、卸売市場経由率を経年的にみると、水産物の主な購入先が一般小売店からスーパーマーケットに変化してきたこと、加工品や冷凍品などでの流通が増加したこと等により、減少傾向で推移しています。

図Ⅱ－２－21　消費地市場経由量と経由率の推移

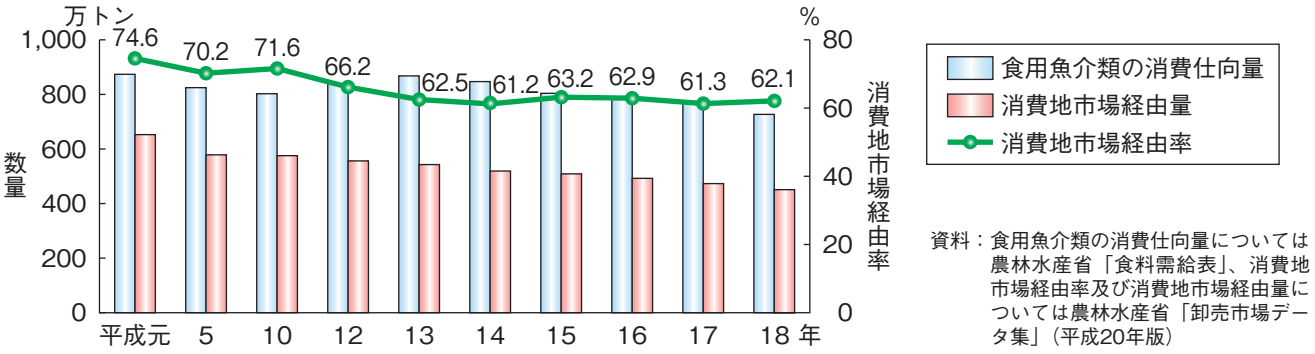

資料：食用魚介類の消費仕向量については農林水産省「食料需給表」、消費地市場経由率及び消費地市場経由量については農林水産省「卸売市場データ集」（平成20年版）

図Ⅱ－２－22　小売業の形態別の国内産水産物（生鮮・冷蔵・冷凍・塩蔵）の流通経路の比較

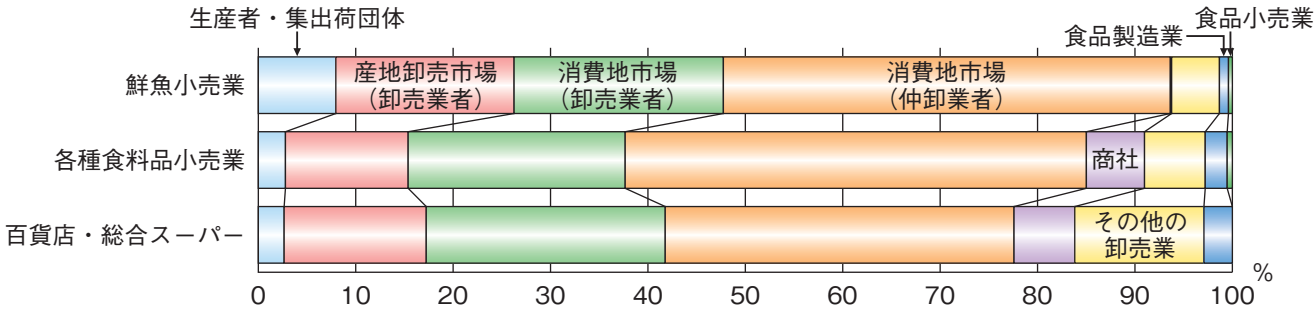

資料：農林水産省「食品産業活動実態調査（水産物国内流通構造調査）」（平成19年度結果）

スーパーマーケットとの取引においては、定量・定質・定価・定時という４つの安定条件（４定条件）が求められます。このため、消費地市場では、大型スーパーへの対応を強化し、配送、情報提供、リテールサポート機能等を充実させるなど、市場機能の高度化が進められています。また、地方の消費地市場の中には、ナショナルチェーンと競合する地元スーパーと連携し、地域の消費特性に応じたきめ細かな対応を行うことで、大都市の消費地市場との棲（す）み分けを図ろうとする動きもみられます。

（水産加工業の動向）

水産加工業の平成19年の出荷額は３兆4,071億円となっており、食品製造業の総出荷額24兆1,963億円のうち14%を占めています。また、食用魚介類の国内消費仕向量の６割が加工となっており、水産加工業は漁業地域の基幹産業としても重要な役割を占めています。

水産加工品の生産量は水産物の消費低迷や事業所数の減少、原料供給の不安定化等を背景に減少傾向にあります。

図Ⅱ－２－23　国内消費仕向量の形態別内訳

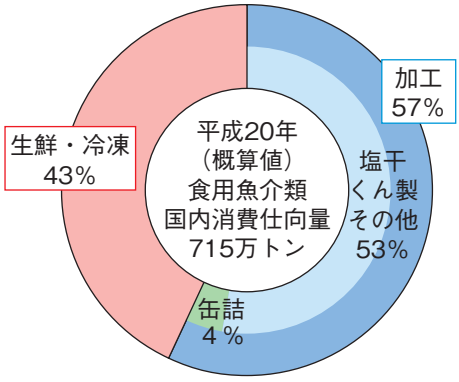

資料：農林水産省「食料需給表」

図Ⅱ－２－24　水産加工品の生産量及び製造事業所数の推移

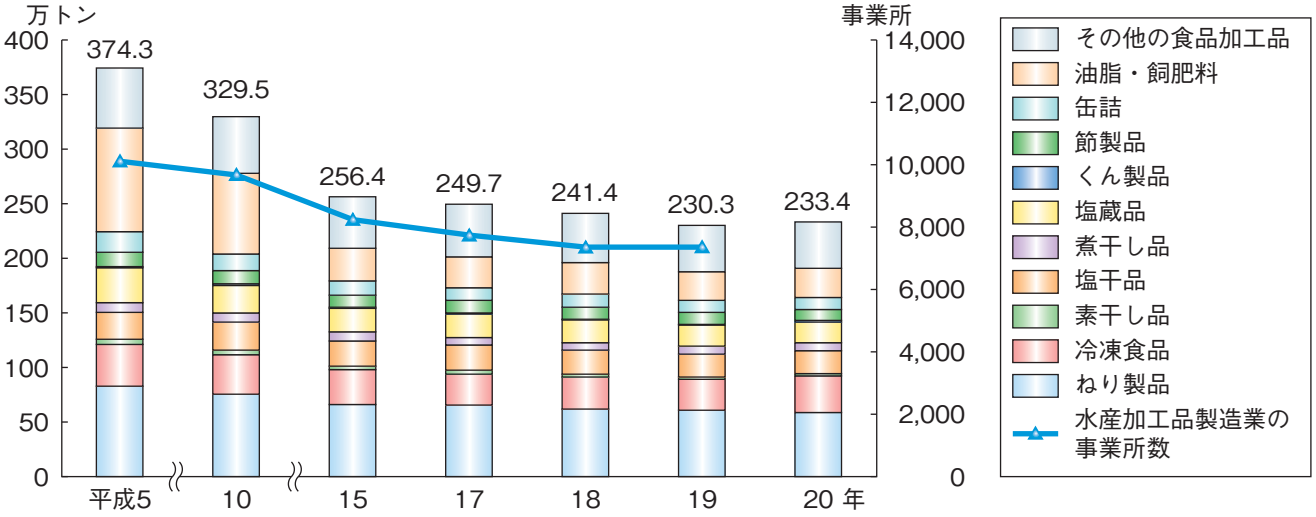

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」、「水産物流通統計年報」、（社）日本缶詰協会「缶詰時報」、（財）日本水産油脂協会「水産油脂統計年鑑」、経済産業省「工業統計」

注：1）　缶詰は内容重量である。塩蔵品は船上加工品の生産量を含む。
　　2）　統計調査範囲が変更したことから、平成10年以前の数値は平成15年以降の数値とは連続しない。
　　3）　水産加工品製造業事業所数には、３人以下の事業所を含めていない。

平成19年の水産食料品製造業の事業所数は9,433で、全食料品製造業の２割を占めています。また、従業員数が20人に満たない小規模・零細な事業所が全体の４分の３を占めており、１事業所当たりの出荷額も食料品製造業全体より低い水準にあります。これは、水産加工業は缶詰、塩干・塩蔵、海藻、練製品、冷凍食品など加工方法が多様であることも一因となっています。

このため、経営の合理化や加工技術の高度化により事業基盤の強化を図るとともに、食品の安全対策の拡充や、地域食材や未利用の水産物を活用し、消費者ニーズに的確に対応した国産加工品の開発、新たな需要創出のための他業種との連携の推進が求められています。

表Ⅱ－２－４　水産加工業の規模別区分

区　分	食料品製造業	水産食料品製造業	畜産食料品製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
事業所数　計	49,206	9,433	2,986	2,736
1～　3人	16,698	2,072	350	625
4～　9人	13,018	2,840	544	743
10～ 19人	7,641	2,090	582	539
20～ 29人	4,484	1,168	441	370
30～ 49人	2,267	502	271	178
50～ 99人	2,657	507	408	196
100～199人	1,459	190	254	66
200～299人	478	38	76	12
300～499人	354	21	47	6
500～999人	131	4	13	1
1,000人以上	19	1	－	－
小規模比率（20人未満）	75.9%	74.2%	49.4%	69.7%
出荷額（百万円）	24,324,469	3,428,590	5,054,356	831,273
１事業所当たり出荷額（万円／事業所）	49,434	36,347	169,268	30,383

資料：経済産業省「工業統計」（平成19年）

平成21年度農林水産祭　内閣総理大臣賞受賞（水産部門）

水産物（水産練製品）

ふくとく株式会社（代表　太田　福一 氏）　熊本県熊本市

コノシロは、熊本県では「コノシロ寿司」に使われるなじみ深い魚ですが、鮮度落ちが早いなどの理由から、低い価格で扱われていました。ふくとく株式会社では、酢締めしたコノシロをハモ、イトヨリダイ等のすり身とつなぐという新たな発想と技術で、鮮魚とすり身の二つの味を楽しめる新商品を開発し、高付加価値化を実現し、同社の看板商品になっています。

第3節
水産資源・海洋環境等をめぐる動き

（1）世界の漁業・養殖業・水産資源の動向

ア　漁業・養殖業生産量の動向

（長期的には悪化傾向の資源状態）

国連食糧農業機関（FAO）の「世界漁業・養殖業白書（2008年）」によれば、2006年（平成18年）の海洋水産資源は「適度または低・未利用状態」の割合が減少し20％となる一方で、「満限利用状態」が52％、「過剰利用または枯渇状態」が28％へと、それぞれ増加しています。

このようなことを背景として、漁業生産量は頭打ちの状態が続いている一方、1990年代以降は養殖業が生産量の増大を支えています（図Ⅱ－２－４）。

図Ⅱ－３－１　世界の水産資源状況の推移

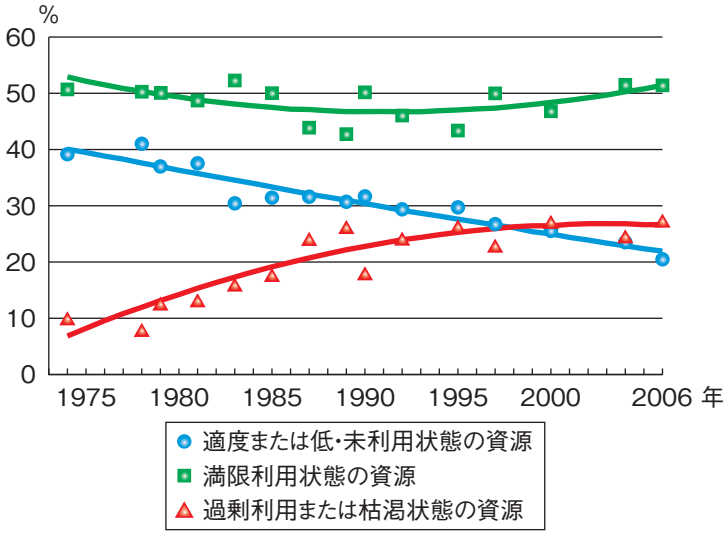

資料：FAO「The State of World FIsheries and Aquaculture（SOFIA）2008」

イ　世界の漁業

（主な魚種別漁獲量）

2008年（平成20年）の漁業生産量を魚種別にみると、ニシン・イワシ類が2,014万トンと最も多く、全世界の漁業生産量の22.2％を占めています。次いで、タラ類が769万トン（同8.5％）、マグロ・カツオ・カジキ類が631万トン（同7.0％）、イカ・タコ類が431万トン（同4.8％）、エビ類が312万トン（同3.4％）となっています。

ニシン・イワシ類等の浮魚類は約50～70年周期で資源量が大規模な増減を繰り返すことが知られており、長期的にみると、生産量も極めて大きく変動しています。また、タラ類では過剰漁獲等を原因として漁獲量が減少傾向にあります。その他の魚種の生産量は長期的に増加傾向にあり、マグロ・カツオ・カジキ類については1950年（昭和25年）からの増加率が最も高く、11倍に増加しています。

図Ⅱ－３－２　主要魚種分類別漁獲量の推移

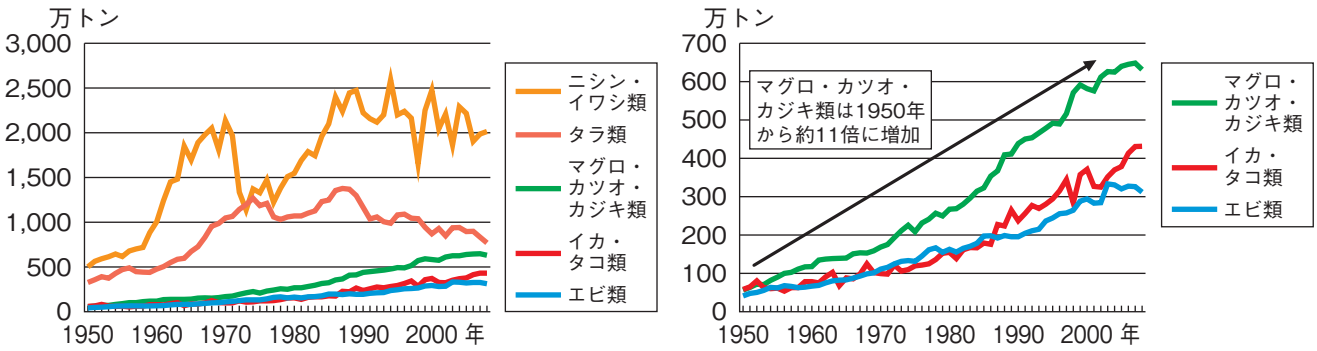

資料：FAO「Fishstat（Capture production 1950-2008）」

マグロ類地域漁業管理機関の調べによると、カツオ・マグロ類については、1980年代以降、まき網による漁獲量が急増し、世界のカツオ・マグロ類の漁獲量が大幅に増加する中で、2007年（平成19年）にはまき網漁業による漁獲が６割以上を占めるまでになっています。

図Ⅱ－３－３　まぐろ類漁法別漁獲量の推移

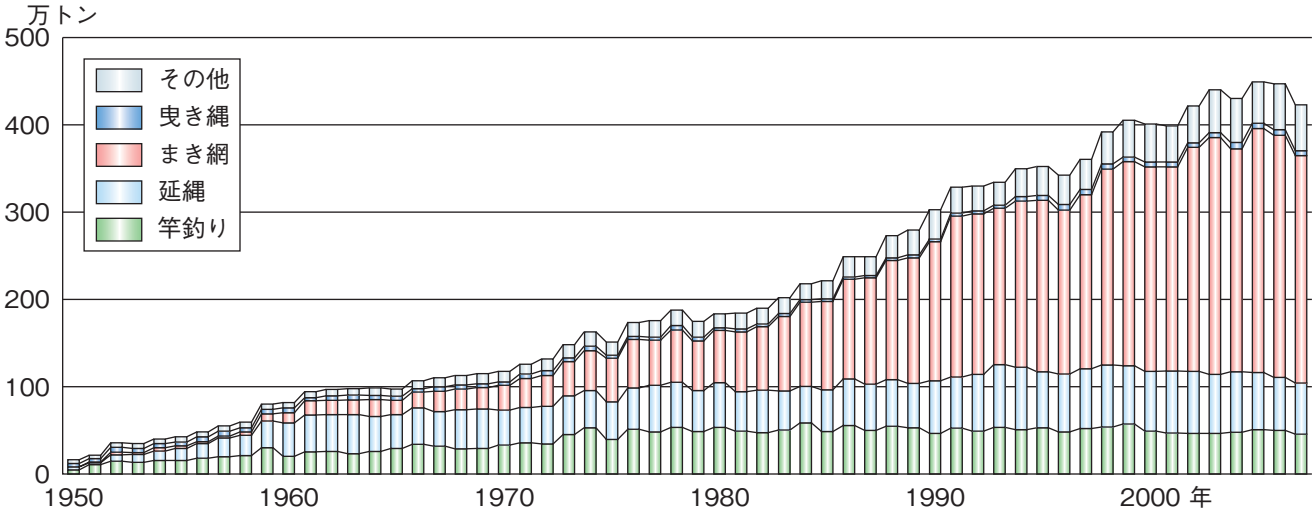

資料：マグロ類地域漁業管理機関のデータに基づき三宅慎が作成（2007年）
注：カツオ・マグロ類は、クロマグロ、ミナミマグロ、メバチ、キハダ、カツオ、ビンナガをいう。

（水域別漁業生産量）

世界の漁業生産量を水域別にみると、我が国の排他的経済水域（200海里水域）が含まれる太平洋北西部における生産量が最も多く、2008年（平成20年）には世界の総漁業生産量の22.7％を占めています。

太平洋北西部は、暖流である黒潮と寒流である親潮が混合域を形成し、FAOによれば世界で最も生産性の高い水域とされています。

図Ⅱ－３－４　世界の水域別漁獲量（2008年）

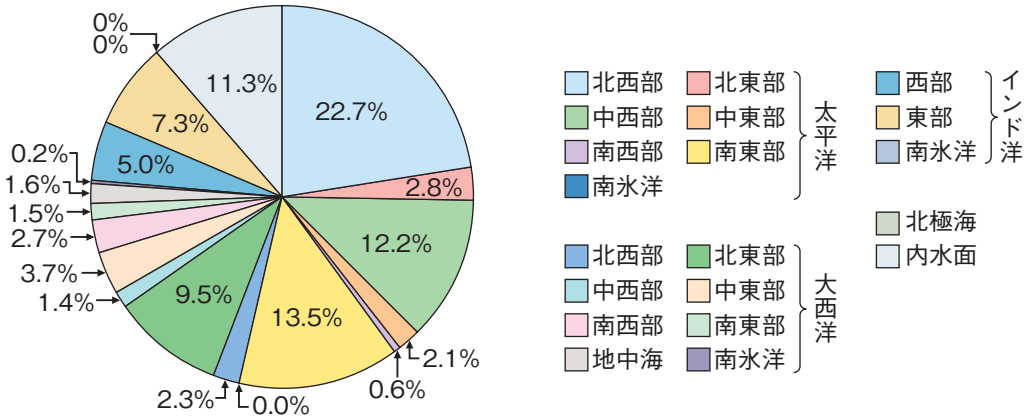

資料：FAO「Fishstat（Capture production 2008）」

ウ　世界の養殖業

世界の漁業・養殖業の総生産量に占める養殖業の割合は、1980年（昭和55年）では10％程度でしたが、中国における養殖生産量の大幅な増加を背景として増加を続け、2008年（平成20年）には42.9％まで増加しています。

2008年の養殖業の総生産量は、6,833万トンとなっており、魚種別のシェアをみると、コイ・フナ類が2,059万トンと最も多く、全世界の生産量のうち30.1％を占めています。次いで、褐藻類663万トン（同9.7％）、紅藻類※1 659万トン（同9.6％）、ハマグリ類440万トン（同6.4％）、カキ類416万トン（同6.1％）となっています。

図Ⅱ－３－５　主要魚種別の養殖生産量の推移

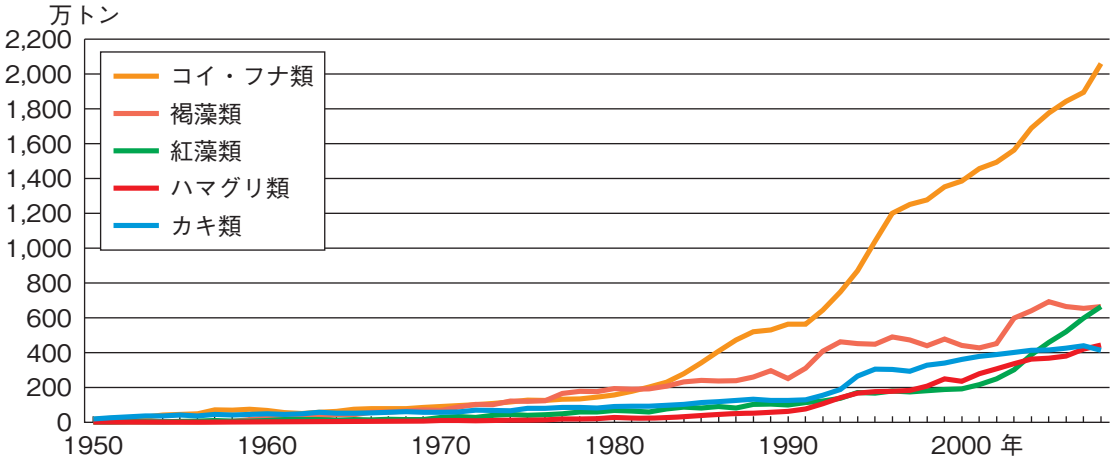

資料：FAO「Fishstat（Aquaculture production 1950-2008）」

一方、2008年（平成20年）の養殖業の総生産額は1,058億ドルとなっており、魚種別のシェアをみると、コイ・フナ類が１位となっており、次いで、エビ類、サケ・マス類など単価の高い魚種が上位を占めています。

図Ⅱ－３－６　主要魚種別養殖生産量及び生産額のシェア

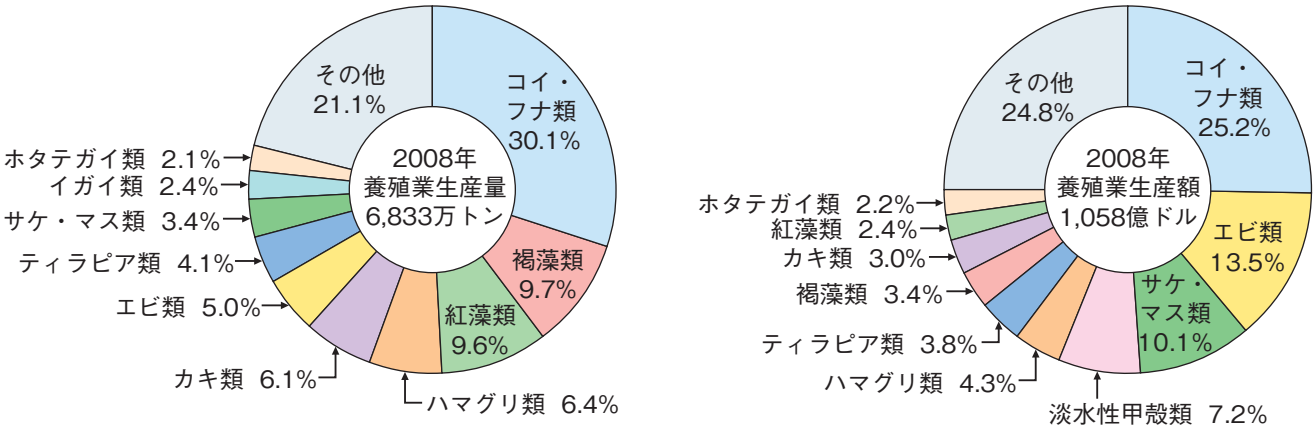

資料：FAO「Fishstat（Aquaculture production 1950-2008）」

※１　褐藻類は褐色をした藻類でコンブやワカメ等が含まれる。紅藻類は赤っぽく海苔として利用されるスサビノリや寒天の原料となるテングサを含む藻類。

（２）諸外国の漁業政策の動向

水産資源を利用する各国では、それぞれの事情に応じ資源管理を実施しています。本項では、代表的な例としてEU・米国・ノルウェーの漁業政策の近況について紹介します。

ア　EU

EUでは、漁業分野でも共通の政策がとられています。2002年（平成14年）から開始された現行の共通漁業政策（CFP：Common Fisheries Policy）は資源量に見合った漁獲努力量及び水産資源の持続性の達成を目的としていましたが、共通漁業水域の主要資源のうち88％が乱獲状態にあるとされ、従来にも増して厳しい状況にあります。

こうした状況の原因となった現行のCFPの構造的な問題としては、依然として漁獲能力が過剰であること、漁業政策の重点化がなされていなかったこと、科学的勧告を十分に取り入れなかったこと、監視取組制度が不十分であったこと等が指摘されています。このため、よりよい将来のEU漁業のための方向性として、①譲渡可能な割当て制度を含む有効な管理手段・方針の検討、②加盟国間の割当て配分比率の固定化の見直し、③小規模沿岸漁業への特別な配慮、④沿岸域の統合管理の推進、⑤科学的知見を基礎とした漁業政策の検討、⑥監視取締りコストの漁業者負担の検討などを内容とするグリーンペーパー[※1]を作成し、2013年からの新たなCFPの実施に向け動き出しました。今回のEUの取組において特徴的なことは、CFPの案を作成するプロセスにおいて、関係国政府、漁業者、科学者など様々なセクターを関与させていることです。

図Ⅱ－３－７　EUにおける漁船性能の推移

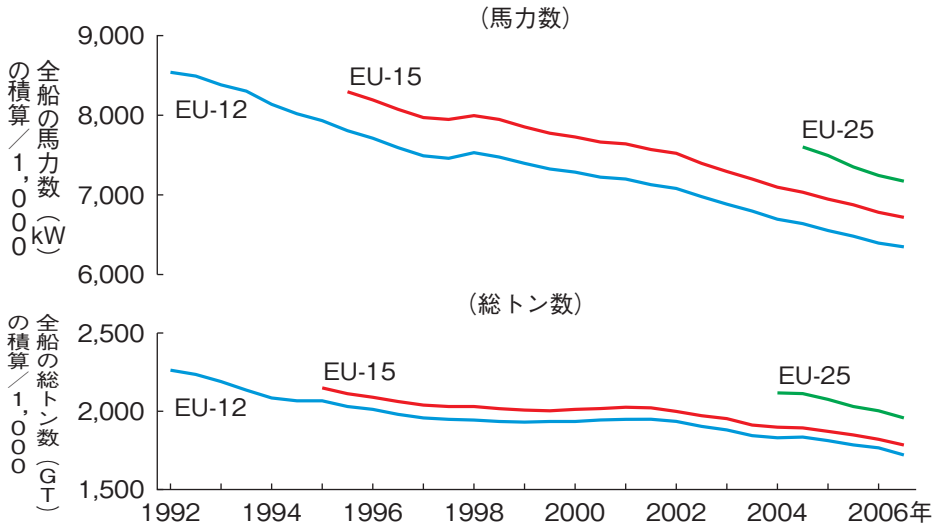

資料：Eurostat「Facts and figures on the CFP」（2008）
注：EU-12：ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、デンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、ポルトガル、スペイン
EU-15：EU-12＋オーストリア、フィンランド、スウェーデン（1995～）
EU-25：EU-15＋キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア（2004～）

※１　次期CFP案作成にあたっての問題意識や検討の柱を内容とするたたき台。

イ　米国

米国の海洋大気庁は、総漁獲割当量又は特定の漁場の漁獲量の一定割合を個別の漁業者や組合、地域などに割り当てることで過剰漁獲を防ぎ、かつ、漁業と地域の再生を目指す「キャッチ・シェアプログラム」を2010年（平成22年）に導入する予定です。

米国では、連邦水域を８海区に分け、海区ごとに地域漁業委員会を設置し、地域の実情に応じた管理がなされています。しかし、海区ごと、漁業種類ごとに管理目標を定めた漁業管理計画を作成する際には、「マグナソン・スティーブンス漁業資源保存管理法」で定められたナショナルスタンダードに基づくことが義務付けられています。

現在、44の漁業管理計画が実施中であり、これら漁業管理計画の資源評価対象となっている190系群のうち、41系群が乱獲行為にあるとされています。キャッチ・シェアプログラムにより、将来的に資源が回復し、水揚げ金額も50％以上増加し63億ドルが見込まれ、雇用機会も拡大するなど経済的な波及効果が大きいとされています。今後も米国の資源管理に対する取組の動向が注目されます。

図Ⅱ－３－８　米国における乱獲行為の状況

41資源が乱獲行為にある（2010年３月31日時点）

資料：米国海洋大気庁HP資料に基づき水産庁で編集

ウ　ノルウェー

ノルウェーにおいて、漁業・養殖業は重要な輸出産業となっており、輸出先は150か国以上に及びます。養殖業は輸出金額の50％近くを占め、サケ・マス類が主力となっています。

一方、漁業については、漁獲対象種の90％以上がロシア・EU諸国など隣国も利用するいわゆるシェアドストック（Shared Stock）であり、漁業資源の保存・管理にあたっては、国際協力が不可欠となっています。例えば、ノルウェー北東にあるバレンツ海のタラ資源については、資源状態が極めて悪化しているにもかかわらず、年間10万トンを超える漁獲が行われ、過剰漁獲の状態になっていましたが、2006年（平成18年）以降、ノルウェー主導による監視取締りの強化の結果、2008年（平成20年）には漁獲量が１万５千トンと大幅に減少しました。ノルウェー政府はこのような取組を継続・強化するとしています。

また、漁業を産業のクラスターとしても捉えており、2009年（平成21年）には漁業省、教育研究省、貿易産業省等の関係省庁が連携して、海洋生物に含まれる生理活性物質などを医療品、バイオエネルギー、化粧品など食用以外にも活用する戦略を推進することが決定されました。

（３）我が国周辺水域の水産資源管理

水産資源は、適切な管理により持続的な利用が可能な資源であり、その適切な保存・管理は、国民に対する水産物の安定供給の確保や水産業の健全な発展の基盤となる、極めて重要なものです。我が国周辺水域や公海の水産資源の多くが低位水準にあることから水産資源の回復・管理を推進するため、国、都道府県等関係機関と漁業者とが一体となって各種取組を行っています。

ア　資源回復計画等の実施

（我が国周辺水域における資源管理）

我が国においては、漁業法等に基づく漁船の隻数、トン数等の漁獲努力量の規制（入口規制）に加え、マアジ、サバ類、スケトウダラ等の主要魚種について、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づく漁獲量の規制（出口規制）等を組み合わせて、資源管理を実施しています。また、平成14年からは、緊急に回復させる必要のある資源を対象に、減船、休漁等の漁獲努力量削減を内容とした資源回復計画を推進しています。平成22年３月末現在、魚種別資源回復計画（50計画77魚種）に加え、漁業種類に着目した包括的資源回復計画（16計画）が実施中[※1]です。

我が国周辺水域の資源状況は、資源評価が行われている資源のうち４割（84系群のうち37系群）が依然として低位水準[※2]にあります。これは、海洋環境による影響のほか、沿岸域の開発等により産卵・育成の場となる藻場・干潟が減少していること、一部の資源で回復力を上回る漁獲が行われたこと等が要因といわれています。しかし、近年は低位の割合がやや減少し、高位と中位がやや増加しています。

図Ⅱ－３－９　資源評価対象魚種の資源水準（左側）及び資源水準の推移（右側）

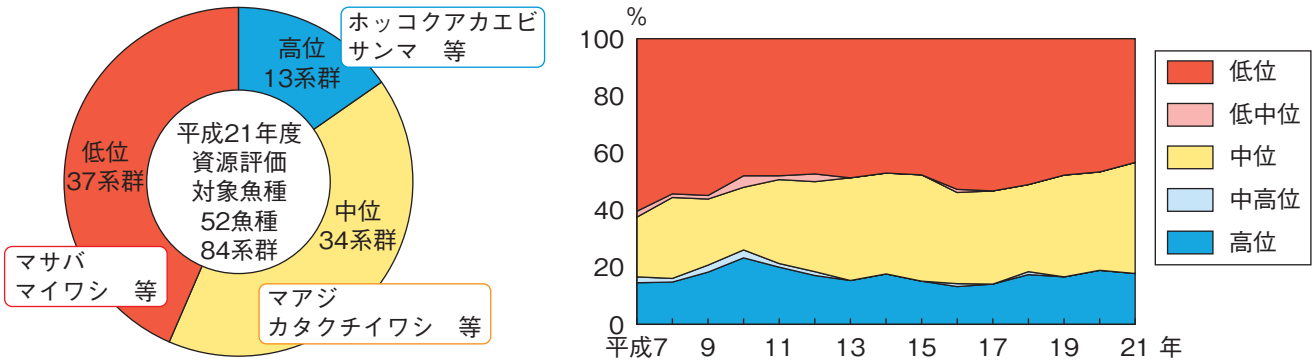

資料：水産庁・(独)水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」等
注：資源水準の推移では、サンマの資源量の把握は平成15年以降、ズワイガニの資源量の把握は平成16年以降のため除外。

※１　資源回復計画の実施状況→参考図表Ⅱ－５
※２　資源水準とは当該魚種・系群の資源状態を過去20年以上にわたる資源量（漁獲量）の推移から「高位・中位・低位」の３段階で区分した水準。

主なTAC対象魚種の総資源量をみると、近年は比較的変化なく推移していることがわかります。

図Ⅱ－３－10　主なTAC対象魚種資源量の推移

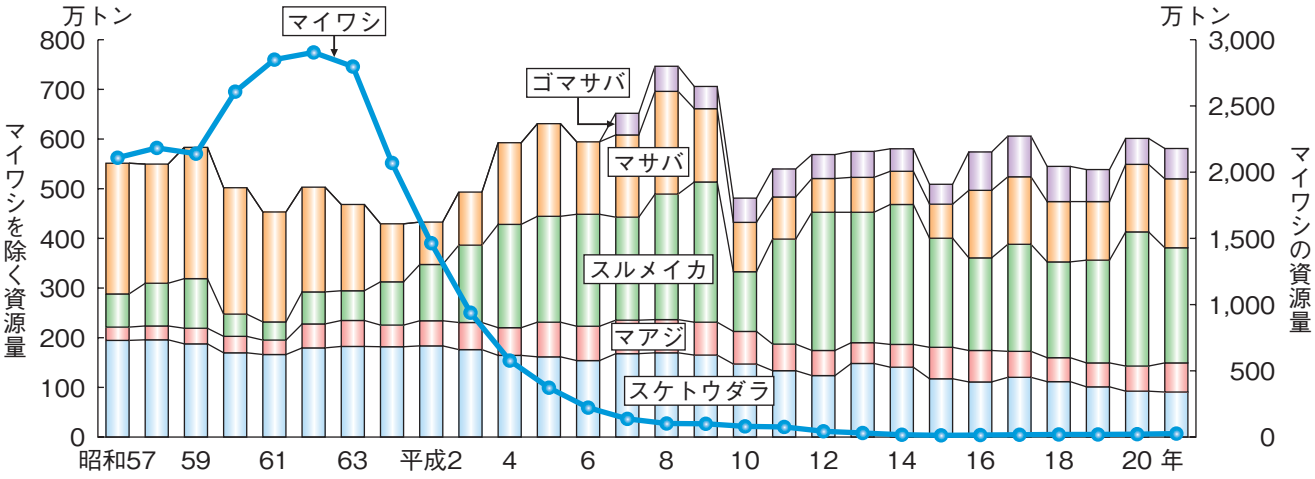

資料：水産庁・(独)水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」等に基づき作成
注：ゴマサバについては、平成７年から評価を実施。サンマの資源量の把握は平成15年以降、ズワイガニの資源量の把握は平成16年以降のため除外。

一方、魚種ごとの資源水準や動向をみると、低位水準にとどまっている魚種も多くみられ、今後さらなる資源管理が求められます。

表Ⅱ－３－１　TAC対象魚種の資源評価結果の推移

魚種	系群	平成8年	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
マイワシ	太平洋系群	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位
	対馬暖流系群	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位
マアジ	太平洋系群	高位	高位	高位	高位	中位	中位	高位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位
	対馬暖流系群	中位	高位	高位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位
マサバ	太平洋系群	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位
	対馬暖流系群	低位	高位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位
ゴマサバ	太平洋系群	中位	中位	高位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	高位	高位	高位	高位
	東シナ海系群	低位	低位	高位	高位	高位	中位	中位	中位	中位	中位	高位	高位	高位	中位
サンマ	太平洋北西部系群	高位	高位	高位	低位	低位	中位	高位	高位	高位	高位	高位	高位	高位	高位
スケトウダラ	日本海北部系群	中位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位
	根室海峡	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位
	オホーツク海南部	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位
	太平洋系群	中位	中位	中位	高位	高位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	中位
ズワイガニ	日本海系群	低位	低位	低位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	高位	中位
	オホーツク海系群	高位	低位	低位	低位	不明	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位	低位
	太平洋北部系群	—	不明	不明	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位
	北海道西部系群	—	—	—	低位	低位	低位	中位	不明	中位	高位	中位	中位	中位	中位
スルメイカ	冬季発生系群	中位	中位	中位	中位	中位	高位	高位	中位	中位	中位	中位	中位	中位	中位
	秋季発生系群	高位	高位	高位	高位	高位	高位	高位	高位	高位	高位	高位	中位	高位	高位

資料：水産庁・(独)水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」等に基づき作成
注：高位　中位　低位

コラム

生産者と消費者をつなぐ資源管理の目印「マリン・エコラベル」

生産現場において、どのような資源管理が行われているか、消費者が身近に接する機会は多くありません。そのような中、生産者の間では水産資源の持続的利用が可能な漁法で漁獲された水産物であることを示すエコラベル認証を取得する動きがみられます。

平成21年11月には、世界レベルでエコラベルの普及に取り組んでいる海洋管理協議会（MSC：Marine Stewardship Council）から、我が国の伝統的漁法である「カツオ一本釣り漁業」について認証を受けました。カツオを１匹ずつ釣り上げるこの漁法は、他の漁法に比べ混獲が少なく、かつ商業的価値の低い漁獲物はその場でリリースされること等から、海洋生態系へ与える影響が小さいとして、カツオ漁業の中では世界で初めて持続的漁業であると認められました。認証を受けた高知県の水産会社社長は、「消費者に価格以外の価値観を提示し、選択の幅を広げてもらうのが一番の目的」としており、消費者の選択を通じ、責任ある資源管理の動きが広がることが今後期待されます。

水産物のエコラベルについては、各国でも様々な取組がなされており、日本でも、水産関係団体によりマリン・エコラベル・ジャパンが行われています。最近では、平成22年3月に愛知県のいかなご船びき網漁業が生産段階と流通加工段階の両方で認証されました。

イ　漁業者による自主的な資源管理の取組状況

漁業者による自主的な資源管理の取組が広がっています。

漁業センサスによれば、2008年（平成20年）の自主的な資源管理を行っている漁業管理組織[※1]数は1,738組織で、５年前の1,533組織から13.4%増加しています。取組の内容ごとにみると、「漁業資源の管理」、「漁場の管理」、「漁獲の管理」のいずれについても増加しており、特に「漁獲の管理」[※2]を行っている組織は、全体の98.2%となっています。

図Ⅱ－３－11　自主的な資源管理を行った組織の取組内容別組織数の推移

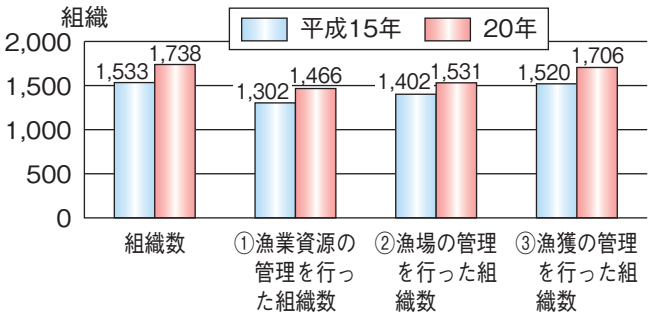

資料：農林水産省「漁業センサス」（2003年、2008年）

※１　漁業管理組織：次の事項をすべて満たしている組織をいう。①漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている組織、②自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織、③漁業管理について、文書による取決めのある組織、④漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が関与している組織

※２　漁業資源の管理：資源量の把握、漁獲枠の設定、漁業資源の増殖等の管理をいう。
漁場の管理：漁場環境の保全、魚礁の設置、禁漁区の設置、操業水域の制限等の管理をいう。
漁獲の管理：漁期、漁具、操業水域等の規則、漁獲サイズなどの管理をいう。

平成20年の漁業管理組織の取組を主要魚種別にみると、いずれも平成15年に比べ増加しており、そのうち、アワビ類を対象とするものが594と最も多く、漁業管理組織の34.2％を占めており、次いでサザエを対象とするものが439（25.3％）となっています。アワビ類やサザエを対象とした取組が活発な理由としては、単価が高いこと、定着性であり移動範囲が小さく管理しやすいことなどがあげられます。

図Ⅱ－３－12　主要対象魚種別の管理組織数

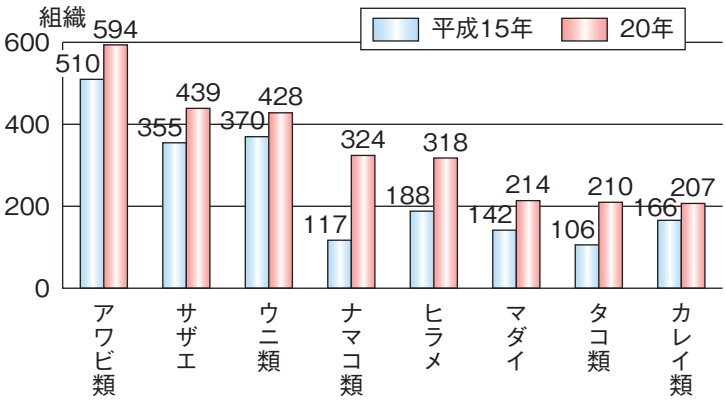

資料：農林水産省「漁業センサス」（2003年、2008年）
注：その他の海藻類、その他の貝類、その他の魚類を除く。

一方、ヒラメ、マダイ、カレイ類の種苗放流等に取り組む漁業管理組織数についても増加しているものの、都道府県の厳しい財政状況を背景とした種苗生産施設の老朽化、魚価の低迷による漁業者の負担能力の低下等により、特にマダイ、ヒラメ等の広域種の放流尾数が減少している等の課題があります。

ウ　密漁等の違反防止策

（我が国沿岸域における密漁等の取締り）

アワビ類、ナマコ類等の高級食材を狙ったいわゆる「密漁」は、近年、その件数が増加しているとともに、悪質化かつ広域化しています。このため、平成19年に漁業法等の一部が改正（平成20年４月施行）され、各都道府県において罰則の強化が措置されています。

潜水器を使用した密漁

（外国漁船の取締り）

水産庁による拿捕（だ）※1件数は、近年減少傾向にありましたが、韓国漁船の拿捕の増加により、平成21年の拿捕件数は17件、立入検査件数は103件、漁具押収件数は36件となりました。

図Ⅱ－３－13　水産庁による拿捕・立入検査等件数

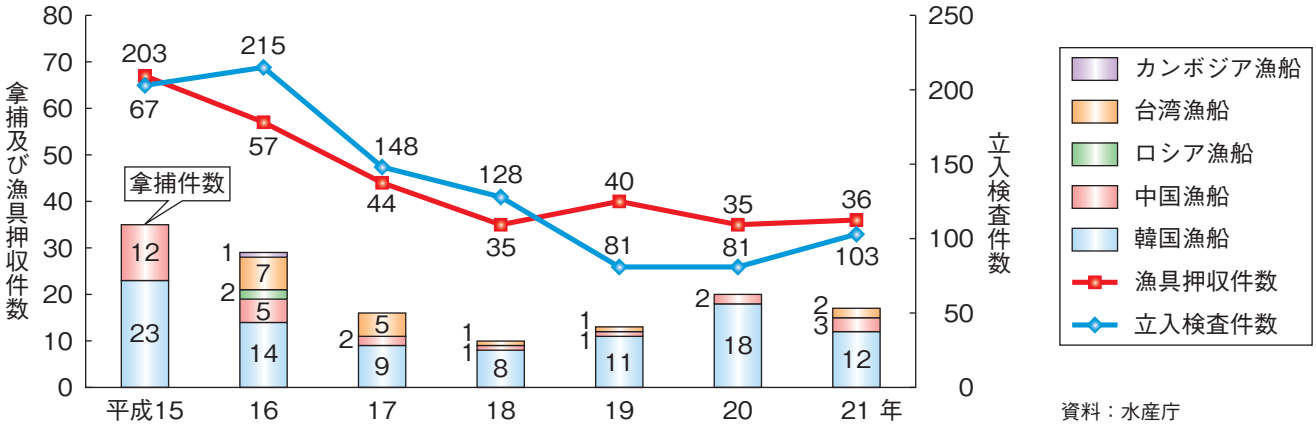

資料：水産庁

※1　拿捕：船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕すること。

韓国漁船、中国漁船及びロシア漁船に対しては、それぞれ二国間協定に基づき、農林水産大臣が我が国200海里水域での操業許可証を交付していますが、漁獲量を日誌に少なく記載する操業日誌不実記載や、操業水域違反等の違反事例がみられます。さらに近年は、漁具に浮標を付けず取締船の摘発を逃れたり、レーダーマストを高く改造して漁業取締船等の接近をいち早く発見して逃走するなど、無許可漁船の違反の態様も巧妙化しています。

レーダーマストを高く改造した外国漁船

このように、我が国沿岸域における密漁や外国漁船による違反操業は、水産資源の回復や適切な資源管理の取組に対し大きな障害となっていることから、水産庁、海上保安庁、都道府県等の関係機関はもとより、外国漁船の事案については関係国とも連携をとりながら、監視・取締りの強化に努めています。

（４）我が国の国際漁業関係

ア　世界貿易機関（WTO）

WTO[※1]は各国が自由にモノ・サービス等の貿易ができるようにするためのルールを決定することを目的とした国際機関です。平成13年から始まったドーハ・ラウンド交渉において、「包括的な関税削減又は撤廃」、「バランスのとれた貿易ルールづくり」等を目的とした交渉が行われています。水産物貿易の交渉に当たっては、世界の水産資源の状況が低迷している中で、有限天然資源である水産資源の持続的利用に貢献する貿易ルールが確立されるよう取り組んでいます。

イ　近隣諸国や太平洋島しょ国等との関係

我が国は、近隣の韓国、中国、ロシアとの間で、それぞれ日韓漁業協定、日中漁業協定、日ソ地先沖合漁業協定に基づき、各年漁期における相互の操業条件を決定し、両国漁船はともに相手国から受けた許可隻数及び漁獲割当の範囲で、相手国水域において操業を行っています。

また、太平洋島しょ国と漁業に関する政府間協定や民間による契約を締結することにより、我が国漁船の操業確保に努めています。

※１　WTO：World Trade Organization　153カ国が加盟（平成21年７月現在）

（5）海洋環境等をめぐる状況

ア　地球温暖化と水産業

地球温暖化による海流の変化、海水温の上昇等、海洋環境の変化が生物多様性に与える影響が危惧されています。IPCC[※1]第４次評価報告書では、温暖化の進行により、より頻繁なサンゴの白化現象[※2]と広範な死滅のほか、北極と南極の両方で海氷面積の減少、熱膨張等に伴う海面上昇といった現象が発生すると予測されています。我が国近海においても海面水温の上昇が報告されています。

図Ⅱ－３－14　日本近海の海域平均海面水温（年平均）の長期変化傾向（℃／100年）

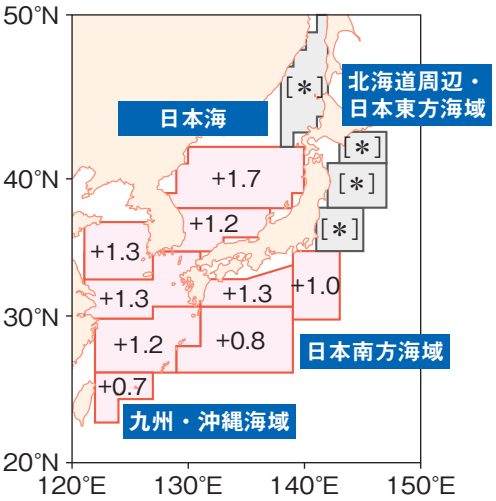

我が国周辺の九州・沖縄海域、日本海中部・南部海域、日本南方海域における年平均海水温は、100年あたり0.7～1.7℃の割合で上昇しました。これは全海洋の年平均海面水温上昇率0.5℃の1.4～3.4倍にあたります。

評価をしている範囲が狭いため自然変動の影響を受けやすく、水温の上昇が必ずしも温暖化の影響とはいえませんが、日本周辺海域の海面水温の上昇が、平均値を上回っていることは事実です。

資料：気象庁「海洋の健康診断表『海面水温の長期変化傾向（日本近海）』2009年」
注：1）　数値は、年平均海面水温の100年あたりの上昇率（℃／100年）。
　　2）　［＊］で示した海域では、年平均海面水温に統計的に有意な長期変化傾向は見出せなかった。
　　3）　オホーツク海域は1960年代以前のデータ数が少ないため、解析の対象外。

海水温の上昇によって回遊性の魚種の漁場が北上し、100年後にはサンマの漁場が日本近海でほとんどなくなる可能性が指摘されています。また、南方系海藻の分布が徐々に広がっていることが判明しており、藻場に生息する生物や周辺環境に影響を与える可能性も指摘されています。

イ　チリ中部沿岸を震源とする地震による津波被害

平成22年２月27日15時34分（日本時間）にチリ中部沿岸で起きた地震により津波が発生しました。この津波により東北地方の太平洋沿岸を中心にワカメ、ホタテガイ、カキ等の養殖施設・水産施設や水産物等が被害を受けました。被害総額が62億円を超えるなど甚大です。これに対し、被害状況の把握・早期の損害査定・保険の支払いなど被害漁業者が早期に回復できるよう所要の措置を講じたところです。

資料：被災して漂流する筏式養殖施設（岩手県）

※１　IPCC：「気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）」。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。

※２　白化現象：環境が悪化するとサンゴの体内で生活する褐虫藻が出ていってしまい、サンゴが色を失い白くなること。海水温が高すぎたり低すぎたり、紫外線が強すぎたり弱すぎたりして起こる現象。

ウ　外来魚やカワウによる漁業被害

内水面は、多様な淡水魚介類を供給するとともに、遊漁等のレクリエーションの場の提供など、様々な役割を担っています。しかし、カワウの分布域の拡大やブラックバス、ブルーギル等の外来魚の生息域の拡大により内水面漁業に大きな影響を及ぼしており、加えて、開発に伴う生息環境の劣化及び産業活動や生活排水による環境悪化といった問題に直面しています。

このため、カワウについては、国、都府県、関係機関が参画する関東カワウ広域協議会、中部近畿カワウ広域協議会を設立し、広域的な連携の下で防除等の取組を行い、外来魚については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づきオオクチバスをはじめとする魚類13種、水生の無脊椎動物４属４種が特定外来生物に指定され、その飼養、運搬、輸入が規制されており、内水面漁業関係者を中心に広域的な連携の下で防除等の取組を行っています。加えて、魚道の整備や産卵場の造成等、環境保全・修復や自然増殖の取組を推進しています。

○カワウ及び外来魚による内水面漁業への影響

・カワウ：	全国における推定年間捕食量	：約１万4,000トン（平成17年）	※1
	内水面漁業生産量	：　５万4,000トン（平成17年）	※2
・外来魚：	琵琶湖における外来魚捕獲量	：　423トン（平成20年）	※3
	琵琶湖の漁業生産量（外来魚を含む）	：　1,816トン（平成20年）	

エ　遊漁の状況

我が国における遊漁参加人口や遊漁船・プレジャーボートを利用した遊漁の延べ人数は、近年いずれも減少傾向にあるものの、マスメディア等における釣り番組や釣りに関する雑誌も多く、国民にとって身近なレジャーの一つとなっています。

図Ⅱ－３－16　遊漁に係るレジャー人口の推移

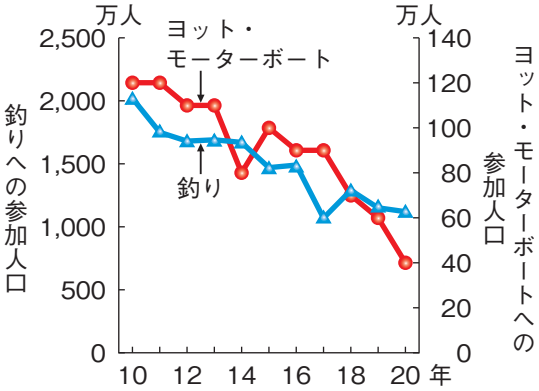

資料：(財)日本生産性本部「レジャー白書」

釣りは、海や魚、漁業等に対する関心や理解を深める機会の一つと考えられますが、そのためには様々な観点から釣りを捉えることが大事です。資源管理という観点からすれば、遊漁船を利用した遊漁の採捕量全体は沿岸漁業漁獲量の2.2％（平成20年）※4と僅少ですが、魚種によっては、一定の地域で漁業よりも資源の利用割合が高い場合もあるとの報告※5もあります。遊漁による採捕についても、禁止区域（期間）、体長制限等の規制が課せられており、遊漁者にも資源の利用者として一定の責任が求められます。また、各地で遊漁者と漁業者との間で漁場利用等をめぐってトラブルも発生しています。地域によっては、漁業者と遊漁関係者が話し合い、漁場利用や資源管理について漁場利用協定等の自主的ルールを設ける取組も行われています。さらには、遊漁者の事故も毎年見受けられるため、海面利用について、遊漁者へのルールやマナーの遵守に向けた啓発・普及も引き続き必要です。

※１　水産庁調べ
※２　農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」
※３　滋賀県調べ
※４　（社）フィッシャリーナ協会「遊漁採捕量調査報告書」（平成20年）に基づき水産庁で算出
※５　秋元清治「神奈川県における船釣り遊漁の実態と主要釣獲魚の類型化について」（神奈川県水産総合研究所研究報告,9,19-24（2004））

オ　藻場・干潟の保全

（漁場環境の変化）

藻場は、水産動物にとって産卵や稚魚の生育の場として重要です。しかし、水温上昇に伴い海藻が減少し、そこにウニ等の海藻を食べる動物が影響を及ぼすことなどによって、無節サンゴモという殻状の海藻の生息が持続する「磯焼け」が発生しています。最近では、地球温暖化の進行による磯焼け域の拡大も懸念されています。

国では磯焼けの原因の特定と具体的な対応策をまとめた「磯焼け対策ガイドライン」を策定し、その普及を図るとともに、海藻が着定しやすい基質を設置して藻場の造成に取り組んでいます。また、地元の漁業者が中心となってウニを駆除するなど保全活動を行った結果、藻場が回復した事例もみられています。

図Ⅱ－３－15　漁業者が中心となった取組で磯焼けから回復した藻場

磯焼けにより海藻がなくなってしまった状態（高知県黒潮町）

ウニを駆除

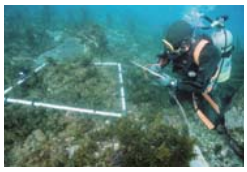

ウニ駆除後のモニタリング調査

磯焼けからの回復！

資料：高知県「高知県磯焼け対策指針」

平成21年度農林水産祭　天皇杯受賞（水産部門）

生活（多面的機能・環境保全）

鳥羽磯部漁業協同組合　答志支所青壮年部（代表　橋本　政幸 氏）　三重県鳥羽市

三重県鳥羽市の答志島（とうしじま）は本来豊かな磯資源を持ち海女漁の盛んな地域でしたが、磯焼けによるアラメ場の消失で、アワビやサザエ等の漁獲量が減少していました。

そのような中、地元漁協の青年部では、自らダイバー資格を取得するなど経費を削減しつつ、アラメの再生を試行錯誤した結果、自然石にアラメを植栽する方法や、アイゴ等による食害の防止方法を確立しました。このアラメ場造成法は、磯焼け問題を抱える周辺海域にも取り入れられており、今後のさらなる広がりが期待されます。

カ　生物多様性条約第10回締約国会議の開催

平成22年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催されます。COP10では、「生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という新たな国際目標（ポスト2010年目標）等が主要議題となっています。このような重要な節目となる会議が国内で開催されることに伴い、生物多様性への関心が国内外で飛躍的に高まることから、我が国の生物多様性保全に貢献する水産業について積極的に国内外に発信していくことが必要です。

参　考　図　表

利用上の注意

1　表示単位未満の端数は、四捨五入した。
したがって、計と内訳とは必ずしも一致しない。

2　増減率は、原数値で計算しているため、表中の数値による計算値とは必ずしも一致しない。

3　表に使用した記号

（1）　「0」は、単位に満たないもの。

（2）　「▲」は、マイナスのもの。

（3）　「…」は、事実不詳又は調査を欠くもの。

（4）　「－」は、該当のないもの。

目　　次

Ⅰ　水産基本指標　85

Ⅱ　水産物需給
- Ⅱ－1　漁業・養殖業部門別生産量・生産額の推移　85
- Ⅱ－2　海面漁業主要魚種別生産量及び生産額の推移　86
- Ⅱ－3　海面養殖業主要魚種別生産量及び生産額の推移　87
- Ⅱ－4　内水面漁業・養殖業主要魚種別生産量及び生産額の推移　87
- Ⅱ－5　資源回復計画の実施状況（22年３月末現在）　88
- Ⅱ－6　水産物の主要品目別輸入量及び金額の推移　89
- Ⅱ－7　輸入金額上位３か国からの主要輸入品目の金額　89
- Ⅱ－8　水産物の主要品目別輸出量及び金額の推移　90
- Ⅱ－9　輸出金額上位３か国への主要輸出品目の金額　90
- Ⅱ－10　主要品目別産地価格の推移　91
- Ⅱ－11　魚介類国内消費仕向量及び自給率の推移　91
- Ⅱ－12　年間１人当たりの魚介類品目別家計消費の推移（全国）　92

Ⅲ　国　際
- Ⅲ－1　世界の漁業・養殖業生産量の推移　93
- Ⅲ－2　食用魚介類供給量の推移　94
  - （1）主要国別供給量の推移
  - （2）国民１人１年当たりの供給量の推移
- Ⅲ－3　マグロ類に関する情報　95
  - （1）国別漁獲量
  - （2）魚種別漁獲量
  - （3）冷凍マグロ４種の消費地市場（東京都）価格の推移（21年12月まで）
  - （4）我が国への供給量の推移

Ⅳ　漁業経営・生産構造
- Ⅳ－1　漁業経営体数の推移　96
- Ⅳ－2　経営組織別漁業経営体数の推移　97
- Ⅳ－3　漁業用生産資材価格指数の推移（17年＝100）　97
- Ⅳ－4　沿岸漁家の漁労所得の推移　97
- Ⅳ－5　沿岸漁船漁家の漁業経営の推移　98
- Ⅳ－6　海面養殖業漁家の経営状況の推移　98
- Ⅳ－7　会社経営体の漁労収益の状況　99
- Ⅳ－8　会社経営体（漁船漁業）の収益状況の推移　99
- Ⅳ－9　会社経営体（漁船漁業）の財務状況等の推移　100
- Ⅳ－10　漁協（沿海地区出資漁協）の事業規模（全国）の推移　100
- Ⅳ－11　沿岸、沖合・遠洋漁業別就業者数の推移　101
- Ⅳ－12　新規漁業就業者数の推移　101

Ⅴ　漁　村
- Ⅴ－1　漁港数，漁港登録漁船隻数及び陸揚量の推移　101

Ⅰ　水産基本指標

	項目	データ	備　　考
経済指標	排他的経済水域	447万㎢（世界第６位）	国土面積37.8万㎢、国土面積の約12倍の排他的経済水域
	国内総生産（GDP）	水産業は8,603億円（平成19年度）	総生産は516兆円（水産の占める割合0.2％）（平成19年度）
水産物需給	自給率	・食用魚介類：62％（平成20年度概算値） ・海藻　　：71％（　　〃　　） ・魚介類全体：53％（　　〃　　）	・食用魚介類自給率目標（水産基本計画、重量ベース） 平成29年度　65％ ・食用魚介類自給率ピーク　昭和39年　113％
	漁業・養殖業生産量	559万トン（平成20年）	生産量ピーク　1,282万トン（昭和59年）
	漁業生産額	１兆6,275億円（平成20年）	生産額ピーク　２兆9,772億円（昭和57年）
貿易	輸入額	１兆5,696億円（平成20年）	農林水産合計8.7兆円
	輸出額	2,087億円（平成20年）	農林水産合計5,078億円
漁業経営	沿岸漁家所得	584万円（平成17年）	農家所得503万円（平成17年）
	うち漁業所得	280万円（平成17年）	うち農業所得124万円（平成17年）
	漁業依存度	47.9％（平成17年）	農業依存度24.6％ 全国勤労者世帯所得　630万円
生産構造	漁業経営体数	11.5万経営体（平成20年）	昭和28年は25.2万経営体
	漁業就業者数	22.2万人（平成20年）	昭和28年は79万人
	漁業協同組合数	2,076組合（沿海地区漁協は1,092組合）（平成20年度末）	昭和41年2,476漁協
	漁船数	185,465隻（平成20年）	昭和43年は345,603隻
	漁港数	2,914港（平成22年）	平均すると海岸線約12.1㎞ごとに存在
	漁業集落数	6,298集落（平成20年）	平均すると海岸線約5.6㎞ごとに存在

Ⅱ　水産物需給

Ⅱ－１　漁業・養殖業部門別生産量・生産額の推移

（単位　数量：千トン　金額：億円）

		10年	15	18	19	20	増減率（％） 20／10	増減率（％） 20／19
生産量	合計	6,684	6,083	5,735	5,720	5,592	…	▲ 2.2
	海面	6,542	5,973	5,652	5,639	5,520	▲ 15.6	▲ 2.1
	漁業	5,315	4,722	4,470	4,397	4,373	▲ 17.7	▲ 0.5
	遠洋漁業	809	602	518	506	474	▲ 41.4	▲ 6.3
	沖合漁業	2,924	2,543	2,500	2,604	2,581	▲ 11.7	▲ 0.9
	沿岸漁業	1,582	1,577	1,451	1,287	1,319	▲ 16.6	2.4
	養殖業	1,227	1,251	1,183	1,242	1,146	▲ 6.6	▲ 7.7
	内水面	143	110	83	81	73	…	▲ 10.3
	漁業	79	60	42	39	33	…	▲ 16.4
	養殖業	64	50	41	42	40	▲ 37.2	▲ 4.6
生産額	合計	20,292	15,905	16,064	16,531	16,275	…	▲ 1.5
	海面	18,850	14,848	15,283	15,757	15,423	▲ 18.2	▲ 2.1
	漁業	13,386	10,372	10,787	11,268	11,246	▲ 16.0	▲ 0.2
	遠洋漁業	2,396	1,666	1,539	…	…	…	…
	沖合漁業	4,910	3,692	3,996	…	…	…	…
	沿岸漁業	6,074	5,009	5,248	…	…	…	…
	養殖業	5,464	4,476	4,496	4,490	4,178	▲ 23.5	▲ 6.9
	内水面	1,442	1,057	781	773	851	…	10.1
	漁業	662	564	239	227	239	…	5.6
	養殖業	780	494	542	547	612	▲ 21.5	11.9

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

注：1）　遠洋漁業とは、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型遠洋かつお・まぐろ１そうまき網、遠洋まぐろはえ縄、遠洋かつお一本釣、遠洋いか釣をいう。

2）　沖合漁業とは、10トン以上の動力漁船を使用する漁業のうち、遠洋漁業、定置網漁業及び地びき網漁業を除いたものをいう。なお、19年以降は推計値である。

3）　沿岸漁業とは、漁船非使用漁業、無動力船及び10トン未満の動力船を使用する漁業並びに定置網漁業及び地びき網漁業をいう。なお、19年以降は推計値である。

4）　海面養殖業とは、海面または陸上に設けられた施設において、海水を利用して水産動植物を集約的に育成し、収獲する事業をいう。なお、海面養殖業には、海面において、魚類を除く水産動植物の採苗を行う事業を含む。

5）　内水面漁業とは、公共の内水面において、水産動植物を採捕する事業をいう。

6）　内水面養殖業とは、一定区画の内水面または陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成し、収獲する事業をいう。

7）　海面漁業生産額の合計には、捕鯨業を含む。

8）　内水面漁業・養殖業生産量は、10年は全ての河川及び湖沼、15年は主要148河川28湖沼、18年以降については、主要106河川24湖沼の値である。15年以降の内水面養殖業は、ます類、あゆ、こい及びうなぎの４魚種の収獲量である。また、19年以降の収獲量には、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦において養殖されたその他の収獲量を含む。

9）　18年以降の内水面漁業の漁獲量、生産額には、遊漁者（レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの）による採捕は含まれない。

Ⅱ－２　海面漁業主要魚種別生産量及び生産額の推移

（単位｛数量：千トン／金額：億円｝）

		10年	15	18	19	20	増減率（%）	
							20／10	20／19
生産量	合計	5,315	4,722	4,470	4,397	4,373	▲17.7	▲0.5
	まぐろ・かじき類	329	271	239	278	236	▲28.3	▲15.2
	かつお類	407	345	358	358	336	▲17.5	▲6.1
	さけ・ます類	219	287	231	235	180	▲17.8	▲23.3
	いわし類	739	685	554	567	498	▲32.6	▲12.2
	うち、まいわし	167	52	53	79	35	▲79.1	▲55.9
	うち、かたくちいわし	471	535	415	362	345	▲26.7	▲4.8
	あじ類	370	280	191	196	207	▲44.1	5.6
	さば類	511	329	652	457	520	1.8	14.0
	さんま	145	265	245	297	355	144.7	19.6
	ぶり類	45	61	69	72	76	67.0	4.8
	ひらめ・かれい類	83	68	63	64	63	▲23.4	▲1.1
	たら類	373	253	254	262	251	▲32.8	▲4.4
	うち、すけとうだら	316	220	207	217	211	▲33.2	▲2.6
	ほっけ	241	168	116	139	170	▲29.5	22.0
	たい類	27	25	26	26	26	▲1.5	1.9
	いか類	385	386	286	326	290	▲24.8	▲11.0
	うち、するめいか	181	254	190	253	217	20.3	▲14.2
	ほたてがい	288	344	272	258	310	7.8	20.1
	上記以外の魚種	1,152	955	912	862	855	▲25.7	▲0.8
生産額	合計	13,386	10,372	10,787	11,268	11,246	▲16.0	▲0.2
	まぐろ・かじき類	2,058	1,581	1,631	1,797	1,737	▲15.6	▲3.4
	かつお類	865	583	620	763	814	▲5.9	6.7
	さけ・ます類	643	514	829	811	786	22.3	▲3.1
	いわし類	719	613	538	618	585	▲18.6	▲5.4
	うち、まいわし	157	96	64	75	44	▲71.9	▲41.2
	うち、かたくちいわし	236	223	214	212	238	1.0	12.3
	あじ類	628	468	400	397	441	▲29.8	10.9
	さば類	489	279	413	392	464	▲5.0	18.5
	さんま	303	174	167	219	245	▲19.1	12.0
	ぶり類	338	269	268	277	279	▲17.3	0.9
	ひらめ・かれい類	617	450	402	394	402	▲34.9	1.9
	たら類	345	281	344	360	367	6.4	1.7
	うち、すけとうだら	214	185	222	228	237	10.5	3.8
	ほっけ	76	61	71	77	111	45.3	45.2
	たい類	292	195	192	192	184	▲37.2	▲4.0
	いか類	1,294	987	902	868	789	▲39.0	▲9.1
	うち、するめいか	562	518	500	502	439	▲21.9	▲12.6
	上記以外の魚種	4,721	3,917	4,012	4,103	4,043	▲14.4	▲1.5

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

Ⅱ－３　海面養殖業主要魚種別生産量及び生産額の推移

（単位 数量：千トン 金額：億円）

		10年	15	18	19	20	増減率（%） 20／10	増減率（%） 20／19
生産量	合計	1,227	1,251	1,183	1,242	1,146	▲ 6.6	▲ 7.7
	ぶり類	147	158	155	160	155	5.6	▲ 2.9
	まだい	83	83	71	67	72	▲ 13.2	7.4
	ほたてがい	226	258	212	248	226	▲ 0.2	▲ 8.9
	かき類（殻付き）	199	225	208	204	190	▲ 4.5	▲ 6.9
	こんぶ類	50	51	41	41	47	▲ 6.4	13.5
	わかめ類	71	60	59	54	55	▲ 22.3	1.2
	のり類	397	347	368	396	339	▲ 14.6	▲ 14.5
	上記以外の魚種	54	69	68	72	63	16.2	▲ 12.5
生産額	合計	5,464	4,476	4,496	4,490	4,178	▲ 23.5	▲ 6.9
	ぶり類	1,416	1,225	1,174	1,135	1,161	▲ 18.0	2.3
	まだい	651	516	583	555	496	▲ 23.8	▲ 10.6
	ほたてがい	386	299	352	409	318	▲ 17.6	▲ 22.2
	かき類	329	378	363	300	309	▲ 6.1	3.2
	こんぶ類	93	107	92	106	110	17.8	3.1
	わかめ類	133	91	79	73	102	▲ 23.3	38.3
	のり類	1,156	900	906	950	808	▲ 30.1	▲ 15.0
	上記以外の魚種	1,301	959	948	962	875	▲ 32.7	▲ 9.0

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」
注：1）　生産量の海藻類は生換算、貝類は殻付重量である。
　　2）　生産額の合計には、種苗養殖を含む。

Ⅱ－４　内水面漁業・養殖業主要魚種別生産量及び生産額の推移

（単位 数量：千トン 金額：億円）

		10年	15	18	19	20	増減率（%） 20／10	増減率（%） 20／19
生産量	合計	143	110	83	81	73	…	▲ 10.3
	内水面漁業	79	60	42	39	33	…	▲ 16.4
	さけ・ます類	21	17	16	15	10	…	▲ 29.6
	あゆ	11	8	3	3	3	…	4.7
	こい	4	3	1	1	0	…	▲ 11.4
	しじみ	20	17	13	11	10	…	▲ 10.2
	上記以外の魚種	22	15	9	9	8	…	▲ 10.5
	内水面養殖業	64	50	41	42	40	▲ 37.2	▲ 4.6
	ます類	17	13	11	11	10	▲ 41.5	▲ 8.4
	あゆ	10	7	6	6	6	▲ 37.7	2.3
	こい	12	8	3	3	3	▲ 75.2	3.0
	うなぎ	22	22	21	22	21	▲ 4.6	▲ 5.8
生産額	合計	1,442	1,057	781	773	851	…	10.1
	内水面漁業	662	564	239	227	239	…	5.6
	さけ・ます類	57	57	25	23	22	…	▲ 6.1
	あゆ	325	259	79	78	93	…	19.4
	こい	20	18	3	2	2	…	6.5
	しじみ	86	100	80	69	66	…	▲ 4.3
	上記以外の魚種	174	129	52	54	56	…	3.6
	内水面養殖業	780	494	542	547	612	▲ 21.5	11.9
	ます類	133	112	96	96	87	▲ 34.6	▲ 9.2
	あゆ	159	108	94	86	86	▲ 46.0	▲ 0.4
	こい	36	23	17	15	15	▲ 59.0	▲ 1.9
	うなぎ	412	218	302	317	388	▲ 5.7	22.6
	上記以外の魚種	40	31	33	33	36	▲ 9.2	9.8

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」
注：1）　内水面漁業漁獲量は、10年は全ての河川及び湖沼、15年は主要148河川28湖沼、18年以降については、主要106河川24湖沼の値である。15年以降の内水面養殖業は、ます類、あゆ、こい及びうなぎの４魚種の収獲量である。また、19年以降の収獲量は、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦において養殖されたその他の収獲量を含む。
　　2）　18年以降の内水面漁業の漁獲量、生産額には、遊漁者（レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの）による採捕は含まれない。

Ⅱ－５　資源回復計画の実施状況（22年３月末現在）

〈広域資源（国が作成）〉

〔魚種別資源回復計画〕17計画	〔漁業種類〕	〔作成年月〕
サワラ瀬戸内海系群資源回復計画	流し網漁業など	14年４月
伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画	小型機船底びき網漁業	14年８月
日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画	沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業	14年９月
太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画	沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業	15年３月
日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画	沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業、 刺し網漁業、小型定置網漁業	15年７月
マサバ太平洋系群資源回復計画	大中型まき網漁業	15年10月
周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ）資源回復計画	小型機船底びき網漁業	16年11月
カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画	船びき網漁業	17年３月
日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画	日本海べにずわいがに漁業、べにずわいがにかご漁業	17年４月
南西諸島海域マチ類資源回復計画	底魚一本釣漁業、底立はえなわ漁業	17年４月
九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画	とらふぐはえなわ漁業	17年４月
伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画	いわし･いかなご船びき網漁業、いかなご船びき網漁業、ばっち網漁業等	18年11月
スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画	沖合底びき網漁業、刺し網漁業、はえ縄漁業、他	19年３月
太平洋南部キンメダイ資源回復計画	キンメダイ底刺し網漁業、立縄漁業、底立てはえ縄漁業	19年３月
マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画	底建網漁業、小型定置網漁業、沖合底びき網漁業	19年３月
有明海ガザミ資源回復計画	刺網漁業、かご漁業、小型機船底びき網漁業、たもすくい網漁業	20年３月
日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画	大中型まき網漁業など	21年３月

〔包括的資源回復計画〕１計画	〔漁業種類〕	〔作成年月〕
日本海西部・九州西海域底びき網漁業（２そうびき）包括的資源回復計画	沖合底びき網漁業､以西底びき網漁業	18年10月

〈地先資源（都道府県が作成）〉

〔魚種別資源回復計画〕33計画	〔漁業種類〕	〔作成年月〕
えりも以西海域マツカワ資源回復計画	刺し網漁業、小型定置網漁業など	17年３月
宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画	沖合底びき網漁業	16年４月
青森県イカナゴ資源回復計画	こうなご光力利用敷網、小型定置網漁業	19年３月
青森県ウスメバル資源回復計画	さし網漁業、一本釣り漁業、小型定置網漁業など	19年３月
青森県太平洋海域ヒラメ資源回復計画	小型機船底びき網漁業、かれい・ひらめ刺網漁業	20年３月
岩手県ケガニ・ミズダコ資源回復計画	かご漁業、刺し網漁業、沖合底びき網漁業など	20年３月
岩手県ヒラメ資源回復計画	刺し網漁業、沖合底びき網漁業、定置網漁業など	18年２月
宮城県マアナゴ資源回復計画	アナゴ筒漁業、小型底びき網漁業	20年２月
宮城県マコガレイ資源回復計画	小型底びき網漁業、刺網漁業	20年２月
山形県シロギス資源回復計画	きすさし網漁業	19年４月
山形県ヒラメ資源回復計画	小型機船底びき網漁業、さし網漁業など	19年10月
福島県マアナゴ資源回復計画	沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業、機船船びき網漁業など	19年２月
茨城県シライトマキバイ資源回復計画	沖合カゴ漁業、沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業	20年３月
茨城県霞ヶ浦北浦海区ワカサギ資源回復計画	いさざ・ごろひき網漁業、わかさぎ・しらうおひき網漁業	18年７月
神奈川県三浦半島地区アワビ資源回復計画	みづき漁業、裸もぐり漁業、固定式刺網	18年３月
石川県ヒラメ・沿岸性カレイ類資源回復計画	ごち網漁業、小型底びき網漁業、刺し網漁業など	19年４月
新潟県ウスメバル資源回復計画	刺網漁業	19年６月
新潟県佐渡海区マナマコ資源回復計画	なまこ漁業､小型機船底びき網漁業等	19年６月
滋賀県ニゴロブナ資源回復計画	刺網漁業、沖びき網漁業、小型定置網漁業、もんどり漁業	18年10月
滋賀県琵琶湖セタシジミ資源回復計画	貝掻網漁業、貝びき網漁業	18年３月
和歌山県太平洋南区イサキ資源回復計画	一本釣漁業	18年５月
山口県瀬戸内海アサリ資源回復計画	採貝漁業、潜水器漁業	18年３月
山口県日本海海域あまだい類資源回復計画	あまだいはえ縄漁業､その他の釣り漁業	18年７月
愛媛県伊予灘マコガレイ資源回復計画	磯建網漁業	18年３月
福岡湾口域イカナゴ資源回復計画	いかなご房丈網漁業	19年５月
長崎県対馬海域アマダイ資源回復計画	延縄漁業、その他の釣漁業	22年３月
宮崎海域カサゴ資源回復計画	かさご延縄漁業、刺網漁業、小型底びき網漁業など	17年８月
熊本県アサリ資源回復計画	採貝漁業	17年３月
熊本県ヒラメ資源回復計画	刺網漁業、釣漁業、定置網漁業	18年12月
大分県豊後水道域クルマエビ資源回復計画	小型機船底びき網漁業､えび建網漁業	17年８月
大分県豊前海アサリ資源回復計画	小型機船底びき網漁業、採貝漁業	16年３月
大分県タチウオ資源回復計画	釣り漁業、小型機船底びき網漁業、はえ縄漁業	21年３月
沖縄県八重山海域沿岸性魚類資源回復計画	潜水器漁業、一本釣漁業、さし網漁業、小型定置網漁業など	19年３月

〔包括的資源回復計画〕15計画	〔漁業種類〕	〔作成年月〕
山形県小型機船底びき網漁業（手繰第一種）包括的資源回復計画	小型機船底びき網漁業、沖合底びき網漁業	20年１月
千葉県東京湾小型底びき網漁業包括的資源回復計画	小型底びき網漁業	19年３月
神奈川県東京内湾海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画	小型機船底びき網漁業	19年３月
大阪府小型底びき網漁業包括的資源回復計画	小型底びき網漁業	19年４月
京都府海域定置網漁業包括的資源回復計画	大型および小型定置網漁業	20年３月
京都府海域底びき網漁業包括的資源回復計画	沖合底びき網及び小型機船底びき網漁業	20年３月
兵庫県瀬戸内海海域小型底びき網漁業包括的資源回復計画	小型底びき網漁業	18年５月
和歌山県瀬戸内海区小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画	小型機船底びき網漁業	20年11月
島根県小型底びき網漁業（機船手繰網漁業）包括的資源回復計画	小型底びき網漁業	20年１月
岡山県小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画	小型機船底びき網漁業	20年８月
広島湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画	小型機船底びき網漁業	20年２月
香川県小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画	小型機船底びき網漁業	19年５月
徳島県紀伊水道海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画	小型機船底びき網漁業	20年３月
長崎県橘（タチバナ）湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画	小型機船底びき網漁業	20年３月
宮崎海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画	小型機船底びき網漁業	20年３月

資料：水産庁

Ⅱ－６　水産物の主要品目別輸入量及び金額の推移

（単位｛数量：千トン／金額：億円｝）

		11年	16	19	20	21	増減率（%） 21／11	21／20
数量	水産物合計	3,416	3,485	2,892	2,768	2,596	▲ 24.0	▲ 6.2
	まぐろ・かじき類	293	343	247	225	223	▲ 23.9	▲ 1.2
	えび	260	251	215	202	203	▲ 21.9	0.2
	さけ・ます類	238	240	238	248	240	0.8	▲ 3.0
	えび調製品	28	58	67	64	65	130.5	0.6
	かに	123	110	75	74	64	▲ 48.2	▲ 13.2
	いか	106	93	103	87	78	▲ 26.3	▲ 10.8
	たらの卵	44	39	41	45	35	▲ 19.6	▲ 20.3
	真珠（トン）	37	65	101	80	70	89.4	▲ 12.2
	たこ	103	53	47	45	56	▲ 45.6	25.7
	魚粉	341	398	347	304	279	▲ 18.2	▲ 8.5
	うなぎ調製品	57	49	35	17	20	▲ 63.9	21.6
	たら類（すり身含む）	152	166	117	93	76	▲ 50.1	▲ 18.0
	かに調製品	12	15	14	15	14	19.3	▲ 6.3
	ひらめ・かれい類	70	64	50	60	50	▲ 28.6	▲ 16.7
	うに	13	18	18	16	14	5.5	▲ 12.7
	その他	1,576	1,588	1,276	1,274	1,180	▲ 25.1	▲ 7.4
金額	水産物合計（A）	17,395	16,371	16,373	15,696	12,967	▲ 25.5	▲ 17.4
	まぐろ・かじき類	2,305	2,337	2,190	2,167	1,868	▲ 19.0	▲ 13.8
	えび	3,049	2,380	2,259	1,975	1,720	▲ 43.6	▲ 12.9
	さけ・ます類	1,340	1,036	1,421	1,317	1,339	▲ 0.0	1.7
	えび調製品	352	522	601	550	517	46.7	▲ 6.0
	かに	1,049	807	658	695	465	▲ 55.6	▲ 33.1
	いか	491	437	524	400	341	▲ 30.5	▲ 14.6
	たらの卵	580	598	451	569	329	▲ 43.3	▲ 42.2
	真珠	366	316	519	424	301	▲ 18.0	▲ 29.0
	たこ	450	345	344	341	278	▲ 38.2	▲ 18.5
	魚粉	231	303	434	318	259	12.2	▲ 18.6
	うなぎ調製品	777	657	512	251	232	▲ 70.2	▲ 7.6
	たら類（すり身含む）	425	339	347	432	225	▲ 47.1	▲ 48.0
	かに調製品	156	254	233	254	215	37.9	▲ 15.2
	ひらめ・かれい類	220	235	219	256	188	▲ 14.4	▲ 26.5
	うに	289	236	211	211	182	▲ 37.1	▲ 14.1
	その他	5,316	5,571	5,449	5,537	4,508	▲ 15.2	▲ 18.6
我が国の総輸入額（B）		352,680	492,166	731,359	789,548	514,994	46.0	▲ 34.8
（A）／（B）（%）		4.9	3.3	2.2	2.0	2.5		

資料：財務省「貿易統計」
注：1）　数量は、通関時の形態による重量である（以下、「貿易統計」においては同じ）。
　　2）　数量には、干ノリを含まない。

Ⅱ－７　輸入金額上位３か国からの主要輸入品目の金額

（単位：億円）

	20年	21	増減率（%）（21／20）
中国（香港、マカオを除く）	2,633	2,214	▲ 15.9
うなぎ調製品	212	221	4.6
まぐろ・かじき類（生鮮冷蔵・冷凍）	181	191	5.6
かに調製品（気密以外）	196	160	▲ 18.7
米国	1,584	1,156	▲ 27.0
たら類（すり身含む、生鮮冷蔵・冷凍）	414	211	▲ 49.0
たらの卵（生鮮冷蔵・冷凍・塩蔵・乾燥・くん製品）	284	172	▲ 39.4
さけ・ます類	109	123	13.0
チリ	1,087	1,102	1.4
さけ・ます類	780	825	5.8
魚粉	57	69	20.7
うに	71	59	▲ 17.1

資料：財務省「貿易統計」

Ⅱ－８　水産物の主要品目別輸出量及び金額の推移

（単位｛数量：千トン　金額：億円｝）

		11年	16	19	20	21	増減率（%）	
							21／11	21／20
数量	水産物合計	204	424	612	519	498	143.5	▲ 4.1
	真珠（トン）	63	49	53	57	43	▲ 30.8	▲ 23.6
	ほたて貝	4	4	9	12	12	233.8	7.6
	さけ・ます類	3	61	59	45	56	1,914.0	23.2
	貝柱調製品(気密以外)	1	1	1	2	2	57.6	42.3
	まぐろ・かじき類	38	46	48	25	32	▲ 16.0	29.9
	干しなまこ（トン）	…	223	345	283	249	…	▲ 12.1
	すけとうだら	-	92	80	39	74	…	92.3
	さば	3	26	156	133	84	2,713.9	▲ 36.8
	ぶり	…	…	…	3	4	…	40.1
	水産練り製品	7	6	8	8	7	2.1	▲ 13.4
	さんま	7	21	33	57	75	959.8	32.1
	いか	3	21	14	32	28	913.2	▲ 11.9
	その他	138	146	203	165	122	▲ 11.5	▲ 25.6
金額	水産物合計（A）	1,414	1,482	2,382	2,087	1,728	22.2	▲ 17.2
	真珠	557	275	365	320	191	▲ 65.7	▲ 40.4
	ほたて貝	66	62	127	149	143	116.4	▲ 4.2
	さけ・ます類	4	91	134	103	131	3,143.3	27.5
	貝柱調製品(気密以外)	101	65	101	82	103	2.2	26.7
	まぐろ・かじき類	124	126	151	96	101	▲ 18.3	5.9
	干しなまこ（トン）	…	55	167	133	97	…	▲ 26.9
	すけとうだら	-	98	123	71	95	…	32.7
	さば	4	19	141	148	75	1,902.8	▲ 49.5
	ぶり	…	…	…	39	55	…	42.1
	水産練り製品	42	41	59	61	55	29.7	▲ 10.7
	さんま	13	17	30	46	50	286.9	7.8
	いか	8	28	22	41	35	347.4	▲ 13.9
	その他	496	605	964	797	597	20.5	▲ 25.1
我が国の総輸出額(B)		475,476	611,700	839,314	810,181	541,706	13.9	▲ 33.1
(A)／(B)(%)		0.3	0.2	0.3	0.3	0.3		

資料：財務省「貿易統計」
注：1)　缶詰は、内容重量である。
　　2)　真珠には、各種製品を含む。

Ⅱ－９　輸出金額上位３か国への主要輸出品目の金額

（単位：億円）

	20年	21	増減率（%）(21／20)
香港	580	500	▲ 13.7
真珠（真珠及び真珠製品）	175	112	▲ 36.3
干しなまこ	132	97	▲ 26.7
貝柱調製品（気密容器以外）	60	80	33.9
米国	330	274	▲ 17.0
ほたて貝（活・生鮮冷蔵・冷凍・塩蔵・乾燥）	82	78	▲ 5.1
ぶり	33	51	56.8
真珠（真珠及び真珠製品）	64	31	▲ 52.3
中国（香港、マカオ除く）	216	231	6.8
さけ・ます類	87	113	29.7
すけとうだら	17	33	100.0
さば	22	13	▲ 38.9

資料:財務省「貿易統計」

Ⅱ－10　主要品目別産地価格の推移

（単位：円／kg）

	11年	16	19	20	21（概数）	増減率（%） 21／11	21／20
水産物平均（下記加重平均）	154	138	140	149	128	▲ 17.1	▲ 14.1
まぐろ　生鮮	1,262	1,325	1,605	1,649	1,533	21.5	▲ 7.0
冷凍	2,496	2,077	2,746	2,822	1,686	▲ 32.5	▲ 40.3
びんなが　生鮮	294	275	247	327	278	▲ 5.4	▲ 15.0
冷凍	324	242	292	388	279	▲ 13.9	▲ 28.1
めばち　生鮮	1,229	1,009	1,135	1,176	1,086	▲ 11.6	▲ 7.7
冷凍	1,035	716	799	857	834	▲ 19.4	▲ 2.7
きはだ　生鮮	672	704	739	659	674	0.3	2.3
冷凍	691	427	518	585	552	▲ 20.1	▲ 5.6
かつお　生鮮	252	350	278	303	353	40.1	16.5
冷凍	151	119	163	201	140	▲ 7.3	▲ 30.3
まいわし	60	184	101	112	103	71.7	▲ 8.0
うるめいわし	127	105	65	61	53	▲ 58.3	▲ 13.1
かたくちいわし	31	23	43	51	31	0.0	▲ 39.2
まあじ	225	144	188	220	154	▲ 31.6	▲ 30.0
むろあじ	121	99	100	101	109	▲ 9.9	7.9
さば類	108	87	82	86	73	▲ 32.4	▲ 15.1
さんま	194	110	73	65	65	▲ 66.5	0.0
ほっけ	38	29	38	55	44	15.8	▲ 20.0
するめいか　生鮮	246	257	159	162	149	▲ 39.4	▲ 8.0
冷凍、遠洋	165	295	198	183	176	6.7	▲ 3.8

資料：農林水産省「水産物流通統計年報」に基づき水産庁で作成
注：1）　特に表示のない品目は、生鮮品・冷凍品の分類を行っていない。
　　2）　11年は205漁港、16年は203漁港、19年以降は42漁港の価格である。
　　3）　冷凍するめいかについては平成18年調査から遠洋、近海に分離した。平成11年、16年の値については冷凍するめいかの平均価格。

Ⅱ－11　魚介類国内消費仕向量及び自給率の推移

（単位：千トン）

	10年度	15	18	19	20（概算）	増減率（%） 20／10	20／19
合計	10,689	10,900	9,892	9,550	9,404	▲ 12.0	▲ 1.5
食用魚介類	8,139	8,202	7,415	7,268	7,154	▲ 12.1	▲ 1.6
生鮮・冷凍	3,502	3,642	3,003	3,020	3,044	▲ 13.1	0.8
塩干・くん製・その他	4,323	4,218	4,078	3,926	3,798	▲ 12.1	▲ 3.3
かん詰	314	342	334	322	312	▲ 0.6	▲ 3.1
非食用（飼肥料）	2,550	2,698	2,477	2,282	2,250	▲ 11.8	▲ 1.4
国民1人・1年当たり供給純食料（kg）	35.5	35.7	32.8	32.0	31.5	▲ 11.3	▲ 1.6
食用魚介類自給率（%）	57	57	60	62	62		
（参考）非食用を含む自給率（%）	57	50	52	53	53		

資料：農林水産省「食料需給表」
注：1）　自給率＝国内生産量／国内消費仕向量×100
　　2）　数値は原魚換算したものであり、鯨類及び海藻類を含まない。

Ⅱ－12　年間１人当たりの魚介類品目別家計消費の推移（全国）

（単位　数量：グラム　金額:円）

		11年	16	19	20	21	増減率（%） 21／11	21／20
数量	生鮮魚介計	13,366	12,827	12,225	11,598	11,593	▲ 13.3	▲ 0.0
	鮮魚小計	11,731	11,455	11,074	10,494	10,463	▲ 10.8	▲ 0.3
	まぐろ	1,031	1,012	882	794	800	▲ 22.4	0.7
	あじ	714	581	575	533	505	▲ 29.3	▲ 5.4
	いわし	502	317	300	221	244	▲ 51.5	10.4
	かつお	405	402	401	349	331	▲ 18.2	▲ 5.2
	かれい	489	406	421	408	408	▲ 16.7	▲ 0.1
	さけ	901	1,021	971	987	1,015	12.6	2.8
	さば	523	473	509	422	437	▲ 16.5	3.5
	さんま	495	711	762	744	789	59.5	6.0
	たい	306	269	219	234	257	▲ 15.9	10.0
	ぶり	546	592	696	644	637	16.6	▲ 1.1
	いか	1,216	1,013	1,013	989	929	▲ 23.6	▲ 6.0
	たこ	392	272	253	223	269	▲ 31.2	21.1
	えび	750	688	612	645	679	▲ 9.4	5.3
	かに	381	301	300	241	264	▲ 30.7	9.4
	貝類小計	1,635	1,353	1,140	1,098	1,123	▲ 31.3	2.3
	あさり	618	486	394	359	349	▲ 43.6	▲ 2.6
	しじみ	248	155	120	102	108	▲ 56.2	6.3
	かき	276	232	185	200	206	▲ 25.4	2.9
	ほたて	274	309	296	317	333	21.4	5.1
	塩干魚介計	3,497	3,220	3,209	3,171	3,021	▲ 13.6	▲ 4.7
	塩さけ	638	570	568	569	519	▲ 18.7	▲ 8.8
	（参考）生鮮肉	12,685	12,155	12,996	13,326	13,903	9.6	4.3
	牛肉	3,151	2,230	2,205	2,171	2,263	▲ 28.2	4.2
	豚肉	4,907	5,434	5,642	5,874	6,004	22.4	2.2
金額	魚介類支出計	34,858	29,721	29,478	28,364	27,552	▲ 21.0	▲ 2.9
	生鮮魚介計	21,248	18,021	17,672	16,656	16,130	▲ 24.1	▲ 3.2
	鮮魚小計	19,225	16,283	16,171	15,145	14,626	▲ 23.9	▲ 3.4
	まぐろ	2,624	2,303	2,235	1,897	1,859	▲ 29.2	▲ 2.0
	あじ	749	555	562	528	472	▲ 37.0	▲ 10.7
	いわし	396	262	237	189	192	▲ 51.6	1.5
	かつお	735	634	609	550	508	▲ 30.9	▲ 7.7
	かれい	667	515	540	521	482	▲ 27.8	▲ 7.6
	さけ	1,325	1,221	1,301	1,346	1,334	0.7	▲ 0.9
	さば	460	419	431	372	367	▲ 20.1	▲ 1.2
	さんま	454	486	477	471	472	4.1	0.3
	たい	622	476	397	445	425	▲ 31.7	▲ 4.7
	ぶり	1,116	1,041	1,187	1,089	1,019	▲ 8.7	▲ 6.4
	いか	1,211	958	964	923	850	▲ 29.8	▲ 7.9
	たこ	614	448	446	417	448	▲ 27.0	7.4
	えび	1,648	1,283	1,173	1,166	1,163	▲ 29.4	▲ 0.3
	かに	916	737	741	660	695	▲ 24.2	5.2
	貝類小計	2,023	1,738	1,501	1,511	1,504	▲ 25.7	▲ 0.5
	あさり	498	429	350	348	336	▲ 32.5	▲ 3.4
	しじみ	245	191	157	139	145	▲ 40.7	4.7
	かき	489	408	315	339	343	▲ 29.8	1.4
	ほたて	482	492	489	513	518	7.3	1.0
	塩干魚介計	6,397	5,431	5,435	5,353	5,097	▲ 20.3	▲ 4.8
	塩さけ	955	703	705	698	687	▲ 28.1	▲ 1.6
	魚肉練製品	3,228	2,840	2,893	3,010	2,987	▲ 7.5	▲ 0.8
	他の魚介加工品	3,984	3,429	3,479	3,344	3,339	▲ 16.2	▲ 0.2
	（参考）生鮮肉	19,921	18,393	19,377	20,451	19,959	0.2	▲ 2.4
	牛肉	8,377	6,615	6,761	6,700	6,475	▲ 22.7	▲ 3.4
	豚肉	6,773	7,345	7,636	8,201	7,992	18.0	▲ 2.5

資料：総務省「家計調査」（二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く））に基づき水産庁で作成

Ⅲ　国　際

Ⅲ－１　世界の漁業・養殖業生産量の推移

（単位：千トン）

		1960年	1970	1980	1990	2000	2007	2008	増減率（%）	
									2008／1990	2008／2007
世界計		36,742	67,346	75,575	102,726	136,309	155,835	159,165	54.9	2.1
	漁業	34,720	63,820	68,228	85,901	94,638	91,011	90,839	5.7	▲ 0.2
	養殖業	2,022	3,526	7,347	16,826	41,672	64,824	68,326	306.1	5.4
中国		3,086	3,784	5,807	14,667	43,284	56,161	57,827	294.3	3.0
	漁業	2,215	2,490	3,147	6,715	14,824	14,988	15,157	125.7	1.1
	養殖業	871	1,294	2,660	7,953	28,460	41,173	42,670	436.5	3.6
インドネシア		762	1,257	1,878	3,242	5,117	8,176	8,795	171.3	7.6
	漁業	681	1,148	1,653	2,642	4,124	5,055	4,960	87.8	▲ 1.9
	養殖業	81	109	225	600	994	3,121	3,835	539.4	22.9
インド		1,161	1,759	2,445	3,880	5,669	6,972	7,584	95.5	8.8
	漁業	1,117	1,637	2,080	2,863	3,726	3,859	4,105	43.4	6.4
	養殖業	45	122	365	1,017	1,943	3,112	3,479	242.0	11.8
ペルー		3,503	12,484	2,710	6,874	10,665	7,261	7,420	7.9	2.2
	漁業	3,503	12,484	2,709	6,869	10,659	7,221	7,377	7.4	2.2
	養殖業	…	0	1	5	7	40	43	724.8	9.0
日本		6,193	9,315	11,122	11,052	6,384	5,720	5,592	▲ 49.4	▲ 2.2
	漁業	5,892	8,717	10,036	9,682	5,092	4,436	4,406	▲ 54.5	▲ 0.7
	養殖業	301	598	1,086	1,370	1,292	1,284	1,186	▲ 13.4	▲ 7.6
フィリピン		477	1,102	1,715	2,501	2,997	4,715	4,969	98.7	5.4
	漁業	416	1,000	1,383	1,830	1,897	2,500	2,562	40.0	2.5
	養殖業	61	102	333	671	1,101	2,215	2,408	258.8	8.7
米国		2,807	2,960	3,870	5,936	5,216	5,295	4,857	▲ 18.2	▲ 8.3
	漁業	2,703	2,791	3,702	5,620	4,760	4,770	4,357	▲ 22.5	▲ 8.7
	養殖業	104	169	168	315	456	525	500	58.5	▲ 4.8
チリ		347	1,228	2,891	5,424	4,973	4,938	4,810	▲ 11.3	▲ 2.6
	漁業	347	1,228	2,889	5,354	4,548	4,131	3,939	▲ 26.4	▲ 4.6
	養殖業	0	0	2	70	425	806	871	1,135.9	8.0
ベトナム		473	618	560	941	2,137	4,144	4,585	387.1	10.6
	漁業	436	553	461	779	1,623	2,020	2,088	167.9	3.3
	養殖業	38	65	99	162	514	2,123	2,497	1,440.9	17.6
タイ		231	1,438	1,800	2,790	3,735	3,656	3,831	37.3	4.8
	漁業	200	1,357	1,704	2,498	2,997	2,305	2,457	▲ 1.6	6.6
	養殖業	32	81	96	292	738	1,351	1,374	371.0	1.7

資料：FAO「Fishstat（Capture production 1950-2008）、（Aquaculture production 1950-2008）（日本以外の国）」及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報（日本のみ）」に基づき水産庁で作成
注：生産量は、魚介類と海藻類の合計である。

Ⅲ－２　食用魚介類供給量の推移

（１）主要国別供給量の推移

（単位：万トン）

	1961年	1970	1980	1990	2000	2003	2004	2005	増減率（%）	
									2005／1961	2005／2004
世　界	2,760.2 (100.0)	3,975.2 (100.0)	5,053.1 (100.0)	7,093.6 (100.0)	9,518.9 (100.0)	10,133.2 (100.0)	10,345.2 (100.0)	10,542.5 (100.0)	281.9	1.9
中　国	323.5 (11.7)	376.1 (9.5)	517.3 (10.2)	1,322.8 (18.6)	3,123.0 (32.8)	3,248.4 (32.1)	3,327.2 (32.2)	3,386.9 (32.1)	947.0	1.8
E　U	562.4 (20.4)	709.4 (17.8)	723.7 (14.3)	902.2 (12.7)	1,013.6 (10.6)	1,067.8 (10.5)	1,058.7 (10.2)	1,092.3 (10.4)	94.2	3.2
日　本	475.6 (17.2)	635.6 (16.0)	766.6 (15.2)	879.8 (12.4)	852.9 (9.0)	820.2 (8.1)	799.7 (7.7)	786.1 (7.5)	65.3	▲ 1.7
米　国	246.1 (8.9)	304.0 (7.6)	353.8 (7.0)	536.4 (7.6)	623.6 (6.6)	706.4 (7.0)	726.1 (7.0)	723.7 (6.9)	194.1	▲ 0.3
インド	85.1 (3.1)	155.8 (3.9)	216.8 (4.3)	325.6 (4.6)	465.8 (4.9)	519.9 (5.1)	529.4 (5.1)	536.8 (5.1)	530.8	1.4
その他	1,067.5 (38.7)	1,794.3 (45.1)	2,474.9 (49.0)	3,126.8 (44.1)	3,440.0 (36.1)	3,770.5 (37.2)	3,904.1 (37.7)	4,016.7 (38.1)	276.3	2.9

資料：FAO「Food balance sheets（1961-2005）」（日本以外の国）、農林水産省「食料需給表」（日本）
　注：表中の（　）は、世界に占める割合（%）である。

（２）国民１人１年当たりの供給量の推移

（単位：kg／年・人）

	1961年	1970	1980	1990	2000	2004	2005	増減率（%）	
								2005／1961	2005／2004
世界平均	9.0	11.0	11.5	13.6	15.7	16.3	16.4	82.2	0.6
日　　本	50.4	61.3	65.5	71.2	67.2	62.6	61.5	22.0	▲ 1.8
中　　国	4.8	4.5	5.2	11.5	24.5	25.4	25.6	433.3	0.8
米　　国	13.0	14.5	15.3	20.9	21.9	24.5	24.1	85.4	▲ 1.6
E　　U	14.6	17.2	16.7	20.2	21.0	21.6	22.3	52.7	3.2
イ　ン　ド	1.9	2.8	3.1	3.8	4.5	4.7	4.7	147.4	0.0

資料：FAO「Food balance sheets（1961-2005）」（日本以外の国）、農林水産省「食料需給表」（日本）

Ⅲ－３　マグロ類に関する情報

（１）国別漁獲量

（単位：トン）

	1960年	1970	1980	1990	2000	2007	2008	増減率（%）	
								2008／1960	2008／2007
日本	381,365	278,944	361,340	277,518	275,474	255,997	214,804	▲ 43.7	▲ 16.1
フィリピン	－	32,000	46,327	81,102	93,182	174,748	208,567	…	19.4
台湾	8,200	95,664	109,618	191,111	238,410	187,375	163,642	1,895.6	▲ 12.7
インドネシア	4,318	6,685	22,022	87,549	176,787	157,198	128,208	2,869.2	▲ 18.4
スペイン	37,920	39,264	79,149	161,627	156,572	99,918	124,155	227.4	24.3
その他	192,353	300,907	438,225	747,375	993,760	916,898	966,970	402.7	5.5
合計	624,156	753,464	1,056,681	1,546,282	1,934,185	1,792,134	1,806,346	189.4	0.8

資料：FAO「Fishstat（Capture production 1950-2008）」（日本を除く）及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」（日本）
注：マグロ類とは、クロマグロ、大西洋クロマグロ、ミナミマグロ、キハダ、メバチ、ビンナガの合計である。

（２）魚種別漁獲量

（単位：トン）

	1960年	1970	1980	1990	2000	2007	2008	増減率（%）	
								2008／1960	2008／2007
キハダ	282,979	363,606	552,239	1,011,895	1,198,084	1,035,387	1,140,914	303.2	10.2
メバチ	80,843	146,507	229,131	258,645	443,968	438,775	398,047	392.4	▲ 9.3
ビンナガ	161,260	169,810	194,485	229,425	220,792	253,230	208,781	29.5	▲ 17.6
クロマグロ	95,874	64,980	67,309	39,571	55,874	53,604	47,826	▲ 50.1	▲ 10.8
ミナミマグロ	3,200	8,561	13,517	6,746	15,467	11,138	10,778	236.8	▲ 3.2
合計	624,156	753,464	1,056,681	1,546,282	1,934,185	1,792,134	1,806,346	189.4	0.8

資料：FAO「Fishstat（Capture production 1950-2008）」（日本を除く）及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」（日本）
注：1）　我が国のミナミマグロは、1995年からクロマグロから分離された。1994年まではクロマグロの漁獲量に含まれる。
　　2）「漁業・養殖業生産統計年報」には、「その他のマグロ」の区分があるため、魚種別漁獲量の合計値と「合計」は一致しない。

（３）冷凍マグロ４種の消費地市場（東京都）価格の推移（21年12月まで）

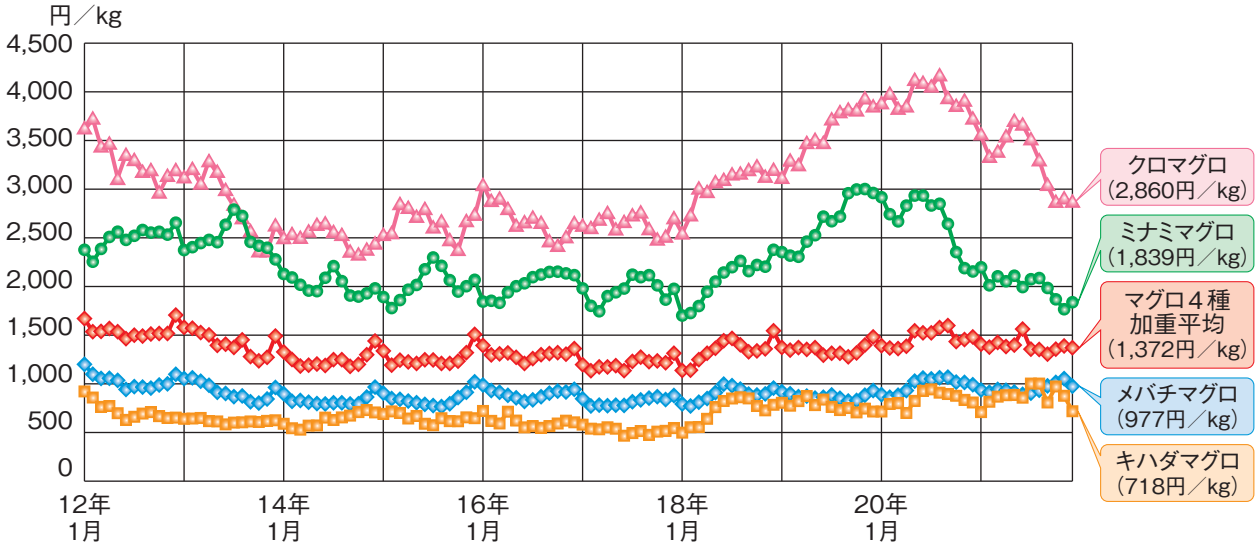

資料：(社)漁業情報サービスセンター資料に基づき水産庁で作成

（４）我が国への供給量の推移

（単位：万トン）

	15年	16	17	18	19	20	増減率（%）	
							20／15	20／19
国内生産量	24.6	24.5	23.3	21.6	25.6	21.5	▲ 12.8	▲ 16.1
輸入量	30.9	31.3	30.4	25.7	21.8	19.5	▲ 36.8	▲ 10.5
国内供給量	55.5	55.8	53.7	47.3	47.4	41.0	▲ 26.1	▲ 13.5

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」及び財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

Ⅳ　漁業経営・生産構造

Ⅳ－１　漁業経営体数の推移

（単位:経営体）

		10年	15	16	17	18	20	増減率（%）	
								20／10	20／18
合計		150,586	132,417	129,877	124,716	121,489	115,196	▲ 23.5	▲ 5.2
海面漁業	計	122,980	109,350	106,940	102,549	100,021	95,550	▲ 22.3	▲ 4.5
	漁船非使用	4,365	3,883	4,077	3,746	3,917	3,694	▲ 15.4	▲ 5.7
	無動力船	285	198	89	82	72	157	▲ 44.9	118.1
	船外機付漁船	…	…	…	…	…	24,161	…	…
	動力船計	111,999	99,692	96,927	92,992	90,622	62,877	▲ 43.9	▲ 30.6
	１トン未満	34,460	30,951	29,808	28,618	28,190	3,448	▲ 90.0	▲ 87.8
	１～３	26,255	22,254	21,959	20,701	19,863	18,077	▲ 31.1	▲ 9.0
	３～５	32,169	29,010	27,915	26,956	26,180	25,628	▲ 20.3	▲ 2.1
	５～10	11,207	10,494	10,251	9,884	9,706	9,550	▲ 14.8	▲ 1.6
	10～20	5,071	4,602	4,568	4,462	4,406	4,200	▲ 17.2	▲ 4.7
	20～30	769	661	678	662	648	610	▲ 20.7	▲ 5.9
	30～50	561	537	548	557	529	485	▲ 13.5	▲ 8.3
	50～100	555	455	452	416	399	351	▲ 36.8	▲ 12.0
	100～200	380	313	322	323	310	275	▲ 27.6	▲ 11.3
	200～500	283	197	207	199	189	115	▲ 59.4	▲ 39.2
	500～1,000	150	107	103	102	97	67	▲ 55.3	▲ 30.9
	1,000～3,000	131	104	108	105	97	68	▲ 48.1	▲ 29.9
	3,000トン以上	8	7	8	7	8	3	▲ 62.5	▲ 62.5
	大型定置網	1,068	969	1,029	1,031	1,018	1,086	1.7	6.7
	小型定置網	5,042	4,457	4,678	4,557	4,269	3,575	▲ 29.1	▲ 16.3
	地びき網	221	151	140	141	123	…	…	…
海面養殖業	計	27,606	23,067	22,937	22,167	21,468	19,646	▲ 28.8	▲ 8.5
	ノ　リ	7,733	6,065	5,954	5,674	5,392	4,868	▲ 37.0	▲ 9.7
	カ　キ	3,352	3,308	3,362	3,317	3,264	2,879	▲ 14.1	▲ 11.8
	真　珠	1,699	1,358	1,398	1,349	1,767	971	▲ 42.8	▲ 45.0
	真珠母貝	1,143	683	611	547	…	448	▲ 60.8	…
	ワカメ	3,205	2,383	2,450	2,487	2,346	2,356	▲ 26.5	0.4
	ブ　リ	1,284	1,023	1,053	1,017	975	839	▲ 34.7	▲ 13.9
	ホタテガイ	4,363	3,859	3,825	3,762	3,723	3,411	▲ 21.8	▲ 8.4
	マダイ	1,258	1,009	972	899	829	753	▲ 40.1	▲ 9.2
	マグロ類養殖	…	…	…	…	…	39	…	…
	その他	3,569	3,379	3,312	3,115	3,172	3,082	▲ 13.6	▲ 2.8
沿岸漁業経営体計		142,678	125,434	122,883	117,883	114,806	109,022	▲ 23.6	▲ 5.0
中小漁業経営体計		7,769	6,872	6,878	6,721	6,578	6,103	▲ 21.4	▲ 7.2
大規模漁業経営体計		139	111	116	112	105	71	▲ 48.9	▲ 32.4

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」（16年～18年）及び「漁業センサス」（10、15、20年）

注：1）　漁業経営体とは、過去１年間に利潤または生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕または養殖の事業を行った世帯または事業所をいう（ただし、過去１年間における漁業の海上従事日数が30日未満の個人経営体は除く）。

2）　沿岸漁業経営体とは、漁船非使用、無動力船、使用動力船合計総トン数10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の経営体をいい、中小漁業経営体とは、使用動力船合計総トン数10トン以上1,000トン未満の経営体をいい、大規模漁業経営体とは、使用動力船合計総トン数1,000トン以上の経営体をいう。

3）　平成18年以前については、船外機付船は１トン未満の動力船に含まれ、マグロ類養殖はその他の海面養殖業に含まれる。

4）　大型定置網には、サケ定置網を含める。

5）　平成20年の地びき網については、階層区分から除外し、使用した漁船の状況について該当する階層に振り分けた。

Ⅳ－２　経営組織別漁業経営体数の推移

（単位：経営体）

	10年	15	16	17	18	20	増減率（%）	
							20／10	20／18
計	150,586	132,417	129,877	124,716	121,489	115,196	▲ 23.5	▲ 5.2
個人経営体	143,194	125,931	122,680	117,629	114,519	109,451	▲ 23.6	▲ 4.4
会社	3,063	2,837	2,857	2,824	2,785	2,715	▲ 11.4	▲ 2.5
漁業協同組合	289	249	319	312	311	206	▲ 28.7	▲ 33.8
漁業生産組合	159	136	149	133	125	105	▲ 34.0	▲ 16.0
共同経営	3,760	3,143	3,745	3,691	3,630	2,678	▲ 28.8	▲ 26.2
その他	121	121	127	127	119	41	▲ 66.1	▲ 65.5

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」（16、17、18年）及び「漁業センサス」（10、15、20年）
注：漁業経営体とは、Ⅳ－１の注：1）に同じ。

Ⅳ－３　漁業用生産資材価格指数の推移（17年＝100）

	国内企業物価指数	A重油	漁網	ロープ	プラスチック（不飽和ポリエステル樹脂）	ガラス長繊維製品	塗料
18年	102.2	124.7	103.0	108.3	106.1	100.3	105.7
19年	104.0	129.8	106.8	115.7	115.6	102.3	105.9
20年	108.8	175.8	107.7	124.8	125.0	105.0	110.0
21年１月	104.6	92.8	107.7	129.2	127.2	108.6	112.7
21年２月	104.1	87.0	107.7	129.2	121.7	108.6	112.7
21年３月	103.9	84.3	107.7	129.2	121.7	108.6	112.4
21年４月	103.2	90.3	114.1	129.2	119.2	108.6	110.3
21年５月	102.8	90.6	114.1	129.2	119.2	107.5	110.1
21年６月	102.4	95.3	114.1	128.9	119.2	107.1	110.6
21年７月	102.8	105.7	114.1	128.9	119.2	107.1	110.3
21年８月	102.8	104.6	114.1	128.9	119.2	107.1	109.9
21年９月	102.9	110.9	114.1	128.9	119.2	107.1	108.2
21年10月	102.1	108.2	114.1	128.9	119.2	107.1	109.6
21年11月	102.1	112.1	114.1	128.9	119.2	107.1	109.5
21年12月	102.1	114.3	114.1	128.9	119.2	107.1	109.3
22年１月	102.4	118.3	114.1	128.9	119.2	107.1	109.3
22年２月	102.4	119.9	114.1	128.9	119.2	108.9	109.3
22年３月	102.6	121.6	114.1	128.9	119.2	108.9	109.8

資料：日本銀行「物価指数年報」及び「物価指数月報」

Ⅳ－４　沿岸漁家の漁労所得の推移

（単位：万円）

	14年	15	16	17	18	19	20
沿岸漁家平均	287.1	271.1	282.3	280.1	296.9	326.6	262.5
沿岸漁船漁家	226.7	215.6	215.3	214.3	246.6	274.2	238.8
海面養殖漁家	602.3	570.8	626.2	611.4	507.6	538.4	365.7

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成
注：1）　沿岸漁家平均は、「漁業経営調査報告」の家族型調査（17年まで）及び個人経営体調査（18年以降）の結果を10トン未満の漁船漁業、小型定置網、海面養殖業の経営体数の比に応じて加重平均して算出した。
2）　18年調査において、調査体系の大幅な見直しが行われたため、18年結果はそれ以前の結果とは連続しない。
3）　19年以降の調査結果は、税制改正後の金額である。

Ⅳ－５　沿岸漁船漁家の漁業経営の推移

（単位：千円）

	14年	15	16	17	18	19	20
漁労収入	5,153	5,002	4,943	4,908	6,321	6,716	6,645
漁労支出	2,887(100.0)	2,846(100.0)	2,790(100.0)	2,766(100.0)	3,855(100.0)	3,974(100.0)	4,257(100.0)
雇用労賃	386(13.4)	345(12.1)	341(12.2)	335(12.1)	424(11.0)	441(11.1)	474(11.9)
漁船・漁具費	460(15.9)	466(16.4)	467(16.7)	449(16.2)	386(10.0)	335(8.4)	325(8.2)
修繕費	… …	… …	… …	… …	227(5.9)	252(6.3)	262(6.6)
油費	401(13.9)	416 (14.6)	423(15.2)	482(17.4)	730(18.9)	821(20.7)	984(24.8)
販売手数料	286(9.9)	281(9.9)	288(10.3)	290(10.5)	386(10.0)	417(10.5)	415(10.5)
減価償却費	579(20.0)	546(19.2)	499(17.9)	458(16.6)	604(15.7)	575(14.5)	649(16.3)
その他	775(26.8)	793(27.9)	773(27.7)	751(27.1)	1,099(28.5)	1,133(28.5)	1,148(28.9)
漁労所得	2,267	2,156	2,153	2,143	2,466	2,742	2,388
漁労外事業所得	264	238	190	180	84	122	75
事業所得	2,530	2,394	2,343	2,323	2,550	2,864	2,463

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成
注：1）「漁業経営調査報告」の家族型調査（17年まで）及び個人経営体（18年以降）の漁船漁家の結果から、10トン未満分を再集計し作成した。
2）（　）内は、漁労支出の構成割合（%）である。
3）18年調査において、調査体系の大幅な見直しが行われたため、18年結果はそれ以前とは連続しない。

Ⅳ－６　海面養殖業漁家の経営状況の推移

（単位：千円）

	14年	15	16	17	18	19	20
漁労収入	19,257	18,623	18,643	19,006	21,106	21,615	20,348
漁労支出	13,235(100.0)	12,915(100.0)	12,380(100.0)	12,892(100.0)	16,030(100.0)	16,232(100.0)	16,692(100.0)
雇用労賃	1,398(10.9)	1,475(11.9)	1,452(11.7)	1,594(12.4)	1,682(10.5)	1,800(11.1)	1,903(11.4)
油費	604(4.7)	599(4.8)	627(5.1)	793(6.2)	973(6.1)	1,122(6.9)	1,280(7.7)
販売手数料	654(5.1)	652(5.3)	708(5.7)	704(5.5)	773(4.8)	796(4.9)	776(4.6)
減価償却費	2,056(16.1)	1,958(15.8)	1,791(14.5)	1,756(13.6)	1,902(11.9)	1,829(11.3)	2,030(12.2)
その他	8,523(66.5)	8,231(66.5)	7,802(63.0)	8,045(62.4)	10,699(66.7)	10,684(65.8)	10,703(64.1)
漁労所得	6,023	5,708	6,262	6,114	5,076	5,384	3,657

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成
注：1）表中の数値については、「漁業経営調査報告」の家族型経営調査（17年調査まで）及び個人経営体調査（18年調査以降）の結果をもとに魚種毎の経営体数で加重平均して求めた。
2）（　）内は、漁労支出の構成割合（%）である。
3）18年調査において、調査体系の大幅な見直しが行われたため、18年結果はそれ以前とは連続しない。

Ⅳ－７　会社経営体の漁労収益の状況

（単位：万円）

	漁労収入（漁労売上高）	漁労支出				漁労利益		経常利益	売上利益率（%）	
		合計	雇用労賃（労務費）	油費	減価償却費	減価償却前	減価償却後		減価償却前	減価償却後
会社経営体平均	33,019	33,488	10,441 (31)	7,353 (22)	2,440 (7)	1,971	▲ 469	671	6.0	▲ 1.4
10～ 20トン	5,825	6,037	1,753 (29)	992 (16)	627 (10)	416	▲ 212	▲ 84	7.1	▲ 3.6
20～ 50トン	10,311	10,491	3,454 (33)	1,302 (12)	1,071 (10)	890	▲ 181	▲ 91	8.6	▲ 1.8
50～100トン	17,547	17,723	6,028 (34)	2,603 (15)	1,331 (8)	1,155	▲ 176	679	6.6	▲ 1.0
100～200トン	33,964	33,646	11,473 (34)	5,989 (18)	2,730 (8)	3,048	318	1,284	9.0	0.9
200～500トン	47,002	47,225	14,412 (31)	10,533 (22)	2,949 (6)	2,726	▲ 223	1,794	5.8	▲ 0.5
500トン～	108,604	111,157	33,276 (30)	28,801 (26)	7,468 (7)	4,915	▲2,553	1,258	4.5	▲ 2.4

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成
注：1）「会社経営体平均」とは、総トン数10トン以上の漁船を用いて漁船漁業を営む経営体について、階層ごとの経営体数の比に応じた加重平均により求めた。
2）トン数階層は、使用した漁船の合計トン数である。
3）漁労支出＝漁労売上原価＋漁労販売費及び一般管理費
4）漁労利益＝漁労収入－漁労支出（支出には減価償却費を含む。）
5）売上利益率＝漁労利益÷漁労収入×100
6）表頭の（　）内は「漁業経営調査報告」の会社経営体調査の項目名である。
7）表中の（　）内は、漁労支出の構成割合（%）である。

Ⅳ－８　会社経営体（漁船漁業）の収益状況の推移

（単位：千円）

項目		14年度	15	16	17	18	19	20
規模	使用動力船総トン数（t）	274.26	280.32	284.97	278.68	238.57	241.34	244.66
	最盛期の従事者数（人）	21.6	22.7	23.3	22.3	21.1	21.2	21.7
	漁獲量（t）	1,504	1,682	1,674	1,701	1,729	1,678	1,858
漁業損益	漁労収入（漁労売上高）	283,034	293,574	284,415	285,936	289,788	308,680	330,192
	漁労支出	297,017	310,504	301,286	301,280	298,776	312,356	334,883
	雇用労賃（労務費）	107,692	110,320	107,562	102,374	96,910	99,490	104,405
	漁船・漁具費	15,685	17,685	17,045	16,214	14,513	13,682	13,627
	油費	36,873	42,017	44,961	52,841	58,116	64,006	73,530
	販売手数料	11,470	11,134	10,917	11,695	11,655	12,161	13,521
	その他の漁労支出	100,540	105,440	101,397	98,992	95,988	100,584	105,398
	減価償却費	24,757	23,908	19,404	19,164	21,594	22,433	24,402
	漁労利益	▲13,982	▲16,929	▲16,871	▲15,344	▲ 8,988	▲ 3,676	▲ 4,691
	経常利益	▲ 2,625	▲10,004	▲ 6,319	▲ 4,580	6,546	8,871	6,705
	償却前経常利益	22,132	13,904	13,085	14,584	28,140	31,304	31,107
分析指標	売上高償却前利益率（%）	7.8	4.7	4.6	5.1	9.7	10.1	9.4
	１人当たり労賃	4,986	4,860	4,616	4,591	4,593	4,693	4,811
	１人当たり売上高	13,103	12,933	12,207	12,822	13,734	14,560	15,216

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成
注：1）「会社経営体」とは、総トン数10トン以上の漁船を用いて漁船漁業を営んだ会社経営体である。
2）漁労支出＝漁労売上原価＋漁労販売費及び一般管理費
3）漁労利益＝漁労収入－漁労支出
4）経常利益＝漁労利益＋漁労外売上高－（漁労外売上原価＋漁労外販売費及び一般管理費）＋営業外収益－営業外費用
5）償却前経常利益＝経常利益＋減価償却費
6）売上高償却前利益率＝償却前経常利益÷漁労収入×100
7）１人当たり労賃＝雇用労賃÷最盛期の従事者数
8）１人当たり売上高＝漁労収入÷最盛期の従事者数
9）表示単位未満の端数は、四捨五入したため計と内訳とは必ずしも一致しない。
10）18年度調査において、調査体系の大幅な見直しが行われたため、18年度結果はそれ以前とは連続しない。
11）表側の（　）内は「漁業経営調査報告」の会社経営体調査の項目名である。

Ⅳ－９　会社経営体（漁船漁業）の財務状況等の推移

		14年度	15	16	17	18	19	20
経常利益	（千円）	▲ 2,625	▲10,004	▲ 6,319	▲ 4,580	6,546	8,871	6,705
売上高経常利益率	（％）	▲ 0.8	▲ 3.1	▲ 1.9	▲ 1.4	2.0	2.4	1.7
総資本経常利益率	（％）	▲ 0.5	▲ 2.1	▲ 1.3	▲ 0.9	1.6	2.4	1.8
総資本回転率	（回）	0.6	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9	1.0
総資産（負債・純資産）	（千円）	499,412	484,433	472,079	494,037	399,421	366,749	378,546
固定資産	（千円）	305,630	291,734	283,571	296,854	215,750	188,255	185,794
漁業用固定資産	（千円）	143,213	130,106	123,580	123,201	…	…	…
流動資産	（千円）	193,782	192,699	188,508	197,182	181,970	177,232	192,419
負　債	（千円）	550,009	526,914	513,350	529,036	419,041	393,300	405,721
固定負債	（千円）	256,483	225,153	221,044	227,558	171,130	163,304	171,903
流動負債	（千円）	293,526	301,761	292,306	301,478	247,911	229,996	233,818
自己資本	（千円）	▲50,597	▲42,481	▲41,272	▲34,999	▲ 19,620	▲26,551	▲27,175
固定資産比率	（％）	61.2	60.2	60.1	60.1	54.0	51.3	49.1
固定比率	（％）	▲ 604.0	▲ 686.7	▲ 687.1	▲ 848.2	▲1,099.6	▲ 709.0	▲ 683.7
流動比率	（％）	66.0	63.9	64.5	65.4	73.4	77.1	82.3
自己資本比率	（％）	▲ 10.1	▲ 8.8	▲ 8.7	▲ 7.1	▲ 4.9	▲ 7.2	▲ 7.2
漁業部門 漁労収入	（千円）	283,034	293,574	284,415	285,936	289,788	308,680	330,192
漁労支出	（千円）	297,017	310,504	301,286	301,280	298,776	312,356	334,883
最盛期の従事者数	（人）	21.6	22.7	23.3	22.3	21.1	21.2	21.7
１人当たり売上高	（千円）	13,103	12,933	12,207	12,822	13,734	14,560	15,216
漁労利益	（千円）	▲13,982	▲16,929	▲16,871	▲15,344	▲ 8,988	▲ 3,676	▲ 4,691
売上利益率	（％）	▲ 4.9	▲ 5.8	▲ 5.9	▲ 5.4	▲ 3.1	▲ 1.2	▲ 1.4
付加価値生産性	（千円）	7,003	6,662	6,304	6,375	7,154	7,569	7,759
付加価値率	（％）	2.5	2.3	2.2	2.2	2.5	2.5	2.3
資本装備率	（千円）	6,630	5,732	5,304	5,525	…	…	…

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成

注：1）「会社経営体」とは、総トン数10トン以上の漁船を用いて漁船漁業を営んだ会社経営体である。
2）18年度調査において、調査体系の大幅な見直しが行われたため、18年度結果はそれ以前とは連続しない。
3）20年度調査においては、平成18年５月に施行された会社法に対応してとりまとめられた。このため、「自己資本」については「純資産」の区分のうち、（「株主資本合計」＋「評価・換算差額等」）となる。
4）経常利益＝漁労利益＋漁労外売上高－（漁労外売上原価＋漁労外販売費及び一般管理費）＋営業外収益－営業外費用
5）売上高経常利益率＝経常利益÷事業収入×100
6）総資本経常利益率＝経常利益÷総資本×100
7）総資本回転率＝売上高合計÷負債・純資産合計
8）漁業用固定資産とは、漁船、漁網・はえ縄及びその他の漁業用固定資産をいう。
9）固定資産比率＝固定資産÷総資産×100
10）固定比率＝固定資産÷自己資本×100
11）流動比率＝流動資産÷流動負債×100
12）自己資本比率＝自己資本÷負債・純資産合計×100
13）漁労支出＝漁労売上原価＋漁労販売費及び一般管理費
14）１人当たり売上高＝漁労収入÷最盛期の従事者数
15）漁労利益＝漁労収入－漁労支出
16）売上利益率＝漁労利益÷漁労収入×100
17）付加価値生産性＝（漁労収入－物的経費）÷最盛期の従業者数
18）付加価値率＝付加価値額÷漁労収入×100
19）資本装備率＝漁業用固定資産÷最盛期の従事者数

Ⅳ－10　漁協（沿海地区出資漁協）の事業規模（全国）の推移

（単位：億円）

項目		14年度末	15	16	17	18	19
信用	貯金総額	11,686	10,831	10,075	8,637	8,645	9,145
	貸付総額	3,639	3,321	2,843	2,316	2,305	2,273
購買	供給取扱高	1,994	1,990	1,983	2,019	2,155	2,219
	うち石油類	782	783	800	925	1,091	1,196
	うち資材類	1,084	1,088	1,066	990	954	847
	うち生活用品	129	118	117	104	110	118
販売		11,635	11,203	11,371	11,109	12,044	11,515
共済	長期共済契約保有高	32,814	32,405	32,233	31,482	30,716	30,058
	短期共済掛金	59	57	55	53	51	49

水産庁「水産業協同組合統計表」及び全国共済水産業協同組合連合会調べ

Ⅳ－11　沿岸、沖合・遠洋漁業別就業者数の推移

（単位：人）

	昭和63年	平成５	10	15	20	増減率（%）	
						20／10	20／15
計	392,392	324,886	277,042	238,371	221,908	▲ 19.9	▲ 6.9
沿岸漁業就業者	313,912	275,198	237,507	209,462	…	…	…
自営	261,964	230,812	196,914	172,089	138,235	▲ 29.8	▲ 19.7
雇われ	51,948	44,386	40,593	37,373	…	…	…
沖合・遠洋漁業就業者	78,480	49,688	39,535	28,909	…	…	…
自営	7,731	5,780	4,788	3,737	2,818	▲ 41.1	▲ 24.6
雇われ	70,749	43,908	34,747	25,172	…	…	…

資料：農林水産省「漁業センサス」
注：1）　漁業就業者とは、漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で過去１年間に自営漁業または漁業雇われの海上作業に30日以上従事した者をいう。
2）　沿岸漁業就業者とは、漁船非使用漁業、無動力船または10トン未満の動力船を使用する漁業、定置網漁業、地びき網漁業及び海面養殖業に従事した漁業就業者をいう。
3）　沖合・遠洋漁業就業者とは、沿岸漁業就業者以外の漁業就業者をいう。
4）　20年センサスでは雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったためこれまで含まれなかった非沿海市町村に居住しているものを含んでおり、それ以前と連続しない。

Ⅳ－12　新規漁業就業者数の推移

	14年	15	16	17	18	19	20
新規就業者数　（人）	1,481	1,514	1,423	1,256	1,242	1,081	1,784
新規学卒就業者（%）	35.2	33.0	－	23.4	21.1	17.1	…
離職転入者　（%）	62.0	64.2	－	47.5	46.7	59.3	…

資料：農林水産省「農林水産業新規就業者調査結果」（14、15年）及び「漁業センサス」（20年）から作成。16年は都道府県が実施している新規就業者に関する調査から推計。17年～19年は、（社）大日本水産会による漁業協同組合等へのアンケート調査結果。
注：1）　新規学卒就業者は、学校を卒業した者または卒業後直ちに研修に入り修了した者で当該年次に新たに漁業に就業した者である。
2）　離職転入者は、他産業に主として従事していた者で当該年次に新たに漁業に主として従事した者である。
3）　調査資料が異なるため、13年と14～15年、15年と16年、16年と17年以降の結果は連続しない。
4）　14年以降の新規学卒就業者及び離職転入者の比率は、新規就業のうち回答のあった者における割合である。

Ⅴ　漁　村

Ⅴ－１　漁港数、漁港登録漁船隻数及び陸揚量の推移

（単位：港）

	10年	15	18	19	20
漁港数	2,943	2,927	2,921	2,921	2,917
第１種	2,217	2,217	2,210	2,210	2,207
第２種	512	495	496	496	496
第３種	100	101	101	101	101
特定第３種	13	13	13	13	13
第４種	101	101	101	101	100
漁港登録動力漁船隻数（隻）	264,032	242,108	228,867	221,824	－
陸揚量（千トン）	4,898	4,543	4,383	4,309	－

資料：水産庁

第2部

平成21年度　水産施策

平成21年度に講じた施策

Ⅰ　概　　説

1　施策の重点

政府は、平成19年３月に策定された水産基本計画に基づき、水産資源の回復・管理を推進するとともに、漁業構造改革等による漁業経営の体質強化、新たな漁業経営安定対策の推進、漁業の担い手の育成・確保や雇用の創出等により、将来にわたって持続可能な力強い水産業の確立を図りました。

2　財政上の措置

水産施策を実施するために必要な水産関係予算の確保とその効率的な執行を図ることとし、平成21年度水産関係一般会計予算として、2,408億円（前年度当初予算は、2,471億円）を計上しました。

3　金融・税制上の措置

水産施策の総合的な推進を図るため、以下のような金融・税制上の措置を講じました。

①　株式会社日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）の水産関係資金については、貸付計画額を289億円、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係資金については、貸付計画額を50億円としました。

　また、都道府県による沿岸漁業改善資金の貸付けを促進し、省エネ機器等の導入を支援しました。

②　漁船用燃料に係る軽油引取税の免税措置について、３年間の措置とした上で存続するとともに、漁業協同組合等の貸倒引当金の特例措置及び漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、その適用期限を２年間延長しました。

Ⅱ 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

1　水産資源に関する調査及び研究の推進

（1）資源評価・予測の精度の向上

TAC（漁獲可能量）制度・TAE（漁獲努力可能量）制度の対象魚種、主要な資源回復計画の対象魚種や、国際的に管理され、我が国漁業にとっても重要魚種であるマグロ類に重点を置いて資源調査を実施するとともに、資源変動機構の解明に資するため、海洋環境の変動による水産資源への影響調査や資源変動予測技術の開発・活用を行い、資源評価・予測精度の更なる向上を図りました。

また、水産資源の持続的な確保と安定的な漁業経営に資するため、環境変動に伴う食物連鎖の変化過程解明を通じ、魚種交替の予測・利用技術及びクラゲ類大発生の予測・抑制技術の開発を行いました。

（2）地球環境変動の水産資源への影響の解明

地球温暖化をはじめとする地球規模での環境変動の主要魚種への影響評価・予測を進めました。特に、藻場生態系等における炭素循環のメカニズムを解明し、そのモデルを開発するなど、炭素吸収機能の解明に向けた調査研究を行いました。また、日本周辺海域を対象として、地球温暖化が水産業に与える影響評価と将来予測技術の開発を行いました。

沿岸・内湾水域において、地球温暖化による沿岸漁場環境への影響を広域的・連続的にモニタリングする新たな手法の開発や、地球温暖化の影響を評価する手法及び温暖化に適応した養殖品種の開発に向けた技術開発を行いました。

（3）資源情報の積極的な提供

資源評価結果を記述した資源評価票を作成し、ホームページで長期漁海況予報に関する情報とともに提供しました。また、漁業関係者からの要望に応じ、資源の現状に関する現地での説明会を実施しました。

我が国周辺水域における水産資源の状況について、できる限り分かりやすい形で情報提供を行いました。

さらに、海流、潮汐等の海洋に関するデータ・情報や海洋の健康診断表を取りまとめて提供するとともに、水深をはじめとする浅海域の地形情報を整備しました。

2　我が国の排他的経済水域等における資源管理

（1）漁業管理制度の的確な運用と資源の合理的利用の促進

資源水準に見合った漁獲を実現するため、漁業許可、漁業権制度による参入規制や禁漁期、禁漁区等の設定を行い、都道府県、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会が実施す

る沿岸・内水面漁業の調整について助言・支援を行いました。

TAC対象魚種の資源動向を踏まえ、漁業経営その他の事情に配慮しつつ、中期的な管理方針に基づいて、TACの設定・配分を行うとともに、資源回復計画の担保措置としてTAEを設定し、それぞれの円滑な実施を図りました。さらに、計画的・効率的なTAC管理を通じて資源管理を推進するとともに高収益をあげるための合理的操業モデルの作成を行いました。また、資源管理協定制度をはじめとする漁業者による水産資源の自主的な管理や、経済的価値の低い小型魚の漁獲や混獲を回避するための選択漁具・漁法の開発・普及を推進しました。

また、漁獲量の個別割当方式の活用を検討したところ、遠洋かつお・まぐろ漁業により漁獲する大西洋くろまぐろに関して、導入することとなりました。なお、個別割当方式及び同方式を実施している漁業において割当量の移動を認める方式を一般的に適用することについては、我が国の漁業実態から現時点では適切ではなく、漁業者の自主的取組も含め、それぞれの漁業実態に応じ、検討していくこととしました。

（２）資源回復計画の一層の推進

緊急に資源の回復が必要な魚種や漁業種類に着目した資源回復計画の作成及び円滑な実施を引き続き推進するとともに、資源回復を経営の改善に結び付ける観点から、需要動向に即した機動的な漁獲等、資源の合理的利用方策の検討を支援しました。

また、資源回復計画の対象種・候補種について、地域間の連携強化による適地・適時での効率的な放流を行う体制を確立するための取組に対する支援や水産公共事業の重点的な実施を行ったほか、資源回復計画に基づいて作成された漁獲努力量削減実施計画に基づき、休漁期間中の漁業経営の維持や漁具の改良等に必要な経費に対して支援しました。さらに、自立した資源の維持・管理体制の構築に向け、資源回復計画の有効性を評価するための調査に対して支援しました。

（３）密漁等の違反防止対策の強化と漁業調整の円滑な推進

都道府県及び関係省庁との連携を強化して、漁業取締船・航空機により効果的・効率的な監視・取締りを行い、特に外国漁船の操業が活発化する時期・海域においては、取締船の重点配備等による集中取締りを実施しました。

また、漁業調整の円滑な推進を図るため、資源状況に関する科学的知見を基礎として、広域的なものは国が、地域的なものは都道府県が中心となって、必要に応じて当事者間の話合いの場の設定のあっせんや話合いの仲介を行うことにより、漁業者間の相互理解や協議を促進しました。さらに、当事者間での合意に基づいて実施している自主規制について、公的規制への転換の可能性も踏まえつつ当事者との意見交換等を行いました。

３　公海域を含む国際的な資源管理の推進

（１）周辺国・地域との連携・協力の強化と適切な漁業関係の構築

周辺国・地域との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を推進しました。特に、我が国周辺水域における韓国及び中国の漁船に対する漁獲割当量及び許可隻数を決定

し、その遵守を徹底するとともに、暫定水域等を含め、適切な資源管理を推進しました。

（２）地域漁業管理機関を活用した資源管理の推進

ア　マグロ類

我が国漁船の操業を確保しつつ、各地域漁業管理機関における適切な資源管理や漁獲能力の管理を促進しました。具体的には、国際資源管理実施計画に基づく休漁に対して支援しました。また、マグロ類をはじめとする国際漁業資源に関する調査研究の成果を提供し、各地域漁業管理機関における科学的な議論に貢献しました。さらに、漁獲能力の抑制、IUU（違法・無報告・無規制）漁業対策等個々の機関による解決が困難な問題に対応するため開催された第２回マグロ類地域漁業管理機関合同会合において、沿岸途上国の漁業発展を害することなく、世界的に過剰なまぐろ漁獲能力を解決すること、監視取締措置について五つの地域漁業管理機関で統一性を図ること等の行動方針の採択に努めました。

イ　鯨類

国際捕鯨委員会（IWC）の商業捕鯨一時停止（モラトリアム）の見直しに資するため、鯨類資源の包括的評価に必要な調査として、北西太平洋及び南極海において捕獲調査を推進するとともに、我が国周辺に分布・回遊する小型鯨類について、系群構造の解明及び資源量の推定を行いました。

また、国際捕鯨委員会（IWC）年次会合において、科学的根拠に基づく商業捕鯨の再開を目指すとともに、鯨を含む海洋生物資源の持続的利用に関する日本の立場への理解を求めました。

ウ　その他

漁業による野生生物の混獲削減に関する調査・検討を行うとともに、関係する地域漁業管理機関において、我が国漁業の操業を確保しつつ、適切な資源管理や漁獲能力の管理を促進しました。

（３）責任ある漁業国としての適正な操業の実践

資源管理に必要な規制の強化や漁業取締船の派遣による指導・監督を行うとともに、漁獲データ等を収集・分析することにより、国際的に利用されている資源を漁獲する漁業の管理を行い、責任ある漁業国として我が国漁船の国際取決めの遵守に努めました。

４　海外漁場の維持・開発と国際協力の推進

（１）新漁場開発調査の実施と二国間・多国間協定に基づく操業の確保

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るため、新漁場における漁業生産の企業化調査を推進するとともに、大陸棚の延長可能性があると見込まれる海域について、総合海洋政策本部幹事会を通じた関係省庁間の連携の下、詳細な調査を実施しました。

二国間協定及び多国間取決めに基づく協議を通じて、適切な資源管理と我が国への漁獲割当の確保に努めるとともに、我が国周辺水域における安定的な操業秩序を確保するため、韓

国、中国等との間の民間協定の締結等を支援しました。

（２）資源管理の取組に重点を置いた海外漁業協力の展開

水産無償資金協力による水産関係施設の整備及び関連資機材の供与を行いました。

独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じ、専門家の派遣をはじめとする技術協力を行うとともに、民間団体が実施する海外研修生の受入れや水産技術の移転・普及に関する協力を支援しました。

我が国が進める水産施策との関連で特に重要な国際機関の施策を促進するために、拠出金を拠出しました。

５　海面・内水面を通じた水産動植物の生育環境の改善と増養殖の推進

（１）森・川・海を通じた環境保全の推進

ア　水質環境の保全・再生

漁場における汚泥・ヘドロの除去、覆砂による海浜・干潟の保全や浄化施設の整備、排水規制や生活排水対策をはじめとする水質保全対策を推進するとともに、水産生物への化学物質の影響に関する調査を行いました。また、地域の実情に応じ、水産動植物の生育に重要な栄養塩類について河川からの適切な補給を図るため、河川を通じた流域・沿岸域の物質循環の解明に取り組みました。河川水によって補給される栄養塩類の広がりなどを調査し、ノリの生育に適した養殖管理手法について検討を進めるとともに、ノリの色落ちに対応する緊急措置として必要な場合には関係者と協議の上で支障のない範囲でダム放流の実施を図りました。

また、希少水生生物の保全のために必要となる手法を開発するとともに、湿地や湿原を復元する自然再生事業や魚道の整備、下流域の維持流量確保のためのダム放流量の調整を行いました。

このほか、今後の閉鎖性海域が目指すべき水環境の目標とその達成のためのロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを策定するとともに、赤潮の予察・防御技術の開発や貧酸素水塊の発生機構の解明及び予察・防除技術の開発を行いました。

また、全国海の再生プロジェクトとして、東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾において各再生行動計画に基づき、陸域からの汚濁負荷の削減、海域の環境改善、環境モニタリング等を推進しました。

さらに、有明海及び八代海の再生のため、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づき、（１）環境改善対策（覆砂、たい積物の除去、藻場の造成や汚水処理施設の整備等）、（２）赤潮等被害防止対策（赤潮や貧酸素水塊の発生予察技術の開発等）及び（３）資源回復対策（地域間の連携強化による魚介類種苗の適地・適時での効率的な放流を行う体制を確立するための取組の支援等）を推進しました。

イ　森林整備による生育環境の保全

森林法に基づき、魚つき保安林の指定と保全を図るとともに、河川上流域等において、広葉樹林化等を取り入れた漁場保全の森づくりをはじめとする森林の整備・保全を推進しまし

た。

ウ　漁場環境の悪化を防ぐ取組

有害物質及び廃棄物の排出規制や浮遊ゴミ、流出油の回収を行うほか、発泡スチロール製フロート等の漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及や漁業活動中に回収した漂流物の適切な処理を促進しました。

漁協等が行う海浜・河川等の清掃活動及び森づくり等の漁場環境・生物多様性維持保全のための取組状況の把握やその効率的な取組に向けた検討を支援しました。輪番休漁を活用した漁業者グループによる藻場・干潟の整備、海岸清掃等といった資源回復効果や漁場生産力の向上に寄与する取組を支援しました。

全国各地において油の大量流出事故に対応するための訓練を行いました。また、油流出事故に伴い発生した漁場油濁の防除・清掃に要した費用を支弁するとともに、適切な防除措置の指導を行う専門家の育成や被害拡大防止対策に対し支援しました。

エ　藻場・干潟等の造成・保全

磯焼け等により効用の低下が著しい漁場において、海域環境変動に応じた手法による藻場・干潟の造成・保全と併せて、ウニやアイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植・播種に対して支援を行ったほか、専門家を派遣し、漁業者による対策に対して技術的な支援を行いました。

また、海域の基礎生産力向上による藻場生態系のCO_2固定効果等についての検討を行うとともに、CO_2固定・削減に資する基質材の活用を図るための技術開発等を行いました。

さらに、厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術を確立するため、サンゴ種苗生産技術、移植技術等の技術開発に取り組みました。

（２）野生生物による漁業被害防止対策の推進

（大型クラゲ・トド等）

近年、広域的かつ大規模に出現し、大きな漁業被害をもたらしている大型クラゲ等の有害生物について、出現状況の把握と情報提供、駆除、改良漁具の導入、陸上処理等を促進するとともに、トドについては、一斉追払いなど効果的な追払い手法の実証試験等を行いました。

また、大型クラゲについて、日中韓の国際的な枠組みの中で、大型クラゲの発生・出現過程を解明するための調査を行いました。

（外来魚・カワウ）

外来魚について、密放流防止についての啓発や在来魚に与える影響の調査、効果的な移入抑止対策の検討を行いました。また、外来魚の生息状況に応じた効果的な外来魚攻略手法の開発を行うほか、外来魚及びカワウについて先駆的な手法による集中的な捕獲・駆除の実施など複数県にわたる広域的・緊急的な防除対策の実施を支援しました。

（３）環境・生態系と調和した増殖の推進

栽培漁業の全国的な展開に必要な種苗供給を確保するための種苗生産施設や中間育成施設の整備を進めるとともに、地域間の連携強化による適地・適時での効率的な放流を行う体制

を確立するための取組を支援しました。

また、ウナギの完全養殖技術を開発するとともに、クロマグロ種苗の安定生産技術を開発しました。さらに、遺伝的な多様性に配慮した増殖技術開発のために、種苗放流が天然資源の遺伝的多様性に与える影響を評価する技術の開発を行いました。また、サケ・マス類について、資源の造成に必要な増殖施設の整備や個体群の維持のためのふ化放流を推進するとともに、民間団体が行うふ化放流に対しては、効率化を進めながら着実にその実施が図られるよう支援しました。

魚道整備によって生物生息環境の改善を図るとともに、種苗生産施設をはじめとする共同利用施設の整備を支援しました。

また、漁場環境の改善を促進するための漁場環境調査指針の作成や渓流魚の遺伝的多様性を維持した移植放流、生息場所の復元技術の開発を行ったほか、種苗放流と産卵床造成を組み合わせた淡水魚の増殖指針を作成しました。

（４）持続的な養殖生産の推進

ア　養殖業の振興

（海面養殖業）

漁場環境の悪化を招かない持続的な養殖生産を実現するため、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の作成を推進するとともに、窒素やリン等の物質循環を可能とする魚介類と藻類など複数の種類を組み合わせた複合養殖技術の開発を支援しました。また、漁場環境の状態を簡便に評価する手法の開発や、価格が高騰している魚粉の含有率を下げた配合飼料の開発、未利用資源の養殖用の飼料としての活用を推進するとともに、養殖業の効率的な生産体制の構築等を支援しました。

近年注目されているクロマグロ養殖については、消費者への安定供給を図るため、まき網で漁獲された小型魚の運搬技術等や海象条件の厳しい未利用海域での養殖を可能とする生簀（いけす）技術等の開発を支援しました。

さらに、優良な養殖種苗の安定供給を確保するため、クロマグロ、ウナギ、カンパチ等について増殖における放流種苗に関する生産技術や施設の有効活用をして、種苗生産技術や配合飼料の開発を進めました。

（内水面養殖業）

中国・台湾・韓国との連携によるシラスウナギ資源の適正管理を確保するための生産者間の民間協議、ウナギの放流、内水面漁場におけるウナギ資源の適正管理に関する検討等を促進しました。

平成16年新潟県中越地震や平成19年新潟県中越沖地震により被災したニシキゴイ養殖施設に関して、魚病による被害防止のための現況調査や技術指導等の取組を支援しました。

イ　防疫体制の整備

水産資源保護法に基づく輸入防疫制度及び持続的養殖生産確保法に基づく国内防疫制度の適切な運用を図りました。また、疾病対策の基礎研究、水産用医薬品の開発や養殖衛生管理技術者の人材育成を行うとともに、水産防疫制度の点検及び強化の検討を行いました。特に、コイヘルペスウイルス病の発生に対してまん延防止措置を講じるとともに、アユ冷水病の防

疫体制の構築や検査機器の整備等について支援しました。

ウ　国際化に向けたノリ養殖業の体質強化

漁協等の策定する構造改革計画に基づいて、生産性の低いノリ自動乾燥機の廃棄と大型ノリ自動乾燥機等の整備に加え、ノリ養殖関連機器のリース方式による導入を支援しました。

また、品質向上やコスト削減を図るための生産から出荷・流通に至る新たなシステムの開発・普及や、優良な特性を有するノリ株の選定、利用及び品種登録を推進しました。さらに、ノリの色落ち問題に対処するため、栄養塩を吸収する植物プランクトンを補食する二枚貝類とノリの共存養殖技術の開発や、河川から供給される栄養塩を最大限活用するノリ網の配置等の技術開発を行いました。

Ⅲ　国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立

1　国際競争力のある経営体の育成・確保に向けた施策の集中

（1）漁業構造改革対策等による漁業経営の体質強化

厳しい経営状況の下でも操業できるよう、漁業経営の体質強化を促進するため、省エネルギー型漁業への転換や収益性向上の取組への支援を行いました。

特に、漁業者グループ等による省エネ・省人・省力化、高度な品質管理手法の導入等を通じて燃油消費量削減又は生産性向上を進める取組に必要な機器の取得や、省エネ操業形態導入のための共同漁場探索等の取組に対して、支援を行いました。また、漁船の更新が進まず生産体制が脆弱（ぜい）化した漁船漁業や、産地価格の低迷や生産コストの上昇により経営環境の厳しさが増している養殖業について、緊急に構造改革を進め将来を担う経営体を育成するため、漁業改革推進集中プロジェクトを実施し、収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省人型の代船取得等による経営転換を促進しました。

さらに、資源水準に見合った漁業の体制を構築するため、減船・休漁等への支援を強化しました。

（2）経営安定対策の推進

水産物の安定供給の担い手となる漁業者が経営改善に積極的に取り組める環境を整備するため、効率的かつ安定的な漁業経営を目指し、計画的に経営改善に取り組む経営体を対象に、現行の漁業共済制度の経営安定機能に上乗せした形で、収入の変動による漁業経営への影響を緩和する経営安定対策（積立ぷらす）を推進しました。

（3）融資・信用保証等の経営支援施策の充実

漁業者の資金繰りを円滑にするため、施設資金・運転資金について、無担保無保証人等の特別保証枠を設け、保証保険機関に対する代位弁済経費の助成及び漁業者の保証料負担を低減する措置を講じました。

漁業経営改善計画の認定漁業者に対して融資する設備資金について、最大無利子となる利子助成措置を講じました。また、経営改善に取り組む者等に対して融資する運転資金について、最大無利子となる利子助成措置を講じました。

地域の担い手が、自己の経営判断と創意工夫により経営改革に取り組むための経営改善計画の認定等を受け、融資を主体とする機器・施設等を導入する際のモデル的な取組に対して、融資残の一部を支援しました。

また、当該融資を円滑に受けることができるよう、漁業信用基金協会の財務基盤を強化するための交付金の交付を行うための措置を講じました。

意欲をもって経営改善に取り組む漁業者が担保や保証人を持たない場合であっても、一定額までは必要な融資を受けられるようにするとともに、漁業経営の維持に重要な資金について、漁業信用基金協会の債務保証が円滑に行われるよう支援を行いました。

経営が悪化している漁業信用基金協会に対し、専門家の現地指導による事業強化対策や合併等を円滑に進めるための調査・検討の実施により漁業信用基金協会の事業基盤の再編強化を支援しました。

さらに、漁業金融の円滑化に向け、融資機関及び漁業者を対象に、資金調達方法、担保評価方法、債権管理方法等の検討に必要な融資の実態についてアンケートや実態調査を行い、その調査結果を分析しました。

2　漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化の促進

原油及び資材価格の高騰等厳しい経営環境の下でも維持可能な強い漁業経営と漁業の構造改革を進めていくため、漁業者グループ等による省エネ・省人・省力化、高度な品質管理手法の導入等を通じた燃油消費量削減又は生産性向上を進める取組に必要な機器の取得に対して支援を行いました。

また、燃油タンクの統廃合、省人・省力化施設の導入等により燃油流通コストを引き下げ、漁業者により安い燃油を供給する取組を引き続き支援するとともに、漁業者の共同利用施設の改築等による省エネ化を支援しました。

さらに、漁業生産資材について、漁協系統、資材メーカーをはじめとする関係者による生産・流通の合理化に向けた取組と漁業者による生産現場での効率的な利用に向けた取組を促進しました。

3　漁業保険制度の適切な運用

漁業共済事業について、収支を改善し、将来にわたってその役割を十分に発揮していくため、共済掛金の一部を助成することにより加入を促進しました。また、大災害に適応した契約方式や漁業共済事業の収支改善に効果がある契約方式を選択した漁業者及び大災害により

被災した漁業者に対し、共済掛金の上乗せ助成を実施し、安定した漁業経営の確保及び漁業共済制度の収支の健全化に努めました。

また、漁船保険事業について、純保険料の一部を助成するとともに、制度の適切な運用を図りました。

4　活力ある漁業就業構造の確立

（1）新規就業・新規参入による雇用創出

① 小・中学生等を対象として、職業としての漁業への関心を高めるため、定置網漁業や養殖業などの漁業体験の推進活動を支援しました。また、漁業就業希望者を対象に、全国各地の漁業の就業情報を提供するとともに、漁業に就業するための基礎知識を学べる就業準備講習会や、漁業の担い手を求める漁協・漁業者とのマッチングを図るための就業相談会を開催しました。さらに、漁協・漁業者とのマッチングが図られた漁業就業希望者に対して、漁業現場における原則最長１年間の長期研修の実施を支援し、これらの者に対して漁業に必要な経理・税務等の技術の習得を支援するとともに、独立に際して必要な技術・知識を習得するための演習船整備に係る支援を行いました。特に地方での事業の拡充や就業相談窓口の強化を行いました。このほか、異業種のノウハウや技術を活用して漁業の生産から加工・流通・販売までの分野にわたる新たなビジネスの事業化を行う取組を支援しました。

② 全国の地方運輸局において、若年労働力の確保のため、新規学卒者の求人・求職開拓を積極的に行うほか、船員求人情報ネットワークの活用により、雇用機会の拡大と雇用のミスマッチの解消を図りました。

③ 減船に伴う漁業離職者の職業及び生活の安定を図るため、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づき、再就職の促進のための特別の措置を講じました。

また、地方運輸局及び公共職業安定所において、漁業離職者に対する求人情報の提供、職業相談及び職業紹介に努めるとともに、漁業協同組合との連絡を密にして、広域的な就職促進のための措置を講じました。

（2）漁業の技術及び経営管理能力の向上

水産業普及指導員を通じ、沿岸漁業の担い手による漁業技術及び経営管理能力の向上を図るための自発的な取組を助長するとともに、経営改善を図るために法人化を志向する漁業者グループによるモデル的な取組を支援しました。

また、漁船員に対しては、海技士や無線士資格の取得を図るスキルアップ講習会を実施しました。

（3）漁業の労働環境の改善

ア　漁ろうの安全の確保

① 第９次船員災害防止基本計画に基づき、平成21年度船員災害防止実施計画を作成し、自主的な安全衛生管理体制の整備、作業時を中心とした死傷災害防止対策の実施をはじめと

する船員災害防止対策を船舶所有者、船員及び政府の三者が一体となって推進しました。

また、漁船の海難及び人身事故による死者・行方不明者が特に多いことから、関係省庁、都道府県及び関係漁業団体の連携による漁船事故防止に向け、漁業者が着用しやすいライフジャケット（救命胴衣）の開発等、ライフジャケット着用の普及をはじめ、安全操業を推進するとともに、高齢者及び低熟練漁業従事者の安全操業対策の取組を支援しました。

② 救命胴衣の着用、見張りの励行、気象・海象情報の的確な把握をはじめとする安全運航に関する遵守事項の徹底及び海事関係法令の励行について指導を行うとともに、漁業者自身による安全意識の啓発を促進しました。また、灯台、灯浮標をはじめとする航路標識を整備しました。

③ 海難情報を早期に把握するため、遭難周波数を24時間体制で聴取するとともに、海上保安庁において24時間の当直体制と気象の状況によっては非常配備体制をとって海難の発生に備えました。

④ 気象庁船舶気象無線通信手段等により、海洋気象情報をはじめとする各種気象情報を提供しました。海図を始めとする水路図誌や航海用海図の最新維持に必要な水路通報の発行のほか、航海用電子海図の提供海域の拡大や電子水路通報の発行をしました。また、船舶交通の安全のために緊急に必要な航行警報を、無線放送やインターネット等により提供しました。

イ　労働環境の改善

運航労務監理官による監査を通じた賃金及び労働時間の管理、労務管理体制の整備、安全の確保並びに衛生の保持について指導の強化を図りました。

漁船の現行設備基準について、居住環境や作業環境の改善及び安全性向上を図るための見直しを行いました。

船員保険について、障害年金及び失業保険金の賃金スライドによる見直しを行ったほか、労災保険・雇用保険に相当する部分を、平成22年１月からそれぞれ労災保険制度・雇用保険制度に統合し、制度の円滑な施行に努めました。

（４）水産に関する教育の充実

独立行政法人水産大学校において、水産業を担う人材の育成のための水産に関する学理・技術の教授・研究を推進しました。また、国立大学をはじめとする大学における水産に関する教育・研究を推進しました。さらに、水産高校等と地域の水産業界とが連携して地域を支える将来の水産業の専門知識を有する人材を育成するため、生徒の漁業･加工会社等での実習等を実施しました。

（５）女性の参画や高齢者の活動の促進

女性の漁業経営における経済的地位の向上を図るため、女性の経営や起業活動の高度化に向けた研修を実施するとともに、漁村女性グループ等が行う経営改善等を図る取組について支援しました。

漁業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るため、全国共済水産業協同組合連合会が自主的に実施する漁業者老齢福祉共済の運営について支援しました。また、干潮時の陸揚げ作業が容易となる浮体式岸壁等の就労環境を改善するための施設整備を推進しました。

Ⅳ 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開

1　産地の販売力強化と流通の効率化・高度化

（1）市場を核とした流通拠点の整備

国産水産物の競争力を強化するため、ロットをまとめ、規格を揃えて水産物の安定供給を図る流通拠点を整備しました。このため、水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針の見直しを行い、電子商取引による機能的な統合を含む産地市場の統廃合や産地市場と消費地市場との垂直統合、買受人の新規参入による市場運営の改善等の産地における取組を促進しました。また、相当程度の取扱量・金額規模の産地市場を有する地域を対象として、（4）に記載する国産水産物安定供給推進事業のうち直接取引推進事業を実施したほか、高度な衛生管理に対応した流通施設の重点的整備、加工施設や保管施設の整備を促進しました。

（2）多様な流通経路の構築

前浜ごとの様々な水産物の販路を求める産地と鮮度が良く安全な水産物を求める消費者とをつなぐ、産地直送を含む多様な流通経路の構築を図りました。また、漁業者団体等が行う新規販路の開拓、新商品の開発等を支援しました。

（3）水産物流通の効率化・高度化

卸売市場法や同法に基づく第８次卸売市場整備基本方針に即し、卸売市場の再編や規制緩和の活用を促進するとともに、品質管理の高度化に資する施設等を整備しました。

（4）水産物調整保管の適切な実施

水産物の需給及び価格の安定を図るため、水産物の調整保管の適切な実施を図りました。

① 供給量の平準化による価格安定の効果が有効に発揮される魚種を対象として、漁業者団体等に対し、漁期中の水揚集中により価格が一時的に低下した際に水産物を買い取り、一定期間保管し、漁期外の価格上昇時に流通業者に販売する事業（国産水産物安定供給推進事業のうち需給変動調整事業）への支援を行いました。

② 産地の販売力を強化することにより、産地の価格形成力を高め、漁業者の手取りを確保するため、漁業者団体等に対し、漁業者から国産魚を買い取り、小売業者、水産加工業者等の最終実需者との間で直接取引を行う事業（国産水産物安定供給推進事業のうち直接取引推進事業）への支援を行いました。

③ 国内養殖業者における養殖餌料向けの魚を確保するため、漁業者団体等に対し、漁業者から餌料向けの国産魚を買い取り、養殖業者等との間で直接取引を行う事業（国産水産物安定供給推進事業のうち養殖餌料流通促進事業）への支援を行いました。

2　水産加工による付加価値の向上

水産加工業について、食の簡便化志向等を背景とした需要の変化に対応しつつ、調理に手間のかからない商品をはじめとする消費者ニーズに即した新製品の開発、惣菜等の近年需要が伸びている分野への販路の開拓、中食産業・外食産業等の他産業との連携を促進し、水産加工品の新たな需要の創出を図りました。このため、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法に基づき、水産加工業者が行う新製品の開発や新技術の導入に向けた施設の改良等に必要な資金を融通する措置を講じました。また、漁協等が食品産業や小売業と連携して行う新製品の開発や新たな販路の開拓のための取組に対する支援を行うとともに、地域における食品産業・農林水産業・関連産業等による連携構築を促し、国産農林水産物を活用した新商品開発・販路拡大や国産原料調達の円滑化に向けた調査・分析等に対する支援を行いました。

このほか、水産加工業者が、これまで十分に利用されていなかった国産魚を加工原材料として有効活用するモデル的な取組の支援や水産物の加工流通過程における排水処理の高度化及び水産加工残さのリサイクルの促進に必要な施設整備を図りました。

3　小売部門の強化

商品である農林水産物について、産地の特徴や生産方法についての情報や食に関する知識などを、消費者に分かりやすく的確に伝達する取組を促進しました。また、魚介類の名称の店頭表示に関するルールや具体例を示したガイドラインについて、引き続き、関係者への周知を図りました。

食品小売業において、適正仕入れや廃棄ロスの縮小等を実現するコスト縮減のビジネスモデルの実証・普及を行うとともに、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携して行う地域農水産物を活用したブランド化、オリジナル商品開発、商店街全体としての品揃えの強化、サービスの向上を図る取組を支援するほか、中小食品小売業者の有する機能の高度化の取組に必要な設備・機器の導入を支援しました。

4　水産物の輸入の確保と輸出戦略の積極的な展開

（1）水産物の輸入の確保

水産資源の適切な保存・管理及び我が国水産業の健全な発展を図る観点から、水産物の輸入割当制度を含む輸入に関する措置の適切な運用を図りました。

水産物流通のグローバル化が国内主要水産物の需給・価格形成に与える影響や他国の貿易措置と水産業との関連に関する調査・分析を行うとともに、関係者に情報を提供しました。

（2）水産物の輸出戦略の積極的な展開

海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、我が国の高品質な水産物の販路創出・拡大や輸出ニーズに対応した商品開発を促進したほか、HACCP（危害分析重要管理点）手法の導入をはじめとする衛生管理体制の強化や輸出先国・地域が求める輸出に係る証明書を発行する体制の整備に向けて迅速に取り組みました。

また、輸出先国・地域に対し、検疫や通関等に際し輸出の阻害要因となっている事項について必要な改善を要請・折衝し、EPA交渉等の場において輸出拡大が期待される品目の市場アクセスの改善を求めていくとともに、輸出促進にとって重要なブランド力の確保のため、商標等に関する権利侵害防止等のための知的財産の保護を働きかけ、我が国の事業者が積極的に輸出に取り組める環境を整備しました。

5　消費者との信頼のネットワークの構築を通じた水産物消費の拡大と食育の推進

（1）水産物の安全及び消費者の信頼の確保

（生産・流通・消費各段階における取組）

①　水産用医薬品の適正使用を確保するため、養殖衛生管理技術者の育成や養殖業者に対する巡回指導を行いました。また、流通関係者・消費者に対して養殖業における水産物の安全確保の取組などの生産情報の発信を行いました。

　さらに、養殖水産物の安全性を確保するため、サケ科類を対象とした養殖生産工程管理手法のモデル例を作成するとともに、養殖生産工程管理手法の普及・促進を図るため、漁業者向けパンフレットを作成し、漁業者への普及に努めました。

②　貝毒検査とその結果に応じた出荷自主規制の指導を実施するとともに、貝毒等の検出技術の向上に必要な研究開発を行い、生産段階での水産物の安全性の向上を図りました。また、有害化学物質の有効な低減措置を検討するため、水銀、ダイオキシン類等について含有実態調査を実施しました。さらに、マガキの生産段階におけるノロウイルスの汚染を低減させるための研究成果を踏まえた有効なリスク低減対策の普及をはかり、ノロウイルスの監視体制の整備に努めました。

③　生産段階から産地市場、水産加工場に至る品質管理の取組を推進するため、漁船及び養殖場を対象とした品質管理ガイドライン、小規模加工業者を対象とした品質管理ガイドラインを策定しました。

④　より迅速に問題となる水産物の絞り込みができる効果的なトレーサビリティの取組を支援しました。

⑤　都道府県等が、国の定める指針に基づいて策定した都道府県等食品衛生監視指導計画により、食品供給行程の各段階における監視指導を実施するとともに、衛生管理に関する助言を行いました。また、食品の安全性を確保するための自主的な取組が推進されるよう、食品の採取、製造、輸入、販売を行う食品事業者に対し、引き続き協力を求めました。

（輸入食品に対する取組）

輸入食品監視指導計画に基づき、輸入食品の衛生上の実態を把握することを目的とし、全国の検疫所において、食品の種類ごとに輸入量及び違反率を勘案して計画的に行うモニタリング検査を実施するとともに、違反の蓋（がい）然性の高いものについては、輸入の都度、検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査命令を実施しました。

また、輸入水産物の安全性に関する情報の収集・提供の取組の充実を図りました。

（消費者をはじめとする関係者とのリスクコミュニケーション）

食品の安全の確保に関する施策の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、事業者等の関係者に分かりやすい情報を積極的に提供し、意見交換等を行うリスクコミュニケーションを推進しました。

（２）消費者への情報提供の充実

①　消費者の鮮度・安全志向の高まりに対応して、養殖方法等の情報の提供を促進しました。

②　水産物を含めた食品の安全に関する情報を分かりやすく紹介したウェブサイトの運営やメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信を行うなど、インターネットやマスメディアの活用による水産物の栄養特性や安全性に関する情報提供の充実を図りました。

③　水産エコラベル（生態系や資源の持続性に配慮した漁業活動により漁獲された水産物であることを表すラベル）について、我が国水産物の消費拡大に資する観点から、消費者への情報提供により周知を図りました。

④　消費者の立場に立った分かりやすい食品表示を実現するため、食品の表示に関する共同会議[＊1]において、水産物を含む食品の表示基準全般の調査審議を行うとともに、新たなニーズに対応したJAS規格の制定・普及を推進しました。

全国の食品表示Ｇメンによる日常的な監視に加え、食品表示110番や食品表示ウォッチャー[＊2]、DNA分析をはじめとする科学的な検査技術の活用により監視・指導を行い、水産物を含む食品表示の適正化に努めました。

さらに、監視取締体制強化のために、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で設置している「食品表示監視協議会」において、不適正な食品表示に関する情報の共有や意見交換を行うとともに、こうした取組が円滑に実施されるよう、食品表示に関する関係省庁において、関連情報を共有しました。

このほか、食品事業者が適正な食品表示の方法等を学ぶための講座を開催しました。

⑤　農林水産省本省や地方農政局等における消費者の部屋において、消費者からの農林水産業や食生活に関する相談を受けるとともに、テーマごとの展示を通じて、水産行政に対する消費者の理解を推進しました。

（３）食育の推進

生産・流通・消費の各段階において食育を推進し、米を中心に水産物を含めた多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進しました。

＊１　食品の表示に関する共同会議：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同開催

＊２　食品表示ウォッチャー：消費者が日常の買い物の機会等を利用して、食品表示状況を点検し、国に報告する仕組み

V 水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及

1　現場のニーズに対応する新技術の開発及び普及

温室効果ガスの排出削減と水産業の省エネルギー化推進のための省エネルギー技術の開発・実証・普及、化石燃料に代わる水素燃料電池等を利用した漁船の開発、衛星情報の活用による効率的な漁場探索技術の実用化を推進するとともに、漁業無線を活用したデジタル通信によるシステムの開発を推進しました。

沿岸漁業が共有する技術的課題の明確化及び水産資源の合理的な利用等に資する新たな技術の導入に向けた調査研究を実施しました。

増養殖の高度化に資するため、クロマグロの人工種苗生産技術の開発を推進しました。

また、地域の特性、個々の漁業者の経営実態に即した沿岸漁業の健全な発展を図るため、都道府県が行う水産業改良普及事業を支援しました。

2　バイオマス資源の利活用の促進

水産バイオマスから有用成分を抽出する技術やメタン発酵によるエネルギー化技術の開発を進めるとともに、海藻からバイオエタノールを生産するために必要な技術の開発等の実施や、水産系副産物である貝殻の再資源化による資源の循環的利用を推進しました。

また、未利用水産資源を活用した船上での燃料化等のシステム開発等への支援を行うとともに、漁船におけるバイオディーゼル燃料の導入に向けた技術的検証のため、漁船を用いた稼働試験及び操業・運航実態を踏まえた調査研究を実施しました。

3　知的財産の創造・保護・活用

農林水産省知的財産戦略に基づき、漁業者等に対して知的財産の概念の普及啓発を図りました。また、国産ノリの差別化と国際競争力の強化を図るための優良な特性を有するノリ株の確保、品種登録の促進や、産地販売力を強化する方策として取り組む水産物のブランド化を支援しました。

Ⅵ 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮

第２次漁港漁場整備長期計画に基づき、水産基本計画との密接な連携のもと、重点的に取り組むべき課題の解決に向けて戦略的に水産基盤の整備を推進しました。その際、（１）施策連携の強化による効果を相乗的に高める取組の推進、（２）国と地方の役割に応じた取組の推進、（３）効率的かつ効果的な事業を実施するための施策の集中化・重点化の一層の推進、（４）既存ストックの有効活用と更新コストの縮減対策の推進、（５）循環型社会の構築に向けた取組の推進、（６）民間資金・活力の活用、（７）事業評価の厳正な運用と透明性の確保、（８）公共工事の品質確保とコスト縮減の適切な実施に留意しながら事業に取り組みました。

１　力強い産地づくりのための漁港・漁場の一体的な整備

（１）我が国周辺水域の資源生産力の向上

排他的経済水域において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業の実施とともに、藻場・干潟の造成・保全や資源管理及びつくり育てる漁業と連携した漁場環境の整備を推進しました。

（２）国際競争力強化と力強い産地づくりを図るための水産物供給基盤の整備

水産物の流通拠点を中心として、生産コストの縮減、鮮度の保持、衛生管理の高度化に資する水産物供給基盤の整備を推進しました。あわせて、災害発生時においても水産物供給の維持が可能となるよう、陸揚げ岸壁などの施設の耐震化にも取り組みました。

また、水産物供給基盤の既存ストックを有効に活用する観点から、定期的な老朽化診断のもと、適切な維持管理、延命化等の更新工事を適切に選択し、ライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかる全ての費用）の低減を図りました。

２　安全で活力のある漁村づくり

（１）防災力の強化

地震、津波、高潮、豪雨等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保したほか、漁港や市場の機能を維持する観点から、災害に強い漁業地域づくりガイドラインの普及を図るとともに、堤防等の海岸保全施設、防潮水門及び避難路・避難地の整備や、漁港・市場施設の耐震化及びがけ崩れ対策等を推進しました。また、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策や災害のおそれのある区間を回避する道路の整備を推進するとともに、道路の斜面対策、雪崩対策等を推進しました。

また、沿岸住民や漁船等の船舶の避難行動に資するため、日本沿岸を66区分した津波予報区に対し、予想される津波の高さや到達時刻を津波警報等で知らせました。

（2）生活環境の向上

地域の特性に応じて、汚水処理施設、情報通信施設等の社会生活基盤の整備を推進したほか、日常生活における憩いの場としての緑地・広場や砂浜の整備、歩道の設置や交通安全施設等の整備、海岸保全施設や歩行空間の整備及びバリアフリー化を推進しました。

日常生活の基盤としての市町村道から国土の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網の整備を推進するとともに、大規模自転車道の整備や地域レベルのITS（高度道路交通システム）の推進等により、地域の生活に密着した交通サービスの維持・充実を図りました。また、高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、河川、道路等の公共施設管理の高度化を図るための光ファイバを整備するとともに、施設管理に支障のない範囲で民間事業者等への開放を進めました。さらに、図書館等の社会教育施設の機能向上や医療機能の分化連携を図る新たな医療計画に基づき医療提供体制の確保を図りました。

また、漁村住宅の増改築を行う者に対する住宅改良資金の貸付けを促進するほか、良質な住宅・宅地の供給を推進しました。

（3）地域資源を活かした漁村づくり及び都市と漁村の共生・対流の促進

新鮮な水産物や豊かな自然環境等の地域資源を活用した地域活性化のためのモデル的な取組を支援し、その成果を全国に普及するとともに、地域が自ら考え行動するための土台づくりとして、地域におけるリーダーの育成や各種情報提供を行いました。また、教育的効果も高い子どもたちの農山漁村での宿泊体験活動を推進する観点から、農林水産省、文部科学省、総務省が連携して実施する「子ども農山漁村交流プロジェクト」のうち、農山漁村での宿泊体験活動の取組を推進しました。

漁村の景観や伝統文化の保護・保全に配慮した漁村の整備を推進しました。また、伝統文化の保存・活用のための活動に対する支援や、次代を担う子どもたちに対し、伝統文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得する機会の提供を行いました。

都市と漁村の交流を促進するため、空港・港湾への連絡の強化に資する道路の整備や地形的な制約により交流が遅れている地域間を連絡するトンネルや橋梁の整備を推進しました。また、地域の情報発信と連携・交流の拠点として、休憩施設と市町村の地域振興施設とを一体化した道の駅を整備するほか、高速道路のサービスエリア・パーキングエリアと地域振興施設との一体的整備、スマートインターチェンジ（ETC専用IC）の整備を推進しました。

3　漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進

遊漁を含む海洋性レクリエーションと漁業との共存を図るため、遊漁船及び遊漁船利用者の安全対策を強化するとともに、釣りのルール・マナーの啓発を現場で行う釣り指導員の育成及び活動支援等を実施しました。

また、漁船とプレジャーボート等の秩序ある漁港の利用を図るため、周辺水域の管理者との連携により、プレジャーボート等の収容施設の整備を推進しました。

4　水産業・漁村の有する多面的機能の発揮

（1）離島漁業の再生を通じた多面的機能の発揮

条件が不利な離島の漁業を再生するため、種苗の放流、藻場の管理や漁場監視等による漁場の生産力の向上や、集落の創意工夫を活かした新たな取組を行う離島の漁業集落に対して交付金による支援を行いました。

（2）環境・生態系保全活動の促進

漁業者が中心となって行う藻場・干潟の維持・管理等の環境・生態系保全活動を支援するための新たな交付金制度を創設するとともに、優良事例の普及や技術的サポート等を支援しました。

Ⅶ　水産関係団体の再編整備

1　漁業協同組合系統の経営・事業の改革

事業部門別の収益性向上や管理費削減によって、単年度事業利益の黒字化を達成するための抜本的な事業改革を促進しました。その一環として、経営不振に陥っている漁協についての経営改善計画の早急な策定・実施を促進し、漁協の欠損金見合いの負債の借入れに対し、利子助成を行うとともに、これを機関保証・保険に付した場合の保証料助成、さらに、代位弁済が行われた場合の求償権償却経費等に対する助成を行うなど漁協系統組織における改革のための取組を支援しました。

2　その他の水産関係団体の再編整備

水産業をめぐる情勢の変化に対応して水産基本法の基本理念の実現に資することができるよう、水産に関する団体についてその位置付け・役割を不断に見直しました。

Ⅷ その他重要施策

1　生物多様性保全施策の推進

「農林水産省生物多様性戦略」及び「第三次生物多様性国家戦略」を踏まえ、漁業生産の基盤である漁場環境の保全など生物多様性の保全と両立した持続的漁業生産の確立に資するため、藻場・干潟等の保全の推進などにより、里海・海洋の保全施策を総合的に推進しました。

特に、漁場環境に深くかかわる生物多様性を保全するため、海洋生物の多様性の定量的評価方法の開発、希少水生生物の保全手法の開発、沿岸域における環境診断手法の開発等を図りました。

2　WTO交渉への取組

WTO交渉に当たっては、水産物のように適切な管理を行わなければ枯渇する有限天然資源についてはその適切な保存管理を通じた資源の持続的利用に貢献する貿易のルールを確立すべきであり、漁業補助金の規律の強化については過剰漁獲能力、過剰漁獲につながる補助金に限定して禁止すべきであるという基本的考え方に基づき、関係府省が十分に連携し、我が国の主張が最大限反映されるよう努めました。

3　EPA／FTAを含む経済連携への取組

EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）交渉に当たっては、貿易の自由化が水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすことのないように配慮しつつ、我が国食料輸入の安定化・多元化や安全で信頼できる食品の輸入の確保、我が国農林水産物・食品の輸出促進を図るべく、戦略的に各国との交渉に臨みました。

4　政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

統計の作成・利用に当たっては、調査業務の効率化を図りつつ、重要施策の推進に必要となる統計調査を着実に実施しました。

具体的には、我が国漁業の生産構造、就業構造等を明らかにするとともに、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態と変化を把握し、水産行政施策の企画・立案・推進に必要な基礎資料を作成するための調査を着実に実施しました。

また、統計調査のアウトソーシングの推進の一環として、市場化テストのスキームを活用するとともに、ITの活用等による調査業務の効率化を推進しました。

Ⅸ 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

1　メリハリの効いた分かりやすい政策体系の構築と透明性の確保

施策の展開に当たっては、国際競争力のある経営体を育成・確保するなどの施策の目的を明示した上で、その目的や施策分野の状況に応じて設定する対象者に施策の集中を図りました。さらに、施策間の連携を強化し、一体的に推進することによって各分野の政策改革の相乗効果の発揮に努めました。これらを通じて、効率的かつ効果的で、国民に分かりやすい政策体系を構築したほか、施策の決定と実行過程の透明性を高める観点から、施策情報誌、インターネット等を通じ、漁業者を含む国民のニーズに即した情報公開を推進するなど、施策内容等に関する分かりやすい情報提供活動の充実を図りました。

2　消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点からの施策の展開

水産業・漁村に対する消費者・国民のニーズを的確にとらえた上で、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開しました。また、消費者が生産現場を、生産者が消費の実態を十分に把握して、例えば生産サイドからの消費者に選ばれる商品の提供、消費サイドにおける正確な知識・情報に基づく商品選択や食品廃棄の抑制等の適切な行動が可能となるよう、相互理解を促進しました。

3　事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進

官と民、国と地方の役割分担の明確化と適切な連携の確保を図りつつ、漁業者等の事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮をより一層促進しました。このため、事業者や産地の主体的な取組を重点的に支援するとともに、規制の必要性・合理性について検証し、不断の見直しを行いました。

4　財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情のもとで限られた予算を最大限有効に活用する観点から、既存の予算を見直した上で大胆に予算の重点化を行い、財政措置を効率的に運用しました。

5　改革の工程管理・施策の改善と効果的・効率的な施策の推進体制の構築

各分野における改革を着実に具体化し、速やかに実施に移していくとともに、国民に対して改革実行の透明性・予測性を確保する観点から、施策の具体化に向けた手順と実施の時期を明示した工程表に基づき、明確な目標設定の下での工程管理を実施しました。

また、施策の工程管理において政策評価を積極的に実施するとともに、施策の実施状況や目標の達成状況に照らし、必要に応じて施策内容の見直しを適切に行い、翌年度以降の施策

の改善に反映させました。

　さらに、行政ニーズの変化等に迅速かつ的確に対応し、効果的・効率的に施策を推進するための体制の見直しを行いました。

平成22年度

水　産　施　策

第174回国会（常会）提出

平成22年度　水産施策

平成22年度に講じようとする施策

Ⅰ　概説

1　施策の重点　1

2　財政上の措置　1

3　金融・税制上の措置　1

Ⅱ　低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

1　水産資源に関する調査及び研究の推進　2

（1）資源評価・予測の精度の向上　2

（2）地球環境変動の水産資源への影響の解明　2

（3）資源情報の積極的な提供　2

2　我が国の排他的経済水域等における資源管理　2

（1）漁業管理制度の的確な運用と資源の合理的利用の促進　2

（2）資源回復計画の一層の推進　3

（3）密漁等の違反防止対策の強化と漁業調整の円滑な推進　3

3　公海域を含む国際的な資源管理の推進　3

（1）周辺国・地域との連携・協力の強化と適切な漁業関係の構築　3

（2）地域漁業管理機関を活用した資源管理の推進　4

（3）責任ある漁業国としての適正な操業の実践　4

4　海外漁場の維持・開発と国際協力の推進　4

（1）新漁場開発調査の実施と二国間・多国間協定に基づく操業の確保　4

（2）資源管理の取組に重点を置いた海外漁業協力の展開　5

5　海面・内水面を通じた水産動植物の生育環境の改善と増養殖の推進　5

（1）森・川・海を通じた環境保全の推進　5

（2）野生生物による漁業被害防止対策の推進　7

（3）環境・生態系と調和した増殖の推進　7

（4）持続的な養殖生産の推進　7

Ⅲ　国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立

1　国際競争力のある経営体の育成・確保に向けた施策の集中　9

（1）漁業構造改革対策等による漁業経営の体質強化　9

（2）燃油・養殖用配合飼料の価格高騰対策の導入と経営安定対策の推進　9

（3）融資・信用保証等の経営支援施策の充実　10

2　漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化の促進　11

3　漁業保険制度の適切な運用　11
4　活力ある漁業就業構造の確立　12
（1）新規就業・新規参入による雇用創出　12
（2）漁業の技術及び経営管理能力の向上　12
（3）漁業の労働環境の改善　12
（4）水産に関する教育の充実　13
（5）女性の参画や高齢者の活動の促進　13

Ⅳ　水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開
1　産地の販売力強化と流通の効率化・高度化　14
（1）市場を核とした流通拠点の整備　14
（2）多様な流通経路の構築　14
（3）水産物流通の効率化・高度化　14
（4）水産物調整保管の適切な実施　14
2　水産加工による付加価値の向上　14
3　小売部門の強化　15
4　水産物の輸入の確保と輸出戦略の積極的な展開　15
（1）水産物の輸入の確保　15
（2）水産物の輸出戦略の積極的な展開　15
5　消費者との信頼のネットワークの構築を通じた水産物消費の拡大と食育の推進　16
（1）水産物の安全及び消費者の信頼の確保　16
（2）消費者への情報提供の充実　17
（3）食育の推進　17

Ⅴ　水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及
1　現場のニーズに対応する新技術の開発及び普及　18
2　バイオマス資源の利活用の促進　18
3　知的財産の創造・保護・活用　18

Ⅵ　漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮
1　力強い産地づくりのための漁港・漁場の一体的な整備　19
（1）我が国周辺水域の資源生産力の向上　19
（2）国際競争力強化と力強い産地づくりを図るための水産物供給基盤の整備　19
2　安全で活力のある漁村づくり　19
（1）防災力の強化　19
（2）生活環境の向上　20
（3）地域資源を活かした漁村づくり及び都市と漁村の共生・対流の促進　20
3　漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進　20

4　水産業・漁村の有する多面的機能の発揮　21
（1）離島漁業の再生を通じた多面的機能の発揮　21
（2）環境・生態系保全活動の促進　21

Ⅶ　水産関係団体の再編整備
1　漁業協同組合系統の経営・事業の改革　22
2　その他の水産関係団体の再編整備　22

Ⅷ　その他重要施策
1　生物多様性保全施策の推進　22
2　WTO交渉への取組　22
3　EPA/FTAを含む経済連携への取組　23
4　政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進　23

Ⅸ　水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取組
1　メリハリの効いた分かりやすい政策体系の構築と透明性の確保　23
2　消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点からの施策の展開　23
3　事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進　24
4　財政措置の効率的かつ重点的な運用　24
5　改革の工程管理・施策の改善と効果的・効率的な施策の推進体制の構築　24

平成22年度に講じようとする施策

Ⅰ　概　　説

1　施策の重点

政府は、平成19年３月に策定された水産基本計画に基づき、資源管理の推進や藻場・干潟の保全等により水産資源の回復を図るとともに、大型クラゲ等の有害生物による漁業被害への対策を講じます。また、燃油などの資材コストの変動や収入の減少の影響を緩和するための措置を講ずることなどにより、漁業経営の安定を図ります。

2　財政上の措置

水産施策を実施するために必要な水産関係予算の確保とその効率的な執行を図ることとし、平成22年度水産関係一般会計予算として、1,819億円[＊1]（前年度当初予算は、2,408億円）を計上しています。

3　金融・税制上の措置

水産施策の総合的な推進を図るため、以下のような金融・税制上の措置を講じます。

①　株式会社日本政策金融公庫の水産関係資金については、貸付計画額を289億円、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係資金については、貸付計画額を50億円とします。
　また、都道府県による沿岸漁業改善資金の貸付資金の造成について支援し、省エネ機器等の導入を促進します。

②　農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置について、その適用期限を１年間延長するほか、漁業協同組合の合併に係る企業再編税制の特例措置の適用期限を３年間延長します。

＊1　上記のほか、地域再生基盤強化交付金（内閣府に計上）及び農山漁村地域整備交付金がある。

Ⅱ 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

1　水産資源に関する調査及び研究の推進

（1）資源評価・予測の精度の向上

TAC（漁獲可能量）制度・TAE（漁獲努力可能量）制度の対象魚種、主要な資源回復計画の対象魚種や、国際的に管理され、我が国漁業にとっても重要魚種であるマグロ類に重点を置いて資源調査を実施するとともに、資源変動機構の解明に資するため、海洋環境の変動による水産資源への影響調査や資源変動予測技術の開発・活用を行い、資源評価・予測精度の更なる向上を図ります。

また、水産資源の持続的な確保と安定的な漁業経営に資するため、環境変動に伴う食物連鎖の変化過程解明を通じ、魚種交替の予測・利用技術及びクラゲ類大発生の予測・抑制技術の開発を行います。

（2）地球環境変動の水産資源への影響の解明

地球温暖化をはじめとする地球規模での環境変動の主要魚種への影響評価・予測を進めます。特に、藻場生態系等における炭素循環のメカニズムを解明し、そのモデルを開発するなど、炭素吸収機能の解明に向けた調査研究を行います。また、日本周辺海域を対象として、地球温暖化が水産業に与える影響評価と将来予測技術の開発を行います。

沿岸・内湾水域において、地球温暖化による沿岸漁場環境への影響を広域的・連続的にモニタリングする新たな手法の開発や、地球温暖化の影響を評価する手法及び温暖化に適応した養殖品種の開発を進めます。

（3）資源情報の積極的な提供

資源評価結果を記述した資源評価票を作成し、ホームページで長期漁海況予報に関する情報とともに提供します。また、漁業関係者からの要望に応じ、資源の現状に関する現地での説明会を実施します。

我が国周辺水域における水産資源の状況について、できる限り分かりやすい形で情報提供を行います。

さらに、海流、潮汐等の海洋に関するデータ・情報や海洋の健康診断表を取りまとめて提供するとともに、水深をはじめとする浅海域の地形情報を整備します。

2　我が国の排他的経済水域等における資源管理

（1）漁業管理制度の的確な運用と資源の合理的利用の促進

資源水準に見合った漁獲を実現するため、漁業許可、漁業権制度による参入規制や禁漁期、禁漁区等の設定を行い、都道府県、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会が実施す

る沿岸・内水面漁業の調整について助言・支援を行います。

TAC対象魚種の資源動向を踏まえ、漁業経営その他の事情に配慮しつつ、中期的な管理方針に基づいて、TACの設定・配分を行うとともに、資源回復計画の担保措置としてTAEを設定し、それぞれの円滑な実施を図ります。さらに、計画的・効率的なTAC管理を通じて資源管理を推進するとともに、高収益をあげるための合理的操業モデルの作成を行います。また、資源管理協定制度をはじめとする漁業者による水産資源の自主的な管理を推進します。

また、漁獲量の個別割当方式について、漁業者の自主的な取組も含め、漁業実態に応じ、同方式の活用等について検討します。

（２）資源回復計画の一層の推進

緊急に資源の回復が必要な魚種や漁業種類に着目した資源回復計画の作成及び円滑な実施を引き続き推進するとともに、資源回復を経営の改善に結び付ける観点から、需要動向に即した機動的な漁獲等、資源の合理的利用方策の検討を支援します。

また、資源回復計画の対象種・候補種について、地域間の連携強化による適地・適時での効率的な放流を行う体制を確立するための取組に対する支援や水産公共事業の重点的な実施を行うほか、資源回復計画に基づいて作成された漁獲努力量削減実施計画に基づき、休漁期間中の漁業経営の維持や漁具の改良等に必要な経費に対して支援します。さらに、自立した資源の維持・管理体制の構築に向け、資源回復計画の有効性を評価するための調査に対して支援します。

（３）密漁等の違反防止対策の強化と漁業調整の円滑な推進

都道府県及び関係省庁との連携を強化して、漁業取締船・航空機により効果的・効率的な監視・取締りを行い、特に外国漁船の操業が活発化する時期・海域においては、取締船の重点配備等による集中取締りを実施します。

漁業調整の円滑な推進を図るため、資源状況に関する科学的知見を基礎として、広域的なものは国が、地域的なものは都道府県が中心となって、必要に応じて当事者間の話合いの場の設定のあっせんや話合いの仲介を行うことにより、漁業者間の相互理解や協議を促進します。さらに、当事者間での合意に基づいて実施している自主規制について、公的規制への転換の可能性も踏まえつつ当事者との意見交換等を行います。

３　公海域を含む国際的な資源管理の推進

（１）周辺国・地域との連携・協力の強化と適切な漁業関係の構築

周辺国・地域との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を推進します。

特に、我が国周辺水域における韓国及び中国の漁船に対する漁獲割当量及び許可隻数を決定し、その遵守を徹底するとともに、暫定水域等を含め、適切な資源管理を推進します。

（2）地域漁業管理機関を活用した資源管理の推進

ア　マグロ類

我が国漁船の操業を確保しつつ、各地域漁業管理機関における適切な資源管理や漁獲能力の管理を促進します。具体的には、国際資源管理実施計画に基づく休漁に対して支援します。また、マグロ類をはじめとする国際漁業資源に関する調査研究の成果を提供し、各地域漁業管理機関における科学的な議論に貢献します。さらに、漁獲能力の抑制、IUU（違法・無報告・無規制）漁業対策等個々の機関による解決が困難な問題に対応するため開催されたマグロ類地域漁業管理機関合同会合で採択された行動方針に即して、各地域漁業管理機関の連携の強化に努めます。

イ　鯨類

国際捕鯨委員会（IWC）の商業捕鯨一時停止（モラトリアム）の見直しに資するため、鯨類資源の包括的評価に必要な調査として、北西太平洋及び南極海において捕獲調査を推進するとともに、我が国周辺に分布・回遊する小型鯨類について、系群構造の解明及び資源量の推定を行います。

また、国際捕鯨委員会（IWC）年次会合において、科学的根拠に基づく商業捕鯨の再開を目指すとともに、鯨を含む海洋生物資源の持続的利用に関する日本の立場への理解を求めます。

ウ　その他

漁業による野生生物の混獲削減に関する調査・検討を行うとともに、関係する地域漁業管理機関において、我が国漁業の操業を確保しつつ、適切な資源管理や漁獲能力の管理を促進します。

（3）責任ある漁業国としての適正な操業の実践

資源管理に必要な規制の強化や漁業取締船の派遣による指導・監督を行うとともに、漁獲データ等を収集・分析することにより、国際的に利用されている資源を漁獲する漁業の管理を行い、責任ある漁業国として我が国漁船の国際取決めの遵守に努めます。

4　海外漁場の維持・開発と国際協力の推進

（1）新漁場開発調査の実施と二国間・多国間協定に基づく操業の確保

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るため、新漁場における漁業生産の企業化調査を推進するとともに、大陸棚の延長可能性があると見込まれる海域について、大陸棚における定着性等生物資源の調査を実施します。

二国間協定及び多国間取決めに基づく協議を通じて、適切な資源管理と我が国への漁獲割当の確保に努めるとともに、我が国周辺水域における安定的な操業秩序を確保するため、韓国、中国等との間の民間協定の締結等を支援します。

（２）資源管理の取組に重点を置いた海外漁業協力の展開

水産無償資金協力による水産関係施設の整備及び関連資機材の供与を行います。

独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じ、専門家の派遣をはじめとする技術協力を行うとともに、民間団体が実施する海外研修生の受入れや水産技術の移転・普及に関する協力を支援します。

我が国が進める水産施策との関連で特に重要な国際機関の施策を促進するために、拠出金を拠出します。

５　海面・内水面を通じた水産動植物の生育環境の改善と増養殖の推進

（１）森・川・海を通じた環境保全の推進

ア　水質環境の保全・再生

漁場における汚泥・ヘドロの除去、覆砂による海浜・干潟の保全や浄化施設の整備、排水規制や生活排水対策をはじめとする水質保全対策を推進するとともに、水産生物への化学物質の影響に関する調査を行います。また、地域の実情に応じ、水産動植物の生育に重要な栄養塩類について河川からの適切な補給を図るため、河川を通じた流域・沿岸域の物質循環の解明に取り組みます。ノリ養殖漁場においては、必要な栄養塩を供給することが可能な水質レベルを維持・管理する手法・手段について検討を進めるとともに、ノリの色落ちに対応する緊急措置として必要な場合には関係者と協議の上で支障のない範囲でダム放流の実施を図ります。

また、希少水生生物の保全のために必要となる手法を開発するとともに、湿地や湿原を復元する自然再生事業や魚道の整備、下流域の維持流量確保のためのダム放流量の調整を行います。

このほか、閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえ、第７次水質総量削減に係る対策の実施に向けた検討を進めます。また、富栄養化が解消された閉鎖性海域において、栄養塩類の管理のあり方などに関し調査研究を推進します。さらに、赤潮の予察・防御技術の開発や貧酸素水塊の発生機構の解明及び予察・防御技術の開発、自動昇降機能を付与する等効率的な連続観測技術の開発及びカキ礁を用いた漁場環境改善技術の開発の取組を支援します。

また、全国海の再生プロジェクトとして、東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾において各再生行動計画に基づき、陸域からの汚濁負荷の削減、海域の環境改善、環境モニタリング等を推進します。

さらに、有明海及び八代海の再生のため、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づき、（１）環境改善対策（覆砂、たい積物の除去、藻場の造成や汚水処理施設の整備等）、（２）赤潮等被害防止対策（赤潮や貧酸素水塊の発生予察技術の開発等）及び（３）資源回復対策（地域間の連携強化による魚介類種苗の適地・適時での効率的な放流を行う体制を確立するための取組の支援等）を推進します。

イ　森林整備による生育環境の保全

森林法に基づき、魚つき保安林の指定と保全を図るとともに、河川上流域等において、広

葉樹林化等を取り入れた漁場保全の森づくりをはじめとする森林の整備・保全を推進します。

ウ　漁場環境の悪化を防ぐ取組

有害物質及び廃棄物の排出規制や浮遊ゴミ、流出油の回収を行うほか、発泡スチロール製フロート等の漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及や漁場からの大型漂流物の回収支援や漁業活動中に回収した漂流物の適切な処理を促進します。

輪番休漁を活用した漁業者グループによる藻場・干潟の整備、海岸清掃等といった資源回復効果や漁場生産力の向上に寄与する取組を支援します。

全国各地において油の大量流出事故に対応するための訓練を行います。また、油流出事故に伴い発生した漁場油濁の防除・清掃に要した費用を支弁するとともに、適切な防除措置の指導を行う専門家の育成や被害拡大防止対策に対し支援します。

このほか、漁協等が行う水質や底質等の漁場環境が悪化した湖沼における湖底耕うん等の漁場改善活動について、その効果を検証しつつ行う取組について支援します。

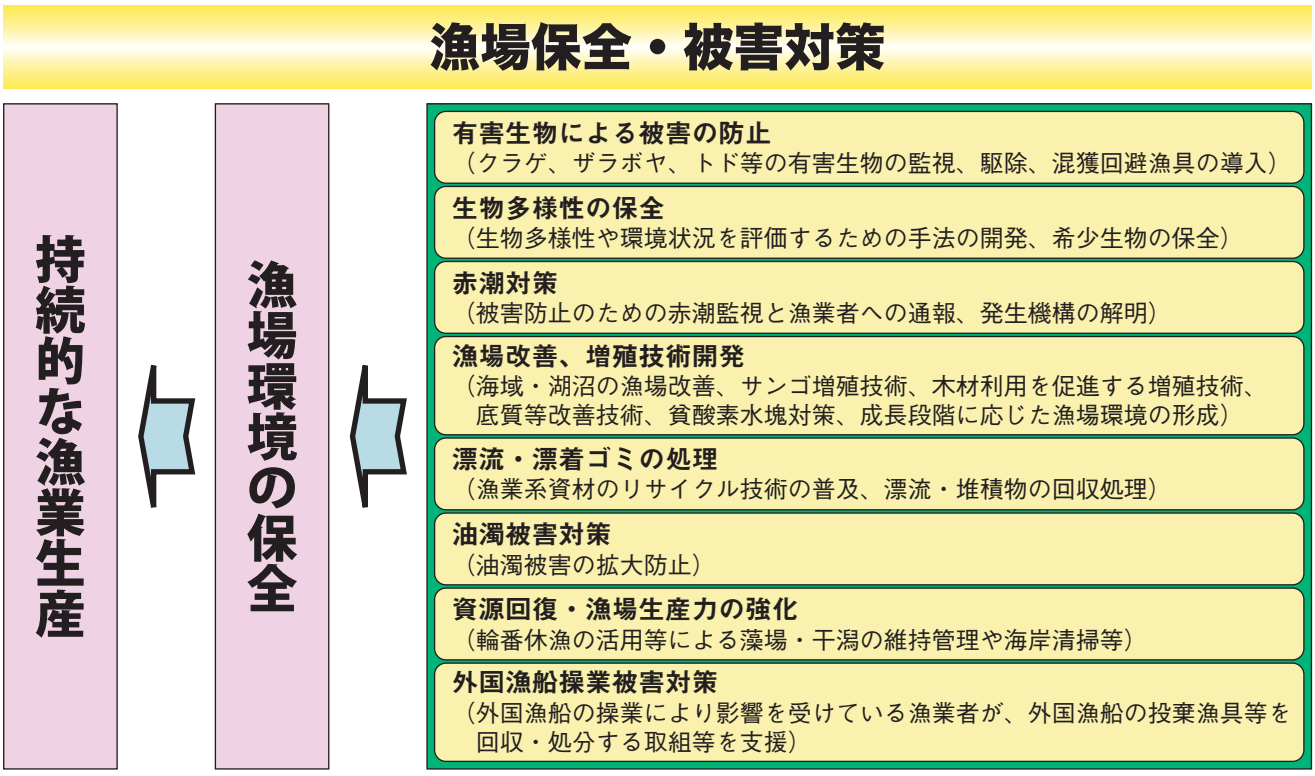

エ　藻場・干潟等の造成・保全

磯焼け等により効用の低下が著しい漁場において、海域環境変動に応じた手法による藻場・干潟の造成・保全と併せて、ウニやアイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植・播種に対して支援を行います。

また、海域の基礎生産力向上による藻場生態系のCO_2固定効果等についての検討を行うとともに、CO_2固定・削減に資する基質材の活用を図るための技術開発等を行います。

さらに、厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術を確立するため、サンゴ種苗生産技術、移植技術等の技術開発に取り組みます。

加えて、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援します。

（２）野生生物による漁業被害防止対策の推進

（大型クラゲ・トド等）

近年、広域的かつ大規模に出現し、大きな漁業被害をもたらしている大型クラゲ等の有害生物について、出現状況の把握と情報提供、駆除、改良漁具の導入、陸上処理等を促進するとともに、トドについては、一斉追払いなど効果的な追払い手法の実証試験等を行います。

また、大型クラゲについて、日中韓の国際的な枠組みの中で、大型クラゲの発生・出現過程を解明するための調査を行います。

（外来魚・カワウ）

外来魚について、密放流防止についての啓発や在来魚に与える影響の調査、効果的な移入抑止対策の検討を行います。また、外来魚の生息状況に応じた効果的な外来魚攻略手法の開発を行うほか、外来魚及びカワウについて先駆的な手法による集中的な捕獲・駆除の実施など複数県にわたる広域的・緊急的な防除対策の実施を支援します。

（３）環境・生態系と調和した増殖の推進

栽培漁業の全国的な展開に必要な種苗供給を確保するための種苗生産施設や中間育成施設の整備を進めるとともに、地域間の連携強化による適地・適時での効率的な放流を行う体制を確立するための取組や放流した種苗の混獲防止対策の検討等を支援します。

また、ウナギの完全養殖技術を確立するとともに、クロマグロ種苗の安定生産技術を開発します。さらに、遺伝的な多様性に配慮した増殖技術開発のために、種苗放流が天然資源の遺伝的多様性に与える影響を評価する技術の開発を行います。加えて、サケ・マス類について、資源の造成に必要な増殖施設の整備や個体群の維持のためのふ化放流を推進するとともに、民間団体が行うふ化放流に対しては、効率化を進めながら着実にその実施が図られるよう支援します。

魚道整備によって生物生息環境の改善を図るとともに、種苗生産施設をはじめとする共同利用施設の整備を支援します。

また、漁場環境の改善を促進するための漁場環境調査指針の作成や渓流魚の遺伝的多様性を維持した移植放流、生息場所の復元技術の開発を行うほか、効果的な増殖手法が明らかになっていない重要魚種について、その手法の開発を進めます。

（４）持続的な養殖生産の推進

ア　養殖業の振興

（海面養殖業）

漁場環境の悪化を招かない持続的な養殖生産を実現するため、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の作成を推進するとともに、漁場環境の状態を簡便に評価する手法の開発や、窒素やリン等の物質循環を可能とする魚介類と藻類など複数の種類を組み合わせた複合養殖技術の開発等を進めます。また、魚粉の含有率を下げた低コストの配合飼料の開発、未

利用資源の養殖用飼料としての活用推進、養殖業の効率的な生産体制の構築等を支援します。

また、配合飼料価格の急激な上昇による経営環境への影響を緩和するため、配合飼料価格が一定基準以上に上昇した場合に養殖業者と国の拠出により積み立てた資金から補てん金を交付するセーフティーネットの構築を支援します。

さらに、近年注目されているクロマグロ養殖については、消費者への安定供給を図るため、まき網で漁獲された小型魚の運搬技術等や海象条件の厳しい未利用海域での養殖を可能とする生簀（いけす）技術等の開発を進めます。

さらに、優良な養殖種苗の安定供給を確保するため、クロマグロ、ウナギ等について、種苗生産技術や配合飼料の開発を進めます。

（内水面養殖業）

中国・台湾・韓国との連携によるシラスウナギ資源の適正管理を確保するための生産者間の民間協議、ウナギの放流、内水面漁場におけるウナギ資源の適正管理に関する検討等を促進します。

平成16年新潟県中越地震や平成19年新潟県中越沖地震により被災したニシキゴイ養殖施設に関して、魚病による被害防止のための現況調査や技術指導等の取組を支援します。

イ　防疫体制の整備

水産資源保護法に基づく輸入防疫制度及び持続的養殖生産確保法に基づく国内防疫制度の適切な運用を図ります。また、疾病対策の基礎研究、水産用医薬品の開発や養殖衛生管理技術者の人材育成を行うとともに、水産防疫制度の点検及び強化の検討を行います。特に、コイヘルペスウイルス病が発生した場合に備えるため、まん延防止措置の実施に対する支援を行うとともに、アユ等の疾病対策の推進や検査機器の整備の支援を行います。

ウ　国際化に向けたノリ養殖業の体質強化

漁協等の策定する構造改革計画に基づいて、生産性の低いノリ自動乾燥機の廃棄と大型ノリ自動乾燥機等の整備に加え、ノリ養殖関連機器のリース方式による導入を支援します。

また、品質向上やコスト削減を図るための生産から出荷・流通に至る新たなシステムの開発・普及や、優良な特性を有するノリ株の選定、利用及び品種登録を推進します。さらに、ノリの色落ち問題に対処するため、栄養塩を吸収する植物プランクトンを捕食する二枚貝類とノリとの共存養殖技術の開発や、植物プランクトン（大型珪藻）の発生を抑制しつつ、ノリ養殖漁場に十分な栄養塩を供給することが可能な水質レベルを維持・管理する手法・手段の検討を進めます。

Ⅲ
国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立

1　国際競争力のある経営体の育成・確保に向けた施策の集中

（1）漁業構造改革対策等による漁業経営の体質強化

厳しい経営状況の下でも操業できるよう、漁業経営の体質強化を促進するため、省エネルギー型漁業への転換や収益性向上の取組への支援を行います。

特に、漁業者グループ等による省エネ・省人・省力化、高度な品質管理手法の導入等を通じて燃油消費量削減又は生産性向上を進める取組に必要な機器の取得や、省エネ操業形態導入のための共同漁場探索等の取組に対して、支援を行います。また、漁船の更新が進まず生産体制が脆弱（ぜい）化した漁船漁業や、産地価格の低迷や生産コストの上昇により経営環境の厳しさが増している養殖業について、緊急に構造改革を進め将来を担う経営体を育成するため、漁業改革推進集中プロジェクトを実施し、収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省人型の代船取得等による経営転換を促進します。

さらに、資源水準に見合った漁業の体制を構築するため、減船・休漁等への支援を引き続き行います。

（2）燃油・養殖用配合飼料の価格高騰対策の導入と経営安定対策の推進

漁業・養殖業は、経費に占める燃油費・飼料費の割合が高く、しかも生産者による価格決

漁業用燃油・養殖用配合飼料の価格の変動に備えた経営安定対策

漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が高騰したときに補てん金を交付し、経営の安定を図ります。

いま

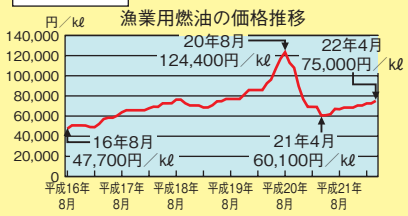

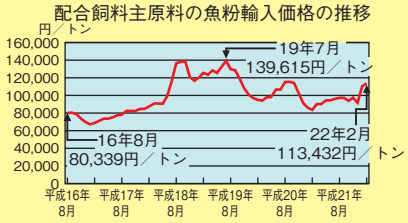

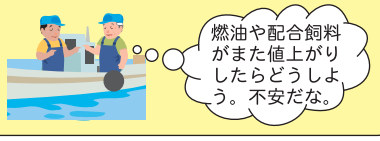

こうします

- 燃油価格や配合飼料価格の高騰に備えて、漁業者・養殖業者と国が１対１の負担割合で資金を積み立てます。

○燃油の場合

- 原油価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者に補てん金が支払われます。

（補てん単価＝当該四半期の平均原油価格が、直前２年間の平均原油価格に115％を乗じた価格を超えた分）

○配合飼料の場合

- 配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、養殖業者に補てん金が支払われます。

（補てん単価＝当該四半期の平均輸入原料価格が直前２年間の平均輸入原料価格に115％を乗じた価格を超えた分等）

こうなります

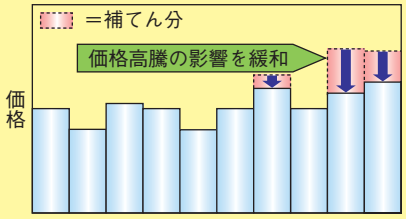

定力が弱く経費上昇分を販売価格に転嫁することが難しいことから、燃油価格・配合飼料価格の急激な上昇が経営に及ぼす影響を緩和するため、漁業者・養殖業者と国とが拠出を行い、原油価格・配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、拠出を行った漁業者・養殖業者に補てん金を交付するセーフティーネットを構築します。

また、水産物の安定供給の担い手となる漁業者が経営改善に積極的に取り組むことができる環境を整備するため、効率的かつ安定的な漁業経営を目指し、計画的に経営改善に取り組む経営体を対象に、現行の漁業共済制度の経営安定機能に上乗せした形で、収入の変動による漁業経営への影響を緩和する経営安定対策（積立ぷらす）を推進します。

さらに、漁業者が将来にわたって、持続的に漁業経営を維持していくことができるようにするため、漁業所得補償制度の設計のための必要なデータの収集・整理等を実施します。

漁業共済・漁業経営安定対策（積立ぷらす）

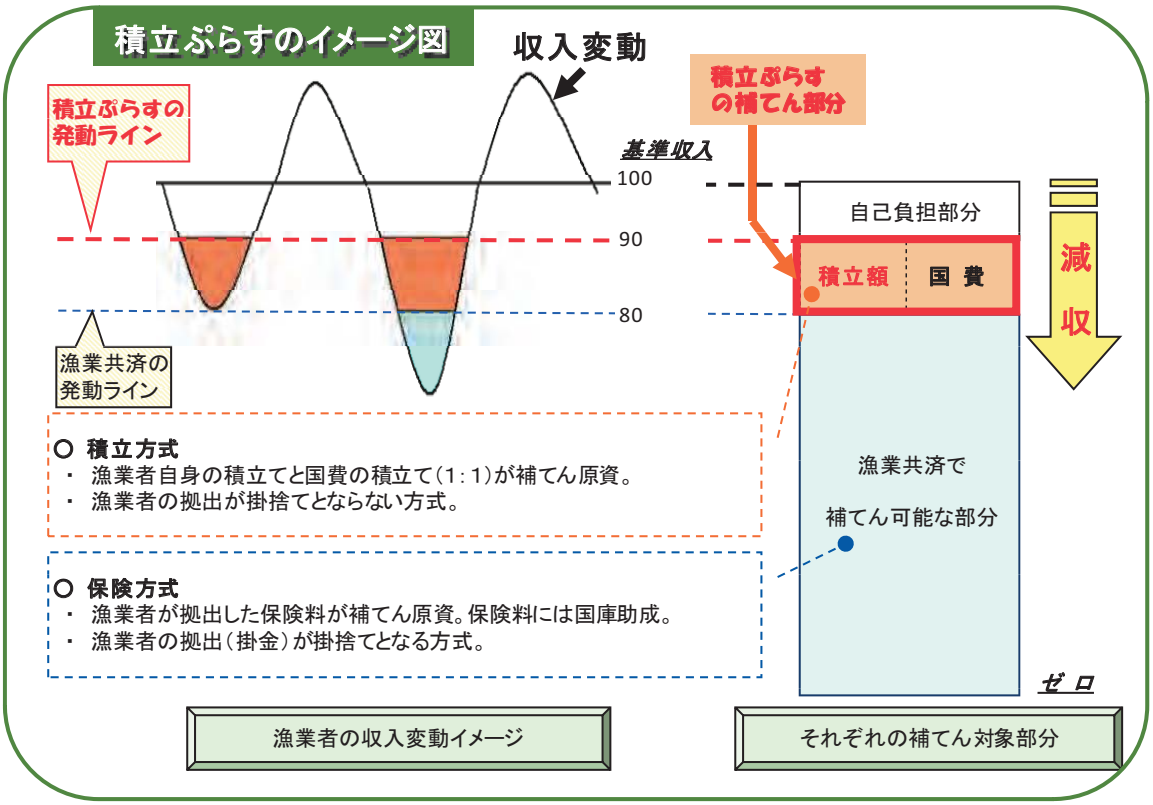

（3）融資・信用保証等の経営支援施策の充実

漁業者の資金繰りを円滑にするため、施設資金・運転資金について、無担保無保証人等の特別保証枠を設け、保証保険機関に対する代位弁済経費の助成及び漁業者の保証料負担を低減する措置を講じます。

また、漁業経営改善計画の認定漁業者に対して融資する設備資金について、最大無利子となる利子助成措置を講じます。また、経営改善に取り組む者等に対して融資する運転資金について、最大無利子となる利子助成措置を講じます。

さらに経営が悪化している漁業信用基金協会に対し、合併等を円滑に進めるための専門家

による調査・分析や合併検討会の開催等を支援することにより、漁業信用基金協会の事業基盤の再編強化を支援します。

加えて、漁業金融の円滑化に向け、融資機関及び漁業者を対象に融資の実態について現地実態調査を行い、その調査結果を分析し、漁業金融の円滑化に向けた資金調達方法、担保評価方法、債権管理方法等について問題点や課題を検討します。

金融対策の概要

1　漁船・養殖施設整備緊急融資利子補給事業

認定漁業者が漁船建造あるいは養殖用施設等の更新を行うため、日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金を借りた場合、**利子を最大２％まで助成（低利又は無利子化）。**

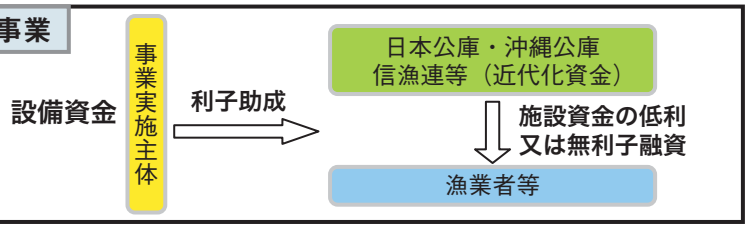

2　漁業経営改善緊急対策事業

資材コストの低減等により経営改善に取り組む者が運転資金を借りた場合、**利子を助成（低利又は無利子化）。**

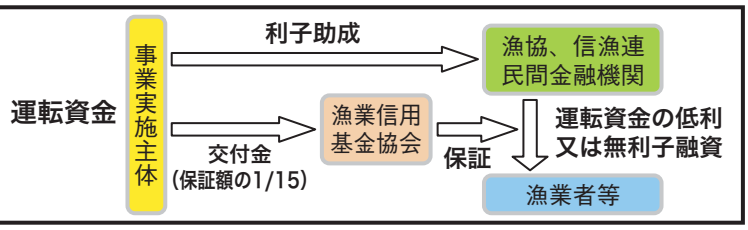

3　漁業緊急保証対策

緊急経済対策で行った、漁業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の代位弁済時の負担の大幅縮減（国が97％負担）、保証料助成について**22年度においても実施。**

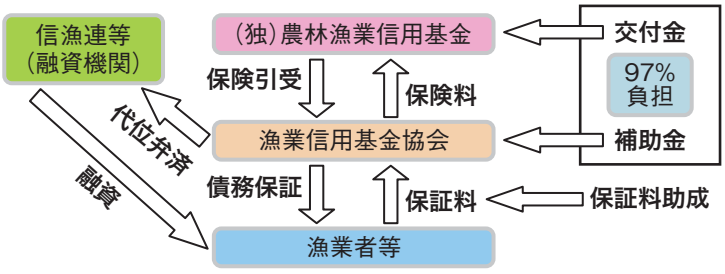

2　漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化の促進

原油及び資材価格の高騰等厳しい経営環境の下でも維持可能な強い漁業経営と漁業の構造改革を進めていくため、漁業者グループ等による省エネ・省人・省力化、高度な品質管理手法の導入等を通じた燃油消費量削減又は生産性向上を進める取組に必要な機器の取得に対して支援を行います。

また、燃油タンクの統廃合等により燃油流通コストを引き下げ、漁業者により安い燃油を供給する取組を引き続き支援するとともに、漁業者の共同利用施設の改築等による省エネ化を支援します。

さらに、漁業生産資材について、漁協系統、資材メーカーをはじめとする関係者による生産・流通の合理化に向けた取組と漁業者による生産現場での効率的な利用に向けた取組を促進します。

3　漁業保険制度の適切な運用

漁業共済事業について、収支を改善し、将来にわたってその役割を十分に発揮していくた

め、共済掛金の一部を助成することにより加入を促進します。また、大災害に適応した契約方式や漁業共済事業の収支改善に効果がある契約方式を選択した漁業者及び大災害により被災した漁業者に対し、共済掛金の上乗せ助成を実施し、安定した漁業経営の確保及び漁業共済制度の収支の健全化に努めます。

また、漁船保険事業について、純保険料の一部を助成するとともに、制度の適切な運用を図ります。

4　活力ある漁業就業構造の確立

（1）新規就業・新規参入による雇用創出

① 漁業就業希望者を対象に、全国各地の漁業の就業情報を提供するとともに、漁業に就業するための基礎知識を学べる就業準備講習会や、漁業の担い手を求める漁協・漁業者とのマッチングを図るための就業相談会を開催します。さらに、漁協・漁業者とのマッチングが図られた漁業就業希望者に対して、漁業現場における原則最長１年間の長期研修の実施を支援します。また、新たに漁業に就業するために必要な経理・税務等の技術の習得等を支援します。特に地方での事業の拡充や就業相談窓口の強化を行います。このほか、異業種のノウハウや技術を活用して漁業の生産から加工・流通・販売までの分野にわたる新たなビジネスの事業化を行う取組を支援します。

② 全国の地方運輸局において、若年労働力の確保のため、新規学卒者の求人・求職開拓を積極的に行うほか、船員求人情報ネットワークの活用により、雇用機会の拡大と雇用のミスマッチの解消を図ります。

③ 減船に伴う漁業離職者の職業及び生活の安定を図るため、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づき、再就職の促進のための特別の措置を講じます。

また、地方運輸局及び公共職業安定所において、漁業離職者に対する求人情報の提供、職業相談及び職業紹介に努めるとともに、漁業協同組合との連絡を密にして、広域的な就職促進のための措置を講じます。

（2）漁業の技術及び経営管理能力の向上

水産業普及指導員を通じ、沿岸漁業の担い手による漁業技術及び経営管理能力の向上を図るための自発的な取組を助長するとともに、経営改善を図るために法人化を志向する漁業者グループによるモデル的な取組を支援します。

また、漁船員に対しては、海技士や無線士資格の取得を図るスキルアップ講習会を実施します。

（3）漁業の労働環境の改善

ア　漁ろうの安全の確保

① 第９次船員災害防止基本計画に基づき、平成22年度船員災害防止実施計画を作成し、自主的な安全衛生管理体制の整備、作業時を中心とした死傷災害防止対策の実施をはじめとする船員災害防止対策を船舶所有者、船員及び政府の三者が一体となって推進します。

また、漁船の海難及び人身事故による死者・行方不明者が特に多いことから、漁船事故防止に向け、関係省庁、都道府県及び関係漁業団体の連携により、ライフジャケット（救命胴衣）着用の普及をはじめ、安全操業を推進します。

②　救命胴衣の着用、見張りの励行、気象・海象情報の的確な把握をはじめとする安全運航に関する遵守事項の徹底及び海事関係法令の励行について指導を行うとともに、漁業者自身による安全意識の啓発を促進します。また、灯台、灯浮標をはじめとする航路標識を整備します。

③　海難情報を早期に把握するため、遭難周波数を24時間体制で聴取するとともに、海上保安庁において24時間の当直体制と気象の状況によっては非常配備体制をとって海難の発生に備えます。

④　気象庁船舶気象無線通信手段等により、海洋気象情報をはじめとする各種気象情報を提供します。海図をはじめとする水路図誌や航海用海図の最新維持に必要な水路通報の発行のほか、航海用電子海図の利便性及び信頼性の向上に取り組むとともに電子水路通報を発行します。また、船舶交通の安全のために緊急に必要な航行警報を、無線放送やインターネット等により提供します。

イ　労働環境の改善

運航労務監理官による監査を通じた賃金及び労働時間の管理、労務管理体制の整備、安全の確保並びに衛生の保持について指導の強化を図ります。

漁船の現行設備基準について、居住環境や作業環境の改善及び安全性向上を図るための見直しを行います。

船員保険について、障害年金及び失業保険金の賃金スライドによる見直しを行うほか、船舶所有者等に対し、労災保険の特別加入制度に関する十分な周知・広報を図ります。

（4）水産に関する教育の充実

独立行政法人水産大学校において、水産業を担う人材の育成のための水産に関する学理・技術の教授・研究を推進します。また、国立大学をはじめとする大学における水産に関する教育・研究を推進します。さらに、水産高校等と地域の水産業界とが連携して地域を支える将来の水産業の専門知識を有する人材を育成するため、生徒の漁業･加工会社等での実習等を実施します。

（5）女性の参画や高齢者の活動の促進

女性の漁業経営における経済的地位の向上を図るため、女性の経営や起業活動の高度化に向けた研修を実施するとともに、漁村女性グループ等が行う経営改善等を図る取組について支援します。

漁業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るため、全国共済水産業協同組合連合会が自主的に実施する漁業者老齢福祉共済の運営について支援します。また、干潮時の陸揚げ作業が容易となる浮体式岸壁等の就労環境を改善するための施設整備を推進します。

Ⅳ 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開

1　産地の販売力強化と流通の効率化・高度化

（1）市場を核とした流通拠点の整備

国産水産物の競争力を強化するため、ロットをまとめ、規格を揃えて水産物の安定供給を図る流通拠点を整備します。このため、水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針の見直しを行い、電子商取引による機能的な統合を含む産地市場の統廃合や産地市場と消費地市場との垂直統合、買受人の新規参入による市場運営の改善等の産地における取組を促進します。また、相当程度の取扱量・金額規模の産地市場を有する地域を対象として、高度な衛生管理に対応した流通施設の重点的整備、加工施設や保管施設の整備を促進します。

（2）多様な流通経路の構築

前浜ごとの様々な水産物の販路を求める産地と鮮度が良く安全な水産物を求める消費者とをつなぐ、産地直送を含む多様な流通経路の構築を図ります。また、漁業者団体等が行う新規販路の開拓、新商品の開発等を支援します。

（3）水産物流通の効率化・高度化

卸売市場法や同法に基づく卸売市場整備基本方針に即し、卸売市場の再編を促進するとともに、品質管理の高度化に資する施設等を整備します。

（4）水産物調整保管の適切な実施

水産物の需給及び価格の安定を図るため、水産物の調整保管の適切な実施を図ります。

① 供給量の平準化による価格安定の効果が有効に発揮される魚種を対象として、漁業者団体等に対し、漁期中の水揚集中により価格が一時的に低下した際に水産物を買い取り、一定期間保管し、漁期外の価格上昇時に流通業者に販売する事業への支援を行います。

② 国内養殖業者における養殖餌料向けの魚を確保するため、漁業者団体等に対し、漁業者から餌料向けの国産魚を買い取り、養殖業者等との間で直接取引を行う事業への支援を行います。

2　水産加工による付加価値の向上

水産加工業について、食の簡便化志向等を背景とした需要の変化に対応しつつ、調理に手間のかからない商品をはじめとする消費者ニーズに即した新製品の開発、惣菜等の近年需要が伸びている分野への販路の開拓、中食産業・外食産業等の他産業との連携を促進し、水産加工品の新たな需要の創出を図ります。このため、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法に基づき、水産加工業者が行う新製品の開発や新技術の導入に向けた施設の改良等に必要な資金を融通する措置を講じます。また、漁協等が食品産業や小売業と連携して行う新製品の

開発や新たな販路の開拓のための取組に対する支援を行うとともに、地域における食品産業・農林水産業・関連産業等による連携構築を促し、国産農林水産物を活用した新商品開発・販路拡大や国産原料調達の円滑化に向けた調査・分析等に対する支援を行います。

このほか、水産加工業者が、これまで十分に利用されていなかった国産魚を加工原材料として有効活用するモデル的な取組の支援や水産物の加工流通過程における排水処理の高度化及び水産加工残さのリサイクルの促進に必要な施設整備を図ります。

３　小売部門の強化

商品である農林水産物について、産地の特徴や生産方法についての情報や食に関する知識などを消費者に分かりやすく的確に伝達する取組を促進します。また、魚介類の名称の店頭表示に関するルールや具体例を示したガイドラインについて、引き続き関係者への周知を図ります。このほか、食料品小売店の有する機能を維持・強化するための調査・分析等に対して支援を行います。

４　水産物の輸入の確保と輸出戦略の積極的な展開

（１）水産物の輸入の確保

水産資源の適切な保存・管理及び我が国水産業の健全な発展を図る観点から、水産物の輸入割当制度を含む輸入に関する措置の適切な運用を図ります。

我が国の水産物流通をめぐる国際環境が大きく変化する中、このような状況の変化が我が国への水産物の供給、国内漁業生産、国内外の水産資源管理等に与える影響を把握し、安定的な水産物供給のための施策への反映を図ります。

（２）水産物の輸出戦略の積極的な展開

海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、我が国の高品質な水産物の販路創出・拡大や輸出ニーズに対応した商品開発を促進するほか、HACCP（危害分析重要管理点）手法の導入をはじめとする衛生管理体制の強化や輸出先国・地域が求める輸出に係る証明書を発行する体制の整備に向けて迅速に取り組みます。

また、輸出先国・地域に対し、検疫や通関等に際し輸出の阻害要因となっている事項について必要な改善を要請・折衝し、EPA交渉等の場において輸出拡大が期待される品目の市場アクセスの改善を求めていくとともに、輸出促進にとって重要なブランド力の確保のため、商標等に関する権利侵害防止等のための知的財産の保護を働きかけ、我が国の事業者が積極的に輸出に取り組める環境を整備します。

5　消費者との信頼のネットワークの構築を通じた水産物消費の拡大と食育の推進

（1）水産物の安全及び消費者の信頼の確保

（生産・流通・消費各段階における取組）

①　水産用医薬品の適正使用を確保するため、養殖衛生管理技術者の育成や養殖業者に対する巡回指導を行います。また、養殖水産物の安全性確保のための生産工程管理の取組の推進を支援します。さらに、養殖水産物の安全性や環境への配慮等適正に管理された養殖業について、消費者、加工流通業者の理解促進を図ります。

②　貝毒監視体制の実施に対する指導・支援を行うとともに、魚介類に蓄積する海洋生物毒の高感度分析法の開発や毒化状況実態調査等を行い、生産段階での水産物の安全性の向上を図ります。また、有害化学物質の有効な低減措置を検討するため、水銀、ダイオキシン類等について含有実態調査を実施します。さらにノロウイルスの監視体制の整備に対する支援を行います。

③　水産物流通の全ての段階を通じた品質・衛生管理体制の構築を促進するため、品質・衛生管理ガイドラインの策定、地域ぐるみの品質・衛生管理体制の構築、HACCP手法導入のための講習会の開催や技術指導等に対する支援を行います。

④　食品事故発生時の回収や原因究明等の迅速化に資するため、食品の移動の追跡・遡及の備えとするトレーサビリティに関し、米穀等については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成22年10月施行）により取引等の際の記録の作成・保存の義務化を内容とするトレーサビリティ制度を導入します。これと併せ、他の飲食料品についても、米の制度の導入実態を的確に把握し、入出荷記録の作成・保存の義務付け等について検討を進めています。

⑤　都道府県等が、国の定める指針に基づいて策定した都道府県等食品衛生監視指導計画により、食品供給行程の各段階における監視指導を実施するとともに、衛生管理に関する助言を行います。また、食品の安全性を確保するための自主的な取組が推進されるよう、食品の採取・製造・輸入・販売を行う食品事業者に対し、引き続き協力を求めます。

（輸入食品に対する取組）

輸入食品監視指導計画に基づき、輸入食品の衛生上の実態を把握することを目的とし、全国の検疫所において、食品の種類ごとに輸入量及び違反率を勘案して計画的にモニタリング検査を実施するとともに、違反の蓋（がい）然性の高いものについては、輸入の都度、検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査命令を実施します。

また、輸入水産物の安全性に関する情報の収集・提供の取組の充実を図ります。

（消費者をはじめとする関係者とのリスクコミュニケーション）

食品の安全の確保に関する施策の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、事業者等の関係者に分かりやすい情報を積極的に提供し、意見交換等を行うリスクコミュニケーションを推進します。

（２）消費者への情報提供の充実

①　消費者の鮮度・安全志向の高まりに対応して、養殖方法等の情報の提供を促進します。

②　水産物を含めた食品の安全に関する情報を分かりやすく紹介したウェブサイトの運営やメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信を行うなど、インターネットやマスメディアの活用による水産物の栄養特性や安全性に関する情報提供の充実を図ります。

③　水産エコラベル（生態系や資源の持続性に配慮した漁業により漁獲された水産物であることを表すラベル）について、我が国水産物の消費拡大に資する観点から、消費者への情報提供により周知を図ります。

④　平成21年９月の消費者庁の設立に伴い、食品の表示基準全般について、消費者庁が一元的に所掌することになったことから、これらの一元的な解釈・運用を行うことにより、消費者がメリットを実感できる行政を推進します。事業者や消費者の多様なニーズに応えられるよう、JAS規格の制定と見直しの手続の透明化を進めます。

　全国の食品表示Ｇメンによる日常的な監視に加え、食品表示110番や食品表示ウォッチャー[＊1]、DNA分析をはじめとする科学的な検査技術の活用により監視・指導を行い、水産物を含む食品表示の適正化に努めます。

　さらに、監視取締体制強化のために、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で設置している「食品表示監視協議会」において、不適正な食品表示に関する情報の共有や意見交換を行うとともに、こうした取組が円滑に実施されるよう、食品表示に関する関係省庁による「食品表示連絡会議」において、関連情報を共有します。

　このほか、食品事業者が適正な食品表示の方法等を学ぶための講座を開催します。

⑤　農林水産省本省や地方農政局等における消費者の部屋において、消費者からの農林水産業や食生活に関する相談を受けるとともに、テーマごとの展示を通じて、水産行政に対する消費者の理解を推進します。

（３）食育の推進

　生産・流通・消費の各段階において食育を推進し、米を中心に水産物を含めた多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進します。

＊１　食品表示ウォッチャー：消費者が日常の買い物の機会等を利用して、食品表示状況を点検し、国に報告する仕組み

V
水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及

1　現場のニーズに対応する新技術の開発及び普及

温室効果ガスの排出削減と水産業の省エネルギー化推進のための省エネルギー技術の開発・実証・普及、化石燃料に代わる水素燃料電池等を利用した漁船の開発、衛星情報の活用による効率的な漁場探索技術の実用化を推進するとともに、漁業無線を活用したデジタル通信によるシステムの開発を推進します。

沿岸漁業が共有する技術的課題の明確化及び水産資源の合理的な利用等に資する新たな技術の導入に向けた調査研究を実施します。

高船齢化が進む我が国の漁船を安全かつ長期に低コストで使用するための技術を開発します。

増養殖の高度化に資するため、クロマグロの人工種苗生産技術の開発を推進します。

また、地域の特性、個々の漁業者の経営実態に即した沿岸漁業の健全な発展を図るため、都道府県が行う水産業改良普及事業を支援します。

2　バイオマス資源の利活用の促進

水産バイオマスから有用成分を抽出する技術やメタン発酵によるエネルギー化技術の開発を進めるとともに、海藻からバイオエタノールを生産するために必要な技術の開発等の実施や、水産系副産物である貝殻の再資源化による資源の循環的利用を推進します。

また、未利用水産資源を活用した船上での燃料化等のシステム開発等への支援を行います。

3　知的財産の創造・保護・活用

農林水産省知的財産戦略に基づき、漁業者等に対して知的財産の概念の普及啓発を図ります。また、国産ノリの差別化と国際競争力の強化を図るための優良な特性を有するノリ株の確保、品種登録の促進や、産地販売力を強化する方策として取り組む水産物のブランド化を支援します。

Ⅵ 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮

第２次漁港漁場整備長期計画に基づき、水産基本計画との密接な連携のもと、重点的に取り組むべき課題の解決に向けて戦略的に水産基盤の整備を推進します。その際、（１）施策連携の強化による効果を相乗的に高める取組の推進、（２）国と地方の役割に応じた取組の推進、（３）効率的かつ効果的な事業を実施するための施策の集中化・重点化の一層の推進、（４）既存ストックの有効活用と更新コストの縮減対策の推進、（５）循環型社会の構築に向けた取組の推進、（６）民間資金・活力の活用、（７）事業評価の厳正な運用と透明性の確保、（８）公共工事の品質確保とコスト縮減の適切な実施に留意しながら事業に取り組みます。

１　力強い産地づくりのための漁港・漁場の一体的な整備

（１）我が国周辺水域の資源生産力の向上

排他的経済水域において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業の実施とともに、資源管理及びつくり育てる漁業と連携し、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進します。

（２）国際競争力強化と力強い産地づくりを図るための水産物供給基盤の整備

水産物の流通拠点を中心として、生産コストの縮減、鮮度の保持及び衛生管理の高度化に資する水産物供給基盤の整備を推進します。あわせて、災害発生時においても水産物供給の維持が可能となるよう、陸揚げ岸壁などの施設の耐震化にも取り組みます。

また、水産物供給基盤の既存ストックを有効に活用する観点から、定期的な老朽化診断のもと、適切な維持管理、延命化等の更新工事を適切に選択し、ライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかる全ての費用）の低減を図ります。

２　安全で活力のある漁村づくり

（１）防災力の強化

地震、津波、高潮、豪雨等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保するほか、漁港や市場の機能を維持する観点から、災害に強い漁業地域づくりガイドラインの普及を図るとともに、堤防等の海岸保全施設、防潮水門及び避難路・避難地の整備や、漁港・市場施設の耐震化及びがけ崩れ対策等を推進します。また、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策や災害のおそれのある区間を回避する道路の整備を推進するとともに、道路の斜面対策、雪崩対策等を推進します。

また、沿岸住民や漁船等の船舶の避難行動に資するため、日本沿岸を66区分した津波予報区に対し、予想される津波の高さや到達時刻を津波警報等で知らせます。

（２）生活環境の向上

地域の特性に応じて、汚水処理施設、情報通信施設等の社会生活基盤の整備を推進するほか、日常生活における憩いの場としての緑地・広場や砂浜の整備、歩道の設置や交通安全施設等の整備、海岸保全施設や歩行空間の整備及びバリアフリー化を推進します。

日常生活の基盤としての市町村道から国土の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網の整備を推進するとともに、大規模自転車道の整備や地域レベルのITS（高度道路交通システム）の推進等により、地域の生活に密着した交通サービスの維持・充実を図ります。また、高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、河川、道路等の公共施設管理の高度化を図るための光ファイバを整備するとともに、施設管理に支障のない範囲で民間事業者等への開放を進めます。さらに、図書館等の社会教育施設の機能向上や医療機能の分化連携を図る新たな医療計画に基づき医療提供体制の確保を図ります。

また、漁村住宅の増改築を行う者に対する住宅改良資金の貸付けを促進するほか、良質な住宅・宅地の供給を推進します。

（３）地域資源を活かした漁村づくり及び都市と漁村の共生・対流の促進

新鮮な水産物や豊かな自然環境等の地域資源を活用した地域活性化のためのモデル的な取組を支援し、その成果を全国に普及するとともに、地域が自ら考え行動するための土台づくりとして、地域におけるリーダーの育成や各種情報提供を行います。また、教育的効果も高い子どもたちの農山漁村での宿泊体験活動を推進する観点から、農林水産省、文部科学省、総務省が連携して実施する「子ども農山漁村交流プロジェクト」として、３泊４日以上の宿泊体験を通じて自然体験活動等を行う小学校の取組に対する補助を行います。

漁村の景観や伝統文化の保護・保全に配慮した漁村の整備を推進します。また、伝統文化の保存・活用のための活動に対する支援や、次代を担う子どもたちに対し、伝統文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得する機会の提供を行います。

都市と漁村の交流を促進するため、空港・港湾への連絡の強化に資する道路の整備や地形的な制約により交流が遅れている地域間を連絡するトンネルや橋梁の整備を推進します。また、地域の情報発信と連携・交流の拠点として、休憩施設と市町村の地域振興施設とを一体化した道の駅を整備するほか、高速道路のサービスエリア・パーキングエリアと地域振興施設との一体的整備、スマートインターチェンジ（ETC専用IC）の整備を推進します。

３　漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進

遊漁を含む海洋性レクリエーションと漁業との共存を図るため、遊漁船及び遊漁船利用者の安全対策を強化するとともに、釣りのルール・マナーの啓発を現場で行う釣り指導員の活動支援等を実施します。

また、漁船とプレジャーボート等の秩序ある漁港の利用を図るため、周辺水域の管理者との連携により、プレジャーボート等の収容施設の整備を推進します。

4　水産業・漁村の有する多面的機能の発揮

（1）離島漁業の再生を通じた多面的機能の発揮

条件が不利な離島の漁業を再生するため、種苗の放流や漁場監視等の漁場生産力を向上させる取組や、集落の創意工夫を活かした取組を行う離島の漁業集落に対して交付金による支援を引き続き行います。

離島漁業再生支援交付金

制度

中核的なグループが中心となって共同で漁業再生活動に取り組む離島の漁業集落（地区）に対し、交付金により支援します。

① 対象地域：離島
（近接離島は都道府県知事による認定）
② 交付対象：漁業集落又は地区
③ 交 付 額：340万円／集落（25世帯の場合）
④ 対象行為：漁業再生活動

漁業再生活動とは

① 集落協定の策定
② 漁場の生産力の向上
③ 集落の創意工夫を活かした新たな取組

漁場生産力の向上に関する取組
種苗放流、漁場の管理・改善、
植樹、海岸清掃、漁場監視　等

創意工夫を活かした新たな取組
漁具漁法の開発、新規養殖業への着業
高付加価値化、流通体制の改善　等

（2）環境・生態系保全活動の促進

国民への水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、優良事例の普及や技術的サポート等を支援します。

Ⅶ 水産関係団体の再編整備

1　漁業協同組合系統の経営・事業の改革

事業部門別の収益性向上や管理費削減によって、単年度事業利益の黒字化を達成するための抜本的な事業改革を促進します。その一環として、経営不振に陥っている漁協についての経営改善計画の早急な策定・実施を促進し、漁協の欠損金見合いの負債の借入れに対し、利子助成を行うとともに、これを機関保証・保険に付した場合の保証料助成、さらに代位弁済が行われた場合の求償権償却経費等に対する助成を行うなど漁協系統組織における改革のための取組を支援します。

2　その他の水産関係団体の再編整備

水産業をめぐる情勢の変化に対応して水産基本法の基本理念の実現に資することができるよう、水産に関する団体についてその位置付け・役割を不断に見直します。

Ⅷ その他重要施策

1　生物多様性保全施策の推進

「農林水産省生物多様性戦略」及び「生物多様性国家戦略2010」の策定を踏まえ、漁業生産の基盤である漁場環境の保全など生物多様性の保全と両立した持続的漁業生産の確立に資するため、藻場・干潟等の保全の推進などにより、里海・海洋の保全施策を総合的に推進します。

特に、漁場環境に深くかかわる生物多様性を保全するため、海洋生物の多様性の定量的評価方法の開発、赤潮・貧酸素水塊対策、希少水生生物の保全手法の開発、沿岸域における環境診断手法の開発等を図ります。

2　WTO交渉への取組

WTO交渉に当たっては、水産物のように適切な管理を行わなければ枯渇する有限天然資源についてはその適切な保存管理を通じた資源の持続的利用に貢献する貿易のルールを確立すべきであり、漁業補助金の規律の強化については過剰漁獲能力、過剰漁獲につながる補助金に限定して禁止すべきであるという基本的考え方に基づき、関係府省が十分に連携し、我が国の主張が最大限反映されるよう努めます。

3　EPA／FTAを含む経済連携への取組

EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）交渉に当たっては、貿易の自由化が水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすことのないように配慮しつつ、我が国食料輸入の安定化・多元化や安全で信頼できる食品の輸入の確保、我が国農林水産物・食品の輸出促進を図るべく、戦略的に各国との交渉に臨みます。

4　政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

統計の作成・利用に当たっては、調査業務の効率化を図りつつ、重要施策の推進に必要となる統計調査を着実に実施します。

具体的には、我が国漁業の生産構造、就業構造等を明らかにするとともに、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態と変化を把握し、水産行政施策の企画・立案・推進に必要な基礎資料を作成するための調査を着実に実施します。

また、統計調査のアウトソーシングした場合の調査の質を維持するため、統計調査員の資質向上を図るとともに、農林水産統計指導員の一層の活用を図ります。

Ⅸ　水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

1　メリハリの効いた分かりやすい政策体系の構築と透明性の確保

施策の展開に当たっては、国際競争力のある経営体を育成・確保するなどの施策の目的を明示した上で、その目的や施策分野の状況に応じて設定する対象者に施策の集中を図ります。さらに、施策間の連携を強化し、一体的に推進することによって各分野の政策改革の相乗効果の発揮に努めます。これらを通じて、効率的かつ効果的で、国民に分かりやすい政策体系を構築するほか、施策の決定と実行過程の透明性を高める観点から、施策情報誌、インターネット等を通じ、漁業者を含む国民のニーズに即した情報公開を推進するなど、施策内容等に関する分かりやすい情報提供活動の充実を図ります。

2　消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点からの施策の展開

水産業・漁村に対する消費者・国民のニーズを的確にとらえた上で、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開します。また、消費者が生産現場を、生産者が消費の実態を十分に把握して、例えば消費者に選ばれる商品の生産サイドからの提供、消費サイドにおける正確な知識・情報に基づく商品選択や食品廃棄の抑制等の適切な行動が可能となるよう、相互理解を促進します。

３　事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進

官と民、国と地方の役割分担の明確化と適切な連携の確保を図りつつ、漁業者等の事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮をより一層促進します。このため、事業者や産地の主体的な取組を重点的に支援するとともに、規制の必要性・合理性について検証し、不断の見直しを行っていきます。

４　財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情のもとで限られた予算を最大限有効に活用する観点から、既存の予算を見直した上で大胆に予算の重点化を行い、財政措置を効率的に運用します。

５　改革の工程管理・施策の改善と効果的・効率的な施策の推進体制の構築

各分野における改革を着実に具体化し、速やかに実施に移していくとともに、国民に対して改革実行の透明性・予測性を確保する観点から、施策の具体化に向けた手順と実施の時期を明示した工程表に基づき、明確な目標設定の下での工程管理を実施します。

また、施策の工程管理において政策評価を積極的に実施するとともに、施策の実施状況や目標の達成状況に照らし、必要に応じて施策内容の見直しを適切に行い、翌年度以降の施策の改善に反映させていきます。

さらに、行政ニーズの変化等に迅速かつ的確に対応し、効果的・効率的に施策を推進するための体制の見直しを行います。